

## 第三區 有澤橋より下流四百間

## 第四項 水産施設

**縣立水産講習所** 中新川郡滑川町に在り、明治二十九年六月同町有志相謀り中新川郡水産研究會を組織し、同年十二月郡立となり、同三十三年二月縣營に移し富山縣水産講習所と改稱す、現今學科を別ちて本科遠洋漁業科、研究科及別科の四種とせり、本科は修業年限二ケ年とし、普通學は勿論漁撈製造養殖に關する學科及技術を授け、又遠洋漁業科は修業年限を二ケ年とし、初年度に於ては漁撈航海運用其の他必要學科及技術を修得せしめ、次年は遠洋漁船試験船立山丸に乘込み實地練習をなす、又研究科は修業年限を一ケ年とし、本科卒業後尙研究を志望する者の爲に設く、別科は修業時期を別に定めず、隨所に於て漁撈製造養殖の三科中一科若くは其の種目を限り、現業を主として習得せしむるものとせり、而して本科の入學資格は年齢十三年以上にして、修業年限二ケ年の高等小學校を卒業し若くは之と同等以上の學力を有するもの、又遠洋漁業科は本科卒業中より志望により入學せしむるものとせり、創立以來の卒業生本科四百八名、遠洋漁業科百七十五名、研究科八十二名を算し、水産界の爲め裨益する所尠からず。

**魚津水族館** 大正二年富山市に於て關西府縣聯合共進會開催の際、第二會場として魚津町に設置せられたるものにして、共進會閉會後魚津町に移管され、爾來同町に於て引續き經營せられつゝあり、現在の敷地七百四十四坪、建築物は洋館平屋造七十四坪にして、毎年五月一日より八月三十

一日まで開館するものなるが、魚族の主なるものは鯛、鱸、福來魚、ツバイソカワハギ、鹹鱈、鱈、小鯖、小鱈、黒鯛、鰯、鯛、鮎、金頭魚、鰻、オコゼ、鱈、海豚等數十種に達し、水産教育の資料として且つ水産趣味の宣傳上多大の裨益を與へつゝあり。

**水産會** 斯業の改良發達を圖る目的を以て、明治三十二年五月社團法人富山縣水産會設立せられ、縣よりも多大の援助を得て漁撈製造養殖の方法を講究し、且つ樺太及沿海州の漁業獎勵に力を注きたりしが、明治三十五年漁業法制定せられし結果、沿海及樞要の地に水産組合の設置を促がし、明治四十年に至り沿海に四、淡水方面に二の設置を見るに至り、同年四月富山縣水産組合聯合會を組織し、爾來十有五年間斯業の啓發に努めたりしが、大正十年四月新に水産會法制定せられたるを以て、翌十一年に於て從來に於ける水産組合の組織を變更し、同法に基き現在の水産會を設立せるものにして、目下沿海には下新川、中新川、上新川、射水、永見の五郡水産會の外、神通川流域町村を地區とする富山上新川、婦負水産會を合し、是等の郡市水産會を會員とし、富山縣水産會を組織し、以て連絡統一を圖り各種の施設事業を經營し、斯業の改良發達に意を致しつゝあり。

**漁業組合** 漁村に於ける中心機關にして、漁業法に基き明治卅五年以來設立せられたるが、其の數卅二を算し、漁業權及入漁權を取得する外、漁業に關する共同の施設として、共同販賣、購買、運搬設備、貯藏設備、蕃殖保護、資金貸付、遭難救恤等の事業を經營し、組合員の福利増進を計りつゝあり。

## 第五項 漁港



氷見漁港 大正十一年縣會の議決を經、總工費五拾萬圓(國庫補助貳拾五萬圓、縣費拾萬圓、氷見町拾五萬圓)を以て、大正十三年一月修築の工を起し、昭和三年九月竣工を告げたるものにして、港灣の區域は上庄川左岸舊突堤の西北五十五間の地點を起點とし、延長二百間の防波堤を築設し、又上庄川河口より東南海岸線に沿ひ、延長六十間及是れより沖合に向ひ、延長百間幅二十間を埋立て、之に物揚場等護岸を施設し、これ等工作物の圍繞に依る内港面積二万千百坪とす、而して水深は六尺乃至九尺にして、漁船の出入碇繫に便なり、其の他魚津生地の兩漁港は目下工事中に屬す。

## 第九節 鑛業

天正年間より相繼て長棟、虎谷、河原波、下田、龜谷、吉野、松倉の鑛山を發見し、慶長、元和の頃最も盛に採掘せり、當時藩主亦採鑛を獎勵し、元和四年二月領内に令して鑛山の發見に力めしめたり、其の後斯業漸次衰頽して、延寶年中に至り各鑛山とも殆んど廢滅に歸せり、現時採掘するもの甚た少なく、黒鉛、花崗岩、安山岩、凝灰岩、灰岩、砂岩、砂利、陶石、陶土及粘土等を加へ、年々僅かに約四拾萬圓に過ぎず、主なる産地は東礪波郡利賀村、平村、太田村、上新川郡太田村、大山村、下新川郡片貝谷村、射水郡二上村及氷見郡太田村等なり、然れども本縣には以上の外、射水郡新湊町に電氣製鐵所ありて、盛んに鐵鑛製鍊を行ひつゝあり、主なる製品は滿俺鐵、チタン鐵、鏡鐵、硅素鐵等にして、其の産額貳百拾餘萬圓に達す、其の他上新川郡山室村日本曹達株式會社に於ても、少許の滿俺鐵及硅素鐵を産し、孰れも悉く縣外に移出す。

## 第九章 交通

## 第一節 道路

本縣は東南西の三方、高山峻嶺を繞らし、餘脈各地に起伏して、古來交通の不便を極め、百事世の進運に遅れたり、之を以て分縣以來道路の改修に努めたりと雖、毎歲に於ける河川の災害に制肘せられたるは遺憾とする所なり、大正九年道路法の實施以來認定されたる本縣内の道路は、國道、府縣道、市道、町村道を通して、其の延長實に三千五百九十五里に達せり、其の内本縣内を通する國道は第十一號線に屬し、其の延長二十五里餘、府縣道二百十七線、延長四百二十八里餘、市道延長五十一里餘、町村道延長三千百七十二里餘に及ぶ、而して都邑の多くは、北方の平野に偏在せるを以て、道路網も亦之に伴ふ、即ち國道線は道路交通の大動脈をなして、縣内の平野を東西に貫き、新潟、石川の兩縣に通す、又幾多の縣道は一に之を基調として、富山、高岡を中心に放射狀をなして、石川、岐阜の兩縣に連絡す、其の他港灣に、停車場に達するもの、樞要の都邑に連絡するもの、山地の開發に資するもの等、市町村道と相俟つて各交通の緩急に順應し、適當に分布せらる、市町村道に對しては縣より補助金を交付して之か改修をなさしめ、運輸交通の便を計り、地方産業發展の促進機關たらしむるに努む、道路中重要なるもの、狀況を記すれば左の如し。

## 北陸街道

國道第十一號線に屬し、本縣道路交通の大動脈をなす、本街道は新潟縣直江津町よ



り連つて親不知の嶮を越へ、海岸に沿ふて泊町に出て、入善三日市魚津滑川水橋新庄の各町を経て富山市に連なり、西走して小杉高岡福岡石動等を経て、縣界天田越を踰え石川縣に入る、省線鐵道北陸本線に併行して縣内主要都市を連結す。

**府縣道** 本縣内の縣道は、元加賀街道能登街道飛驒街道濱街道等に別れたるも、道路法の實施に伴ひ新たに其の名稱を改めたるものにして、今其の著しきものを舉ぐれば左の如し。

**加賀街道** 高岡―戸出線出町―福野線福野―福光線福光―森本停車場線とす、高岡市より省線たる中越線に併行し、礪波平野を縦斷して、戸出出町福野を経て福光町に右折し、石川縣森本驛に至る、其の延長八里二町餘あり、其の外福光より小又峠を踰えて金澤に至る福光―金澤線あり。

**能登街道** 本街道は富山―氷見線、氷見、羽咋線及氷見七尾に至る各線に屬す、高岡市に於て國道第十一號線より分岐し、氷見町より八代村を過ぎ、荒山峠を越えて能登七尾町に至るものを氷見―七尾線と云ひ、延長三里十八町に亘る、又氷見町より上庄村を経て熊無峠を越へ能登羽咋町に至るものを氷見―羽咋線と云ひ、延長二里三十五町あり、車馬の通行自由にして、軍事上最も樞要なる道路なり。

**飛驒街道** 富山―岐阜線に屬し、富山市西町を基點とし、大澤野村笹津を経て神通川に沿ひ、蟹寺より上街道を経て縣界加賀澤に通ずるものと、下街道蟹寺より分岐し、岐阜縣船津町を経て高山町に至るものとの二線あり、上街道に屬するものは延長九里二十三町餘にして、下街道に屬するものは縣内七町餘に過ぎず、本街道は神通川の本流及支流の嶮崖に沿ひ開鑿したるものにして、谿流

深潭の勝景に富み、車馬の通行亦容易なり。

**濱街道** 本街道は西水橋町より國道を分岐し、其の間東岩瀬町四方町新湊町伏木町を経て氷見町に通ずる道路にして、全線有磯海に沿ひ、旅情を感むる箇所尠からず、就中島尾遊園、義經雨晴濱、黒崎の白砂青松等、夙に景勝の地として名聲を博す。

**立山街道** 富山―立山線なり、富山市より上瀧町音崎寺等を経て、立山雄山神社に達する延長十五里七町の道路なり、藤橋までは車馬を通ずるも、藤橋より立山室堂に至る九里十一町の間、峻嶮なる山路に屬す。

**勅使街道** 富山市より婦負郡追分茶屋まで國道を重用し、それより分岐して中田町戸出町を経て、石動町に達する八里三十四町の道路にして、富山―出町線、石動―戸出線に屬す、沿道には桃の名産地たる太閤山及木曾義仲の遺蹟たる弓の清水あり。

以上の道路に亞き、來往頻繁の道路を舉ぐれば左の如し。

- 富山―八尾線 延長四里三町
- 富山―五百石線 延長二里十三町
- 八尾―小杉線 延長四里七町
- 上市―東岩瀬線 延長三里二十六町
- 五百石―上市線 延長一里二十六町
- 滑川―上市線 延長一里二十七町



上	市	大岩線	延長一里十九町
三	日	市宇奈月線	延長四里十六町
魚	津	生地線	延長二里二十町
高	岡	伏木線	延長一里二十八町
富	山	東岩瀨線	延長一里三十四町
城	端	八幡線	延長八里十五町
富	山	上市線	延長二里二十一町
泊		舟見線	延長二里七町
石	動	津澤線	延長一里二十八町
出	町	石動線	延長二里七町
出	町	井波線	延長一里二十九町
富	山	氷見線	延長三里九町(高岡氷見間)
水	見	伏木線	延長二里

第二節 橋梁

本縣は河川の多きこと本邦稀に見る所なり、而して分縣以前は多く橋梁を架せず、僅に舟橋渡船籠渡卒渡春越等に依りて交通せしに過ぎず、故に一朝出水あるに際しては交通遮斷の不便を免れず之を以て縣は努めて交通運輸の便を圖るべく、常に多額の費用を計上して橋梁の新設架換に努

力したる結果、今や長大なる橋梁は到る所に風致を添へつゝあり、今長さ二百間以上の橋梁を擧ぐれば左の如し。

橋名	架設川名	延長	架設箇所
黒部橋	黒部川	三百八十間	下新川郡飯野村間
早月橋	早月川	二百四十八間	下新川郡下中島村間
常願寺橋	常願寺川	二百四十間	中新川郡早月加積村間
新大橋	神通川	二百三十八間	中新川郡西水橋町間
雄神橋	庄川	二百四十三間	富山市内
下黒部橋	黒部川	二百八十二間	射水郡大門町内
大日橋	常願寺川	二百九十四間	下新川郡飯野村間
常盤橋	神通川	二百六十一間	中新川郡利田村間
萩浦橋	神通川	三百二十間	中新川郡島村間
神通大橋	神通川	二百二十八間	中新川郡三郷村間
中田橋	庄川	二百八十七間	中新川郡島村間
太田橋	同	二百四十四間	上新川郡東岩瀨町間
新庄川橋	同	二百二十八間	婦負郡四方町間



## 第三節 鐵道及軌道

本縣内を通ずる鐵道は省線北陸本線中越線水見線新湊線飛越線縣營鐵道及私設鐵道加越線立山線黒部線富山線富岩線越中線及富山市營電氣軌道私立神岡軌道にして、是等の交通機關は近時著しく發達し、其の延長實に鐵道二百八十軒、軌道三十軒餘に達し、交通運輸上舊態を一變し、經濟上社會上の進歩を促したること尠からず、各線の狀況を記せば左の如し。

**北陸本線** 石川縣より來り、國道第十一號線と併行して縣の東西を貫通し、東は直江津を経て東京若くは青森方面に、西は米原を経て京都大阪若くは名古屋方面に達する主要の幹線なり。

**中越線** 元中越鐵道株式會社の創設に係るものにして、大正九年政府の買收したるものなり。本線は高岡市にて北陸本線と交叉し、南は戸出町、福野、福光等を経て城端町に至り、北は能町を経て伏木町に至り、水見線と連絡して水見町に至る、其の沿線には北陸舞子の稱ある島尾及義經雨晴の勝地ありて、停車場を設け遊覽客に便す。

**新湊線** 元中越鐵道株式會社の創設に係り、大正九年中越線と同時に政府に買收されたるものなり、本線は能町驛を起點とし、吉久中伏木驛を経て新湊驛に達す。

**飛越線** 目下省線富山驛を起點とし、西富山、速星、千里、八尾を経て神通川を横斷し、富山線、笹津驛を併用して更に神通川左岸を南走、檜原を越え猪谷に通ず、其の延長三十六軒六あり、本縣神通川の左岸なる山間溪流を縫ひ、岐阜縣高山町を経て、中京名古屋に達するを目的とするものにして、接

續の曉は旅客の順路、貨物の運輸系統に變化を及ぼし、隨つて經濟方面に大なる變化を來すものあるべし。

**縣營線** 富山市郊外南富山驛を起點とし、立山村千垣に至る電氣鐵道にして、延長十九軒餘あり、大正十年四月常願寺川上流に於ける縣營水力電氣事業に伴ふ材料の運輸を目的とし、創設されたるものにして、沿線各地に於ける一般旅客及貨物の運輸機關として重要な地位を占む、特に上瀧驛以南は翠巒蜿蜒として連なる所、常願寺川の清流を下瞰し、斷崖の間を縫ふて登り、立山方面登山者の策源地たる芦峯寺に近き千垣迄達するを以て、一面より見るときは、本線は又立山登山鐵道と稱すべきなり、隨ふて夏季の如き常に登山客を以て充滿す。

**加越線** 加越鐵道株式會社の經營に係り、省線石動驛を起點とし、津澤町、福野町、井波町を過ぎて青島に至る、其の延長十九軒五餘にして、礪波平野を横斷す、本線は庄川に沿ふて太田村に下り、更に進んで庄川を越え、婦負郡を横切りて富山市に連絡するを目的とせり。

**立山線** 立山鐵道株式會社の創設に係り、省線滑川驛を起點とし、上市、五百石町等を経て、立山村岩峯寺に於て縣營鐵道と連絡す、其の延長三十軒九立山方面登山客の便最も多し、本線は目下富山電氣鐵道株式會社の起工中に係る富山市より上市町及大岩村に至る十七軒を合併し、之を電化して本縣東部山村方面の産業の開發と地方交通の便益に資せんとす。

**富山線** 省線富山驛構内を起點とし、郊外堀川新驛に於て縣營線と連絡し、上新川郡大澤野村笹津に至る延長十六軒餘の鐵道なり、富山飛驒間唯一の運輸機關にして、富山鐵道株式會社の經營



に屬す。

**黒部線** 黒部川に於ける水力電気事業に要する物資の運搬並に宇奈月に於て温泉事業を經營する黒部鐵道株式會社の敷設する所なり、省線三日市驛を起點とし黒部峽谷の關門宇奈月に至る延長十七軒餘及北方石田に至る一軒七にして其の間電力を以て運轉す、本線は黒部峽谷の利源を開發し、又同峽谷の勝景を廣く紹介の用に供し一面石田港との海陸連絡に依り將來倍々其の機能發揮せんとす。

**富岩線** 富岩鐵道株式會社の創設する所なり、省線富山驛構内を起點とし郊外奥田村大廣田村を経て、東岩瀬港に至る延長八軒二に亘る電気鐵道なり、東岩瀬港は富山市の門戸に當り、海運の便亦拓けたるを以て、富山市とは密接の關係を有す、沿線奥田村には富山藥學專門學校、大廣田村には富山高等學校あり、又東岩瀬の濱は白砂青松夏季唯一の海水浴場たるが爲め、本鐵道の利用頗る大なるものあり。

**越中線** 越中鐵道株式會社の經營なり、富山市聯隊橋西詰を起點とし、富山北口、八ヶ山、八町、布目、今市四方、打出、海老江、堀岡を経て放生津、瀉に沿ひ新湊、東口に至る、其の延長十六軒餘あり、夏季は四方港より打出濱に至る海濱一帯の地は、白砂青松相映し、風光佳絶にして海水浴に適するを以て、浴客皆本鐵道を利用す、本線は射水郡新湊町に連絡し更に高岡市に通するを目的とし、目下工事を進めつゝあり。

**富山電気軌道** 富山市の經營にして、富山驛前を起點とし、本線は櫻橋を渡り西町を経て市の

南郊堀川町に至り、富山線堀川新驛縣營線南富山驛に連絡せしむ、支線は縣廳市役所前を過ぎて郵便局を左折し西町を経て雪見橋を通し富岩線に至るものと、更に西町より富山市郊外吳羽山に至る一線ありて、吳羽公園遊覽者の便を計り、併せて市外との交通を助けつゝあり。

**神岡軌道** 富山鐵道の終點笹津驛前より、神通川の右岸なる山腹溪間を辿り、岐阜縣船津町に至る延長三十八軒四のガソリン機關車牽引の鐵道にして、縣内は猪谷まで十六軒あり、元、三井鑛山専用の貨物運送機關として設けしものなるも、大正十二年軌道條例に依り特許を受け、設備を改善し一般の貨物運輸を營むに至れり、而して本軌道は省線飛越線の進捗に伴ひ其の起點を猪谷驛に連絡する様目下出願中なり。

以上の外既に免許を受けたるもの四線あり左の如し。

富山市より上市町を経て大岩村に至る	十七軒	富山電気軌道株式會社
新湊町より東礪波郡般若村安川に至る	十八軒三	水波電気鐵道株式會社
省線八尾驛より山田村數納に至る	十六軒三	北陸工業株式會社
氷見町より石川縣羽咋郡羽咋町に至る	二十四軒三	能登鐵道株式會社

#### 第四節 河川

**河川** 本縣は河川の多きこと本邦中稀に見る所にして、是等河川は縣民と利害關係甚大なるものあり、就中庄神通常願寺黒部及小矢部の五河川を最も大とす、何れも灌漑其の他の利あるは勿論



なりと雖災害を蒙ることも亦甚大にして既に改修を終へたるもの或は將に之を行はんとするものにして其の主要左の如し。

**庄川** 河川法施行河川にして源を飛驒に發し縣内を流るゝこと十六里餘にして日本海に注ぐ元小矢部川と合して伏木港に入りしが下流狭くして且迂曲せるがため政府は工費參百萬圓を投して河身を改修し明治四十五年之を竣工し災害も大いに減するに至れり。

**神通川** 河川法施行河川にして飛驒より來り東岩瀬港に注ぐ縣内の流路九里餘なり明治三十六年馳越線を開鑿して以來多少汎濫の憂を減せしも大正三年の如きは其の支流井田山田熊野の三川漲溢し壹千萬圓の大水を蒙りたるを以て政府は當初工費九百貳拾壹萬貳千五百圓を投し大正七年度より改修に着手し昭和九年度まで十七ヶ年繼續事業として完成の計畫なり。

**常願寺川** 河川法施行河川にして延長十四里餘急流瀧に似たりと稱せらる安政五年地震のため大洪水となり非常の慘狀を極めたり明治二十五年縣は一度内務省雇工師「デレーケ」の設計に依り百萬圓を投して改修を施せしか泥砂の流出止まずして流水中に混濁し今や河底田面より高きこと一丈に及ぶ所あり政府之を第二期川に編入して更に改修するの必要を認められ曩に調査測量する處ありたり。

**黒部川** 河川法施行河川にして延長二十一里餘愛本橋より上流は峡谷深く連山の間を遶り所謂黒部峡谷の景勝ありと雖其の下流は忽ち展開して黒部橋の邊は川幅三百七十四間に及へり四十八瀬の別稱あるは即ち本川にして廣狹一定せず改修の要迫れるを以て政府は同しく第二期

川に編入せられたり。

**小矢部川** 河川法施行河川にして延長十六里餘東西礮波及射水の三郡内を貫流す本流域は山間極めて少く其の形狀狹長なりと雖平野部に至れば數條の支川に依り流域著しく膨大し礮波射水の大平野を形成し灌漑舟楫の便あること縣下第一なり然れども流路の迂曲河幅の狹窄せる部分甚だ多く水災屢臻る就中大正八年は被害激甚を極め河狀險惡なるを以て政府は又之を第二期川に編入し更に改修の要を認められ目下調査測量中に屬す。

### 第五節 港灣

本縣の海岸は能登岬の突出によりて一大灣を形成せりと雖屈曲割合に少く其の延長僅に二十三里餘に過ぎず。

縣内の港灣中伏木港は鐵道中越線に沿ひ航路の中心として内國は勿論對岸大陸との交通貿易上至便の地位に在り夙に日本海に於ける重要港灣として知らる其の他水見東岩瀬魚津等運輸の便ある港灣の狀況を左に示さん。

**伏木港** 日本海屈指の要港にして小矢部川の河口に在り寛文年間幕府が内國十三港を指定せるに際し本港を其の一に加へ船政所を置く天保弘化年間佐渡に通航し次て大阪に開航する等古來良港として其の眞價を認めらる明治八年東京三菱の二汽船の入港したるは之れ本港に於ける汽船出入の嚆矢にして引續き九州新寮の汽船毎月寄港するに至れり明治廿二年始めて特別輸



出港となり、同廿七年特別貿易港に、同卅二年七月開港場に指定せらる。爾來海運業の發展に伴ひ船舶の出入漸次頻繁となり、翌廿三年には内務省は直接事業たる庄川改修工事の一部として、本港を修築し、大正元年之が完成を告げ、三千噸級の船舶は優に進入して棧橋に横付となるを得るに至れり、亦一面棧橋及繫船壁附近に軌條を敷設して鐵道中越線と連絡せしめ、其の接續地に上屋數棟を設置して、荷役の便を計る等、海陸連絡の設備を完成し、昔の面目を一新し、輸移出入貨物は逐年躍進的發展を遂げ、本邦各港中の重要地位を占むるに至りしを以て、大正十一年五月重要港灣に指定せらる。爾來内地の諸港は勿論、浦鹽樺太及北鮮航路の開くるありて、大正元年廿六万五千噸を算したる輸移出入貨物は、大正十三年には九十七万噸の巨額に達し、其の發展窮極する所なく、設備爲に狹隘を告げ甚しき不便を痛感するに至れり、若し夫れ國有鐵道飛越線全通して、富山名古屋を連絡するに至らば、表日本と裏日本との交通系統に一大變革を來し、本港將來の發展期して俟つべく、本港の擴築は將に焦眉の急に迫れる實情に鑑み、政府に於ては大正十三年度より昭和十年度に至る十二ヶ年繼續事業として、當初工事費五百萬圓を投し、大体左記計畫に依り之が擴築工事を直接施行せらるゝに至り、目下着々工事施行中に屬す。

## 一、防波堤の擴築

## 二、横棧橋の増設

## 三、船渠の新設

## 四、埋立

## 五、浚渫

**氷見港** 氷見郡氷見町附近の海岸に在り、鐵道氷見線の終點に連なる、本港を中心とする有磯海岸一帯は漁撈頗る盛にして、殊に鰯鱈等の大漁を以て名あり、然るに本縣には從來漁港の設備なく、縣内漁業家の不利不便言ふ可らざるものありしを以て、縣は當港を漁港に選定し、大正十三年一月修築の工を起し、昭和三年九月大体竣工したるものにして、必要なる防波堤、荷揚場、荷造場、船揚場等の設備あり、昭和五年一月指定港灣となる、而して氷見町は大正元年氷見線の開通するや町勢愈々發展し、今や戸數三千餘、人口一万五千餘に達し、地方文化並に物資集散の中樞地を形成するに至れり。

**東岩瀬港** 神通川の河口にして、富山市の北二里の海濱にあり、船舶の出入繁く、附近大村より濱黒崎に至る一帯の海濱は白砂青松の地にして、夙に風光明媚を以て知らる、本港は神通川を通し、富山市と唇齒輔車の關係を有し、一面航路の中心たる伏木港に近きを以て、其の補助港たらしむることとなり、神通川の改修に併せ巨資を投し、目下修築工事中に在り、而して一面には富山市北端より通する富岩運河開鑿事業着手中に屬し、之等竣工の上は伏木港と相俟つて、其の機能を發揮するに至るべし、而して本港は昭和四年一月内務大臣の指定さるゝ所となれり。

**魚津港** 大正十一年内務大臣に於て指定されたる樞要港灣なり、本港の修築は夙に其の必要を叫ばれ、遂に昭和四年度より同九年度に至る六ヶ年繼續事業として、當初工費七拾萬圓を投し、漁港施設の着手中に屬す、之が竣成の曉は港の進展期して待つべきものあらむ。



以上の外生地港は小漁港として目下施設中に屬し石田泊四方新湊の諸港ありて汽船和船を出入し、多少の輸出入をなし得るも設備全ふからず。

## 第六節 遞信

抑々通信の事たるや吾人が日常生活と緊密の關係を有し其の制度の完整は即ち文化振興、産業發達の基礎たり、今や通信制度は普及し山村に於ても日夕郵便の訪れを受けざるはなく、又電信網は從横に張られ愈々其の密を加へ、殊に最新通信機關たる電話に對する國民の要望熾烈にして政府の施設のみに俟ち難く特設電話の施設益々多きを加ふ、而かも最近航空郵便の創設を見無線電信電話は字内を連環して日と共に通信圏の擴大となりたる結果通信の利用愈々其の度を加ふるに至れり。

**郵便** 縣内の郵便事務は明治五年三月下新川郡泊町に開設せられたるを始とし、昭和四年度末の調査に依れば郵便局百四、郵便切手類賣捌所九百三十一ヶ所、郵便函九百七十二、郵便私書函百六十八ヶ所に達し、其の普及に伴ひ一局所當り面積は二五方里となり、同人口は、八千餘人に當れり而して通信力の發達に伴ひ各郵便局を連ぬる脈管に比すべき郵便線路は通常道路八十九万六千三百二十七米、鐵道百八十六万七千七百二米にして愈々密を加ふると共に鐵道の開發に依りて益々其連絡及結果の適切と敏速とを致すに至る、之等集注連絡せる各郵便局には集配受持區域の定ありて、集配時刻及集配方法、集配巡路を一定し集配の的確を期し居れり、而して山河重疊する本縣

に於ては集配の實行必ずしも易からざるものあり、殊に冬期降雪時に於ける深山其の他交通困難の場所にして配達至難の地に於てはスキーを利用し、又最近庄川小牧堰堤上流に於てはディーゼル船を利用遞送する等特殊の取扱を爲せり、爾來業務の發達に伴ひ漸次増加の趨勢を示し當縣内一人一ヶ年郵便物差出數五十通を越ゆるに至る。

**電信** 電信に於ける通信力は主として商工業の發達に相伴ふものにして、當縣内に於ては明治五年九月下新川郡魚津町に開設されたるを始とし、其の取扱局所數も亦急激なる増加を見たり即ち昭和四年度末に於て七十五局所を算し、郵便局所數の約七割餘に相當するに至れり、其の電信線路に就ては主要幹線より漸次枝葉に及びて其の普及の速度を高め、其の線條の延長架空線百九十一万八千七百九十二米、架空ケーブル線二十四万六千四百六十八米、地下ケーブル線六百十七米に達す、是等の線路は其の樞要なる中心地富山局より縣内各局に連絡し且通信頻繁なる東京大阪京都名古屋新潟等の大都市間には複線、複々線を設備し、二重機、四重機の如き高速度の通信装置をなし、内地は勿論海外各地との通信を結べり。

**電話** 本縣に於て電話の創設を見たるは官廳用電話にして、明治十九年七月本縣警察部、富山警察署間に、同二十八年一月警察部、富山地方裁判所及富山監獄間に開始し、爾後漸次擴張して、同四十年七月には各警察署、同分署及各郡役所間に通話を見るに至れり、普通電話は富山、高岡の兩郵便局に於て通話開始せるものにして、富山は明治三十九年十二月より電話交換事務を開始し、高岡は同年電話通話事務のみを開始し、同四十年十一月電話交換事務を開始と共に普通電話となりたり



明治三十九年普通電話創設の當時は其の加入者僅かに二百五十餘個に過ぎざりしが、爾來各地致る處に通じ現在七千八百八十九個を算するに至れり、而して是等加入者及交換局相互間等を連接する電話線條は架空裸線六百四十九万五千四百六十米、架空ケーブル線一千三百九十九万九千九百五十六米、地下ケーブル線八百三十八万七千七百四十八米にして通話上密接なる關係にある都市間は勿論、主要村落に至る迄遍ねく連絡を見るに至れり、又市外通話の利用は日と共に増加し最近一ケ年間の總取扱數百九十三万八百三十通話に達す、爾來電話は産業取引の發達及社交の頻繁を加ふるに伴ひ益々其の需要を高め完全なる新式装置の施設を緊要とするに至り、富山市の如きは市内荒町にモダンなる電話分室の建設を見、現今六大都市にのみ装置せる自動式交換機を採用して諸般装置設備に一段の改善を加ふべく準備中にして完成の日も近からんとす。

#### ラチオ

最新通信機關の中にて最も驚異すべき發達を來し現代人の日常生活に密接なる關係を有するに至れり、當縣に於ても金澤放送局設置せられしより著しく其の數を増加し今や三千餘の聴取加入者を有するに至り、尙磁石化實現の爲め近く當縣にも放送局の設置を見るに至らん

#### 郵便年金

大正十五年十月の創業にして爾來日尙淺きも縣内の契約件數二千八百件、年金額拾四萬八千八百圓に達し其の普及率は人口千人當り三十六人となれり。

#### 簡易保險

大正十五年十月の創始にして、爾來其の利導開發に努めたる結果、保險思想樹立の實を擧げ、其の普及率は人口千人當り二百八十二人にして全國の第八位を占め、其の契約件數二十万に垂んとし、其の保險金額貳千七百四拾萬圓に達し、保險料も亦年額百五拾貳萬七千圓を超ゆ

るに至り、積立金の運用額參百八拾四萬五千八百圓に達する實況にあり。

#### 郵便貯金

本縣は各種銀行組合等健全なる發達をなし、從來不振の傾向ありしも近來一般財界不安の結果、郵便貯金を利用するもの漸次其の數を増し、現在預入人員三十二万七千人を超え、此の金額又壹千四百九拾四萬圓に達し、二人預入高四拾六圓に當れり。

## 第十章 軍事

### 第一節 兵事

本縣民は古來兵役義務の觀念に厚く、軍事當局の熱誠なる努力と國民教育の普及に伴ひ、軍隊を敬慕するの念愈々深し、適々行軍演習の縣下に行はるゝことあらは、沿道の地方民は進んで物資の供給、宿舍の需要に應じ、誠心誠意其の勞を犒ふを常とせり、殊に本縣出身の兵士は尙武の氣象に富めるのみならず、日清、日露及歐洲大戰に参加し、絶倫の武功を奏せしが爲め、益々縣民をして尙武の氣象を深ふし、軍隊を尊重するの觀念を厚ふせり、特に本縣は縣民の多數が入營すべき歩兵第三十五聯隊の設置ありて、直接其の活動を實地に觀察し得て、一層軍事思想の發達普及を見るに至れり。

#### 陸軍所管

明治四年八月兵制の定めらるゝや、越中國は東京鎮臺第一分營下に屬し、同六年一月第三管區名古屋鎮臺下金澤營所に屬せり、明治八年六月に至り第三軍營區名古屋鎮臺第七營金澤營所と改め、同十八年五月第三軍名古屋鎮臺第六師管金澤營所に同十九年第三師團第六旅團と



改稱す。

明治廿三年五月富山市に第三師團第六旅團富山大隊區司令部を置き、同二十九年三月第九師團を金澤に置くに及び、第九師團管第六旅團富山聯隊區司令部と改稱し、共に本縣及飛驒國大野益田吉城の三郡を管轄せしが、同三十六年二月より本縣のみを管轄區域とせり、同四十年九月陸軍管區の改定ありて、本縣は第九師團第三十一旅團に屬し、富山高岡の二聯隊區司令部を置き、富山聯隊區は富山上新川中新川下新川婦負の一市四郡及飛驒國三郡を、高岡聯隊區は高岡射水氷見東礪波西礪波の一市四郡及能登國珠洲鳳至鹿島の三郡を管轄せしが、大正十四年五月高岡聯隊區司令部を廢し、越中全部及飛驒三郡は富山聯隊區司令部の管轄に移れり。

旅團及聯隊

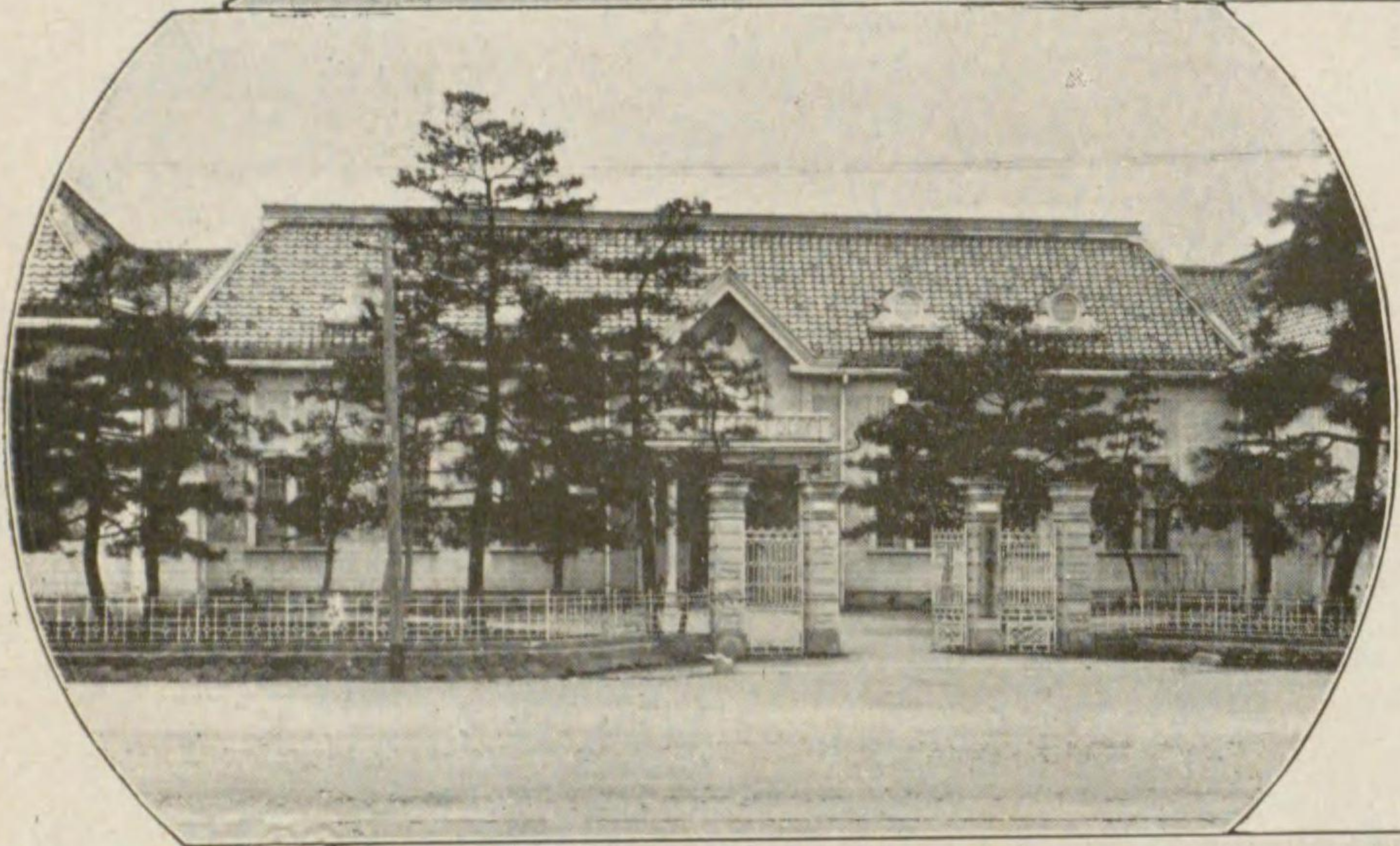
明治四十年九月本縣に歩兵第三十一旅團及歩兵第六十九聯隊を新設せられ、兵營を婦負郡東吳羽村に築き、同四十一年三月富山聯隊區下出身の兵士茲に移り來れり、從來本縣出身の歩兵は金澤市に在る歩兵第七聯隊又は歩兵第三十五聯隊に入營せしが、兵營設置は縣民の多年熱望せし所にして、遂に此の希望を達し尙武心の養成上、壯丁入營上、將た地方繁榮上、多大の裨益を得るに至れり、後大正十四年五月軍備縮少の整理に際し、第三十一旅團及歩兵第六十九聯隊は廢止となり、金澤市に在營せし歩兵第三十五聯隊を富山市に移し、歩兵第六十九聯隊の舊營を占用することゝなれり。

富山憲兵分隊

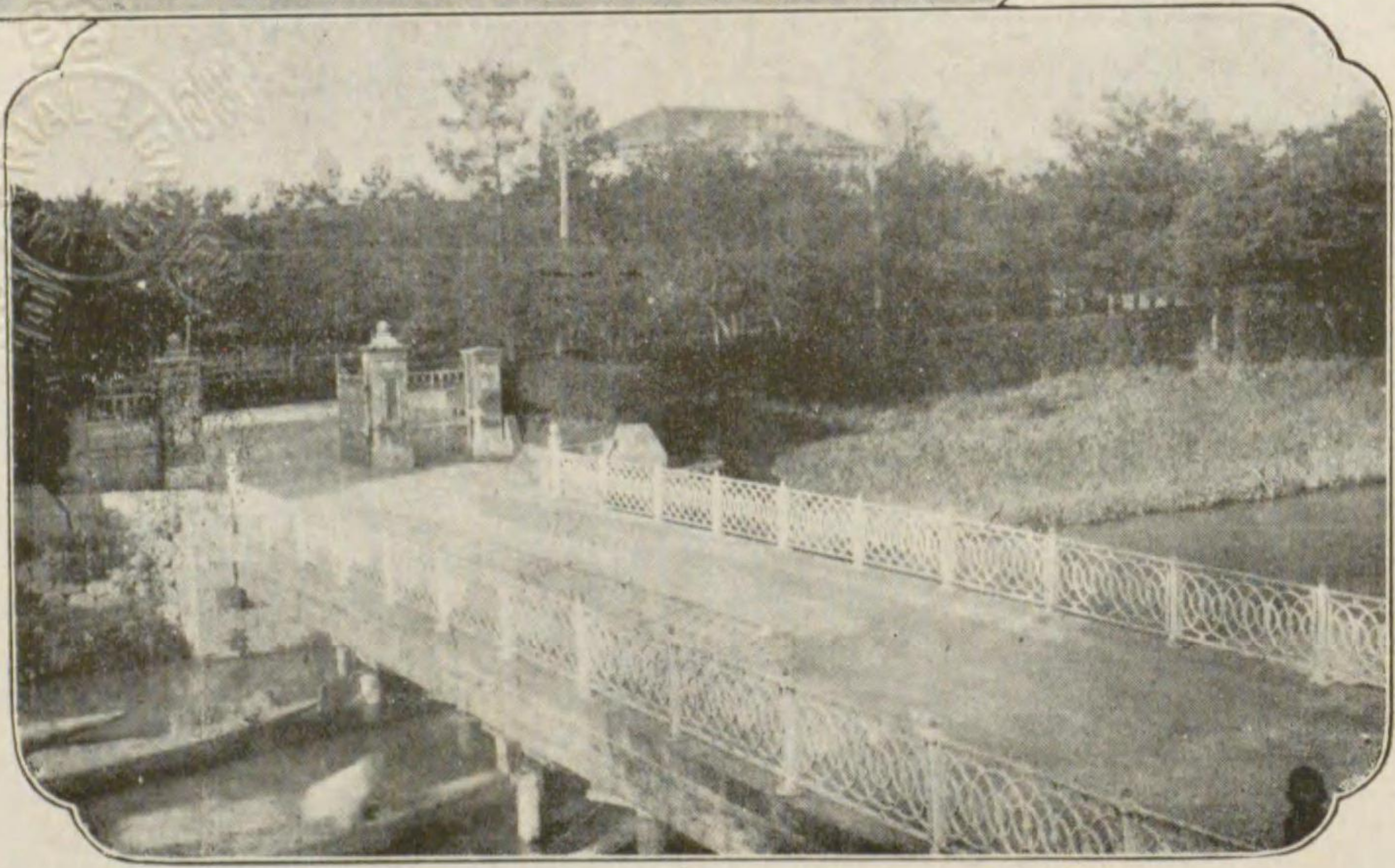
富山市諏訪川原に在り、明治二十九年三月始めて富山憲兵分隊を編制し、其の主部を富山市に、屯所を富山市高岡市及魚津町に置きしが、明治三十一年十一月廢止し、同四十一年



歩兵第三十五聯隊

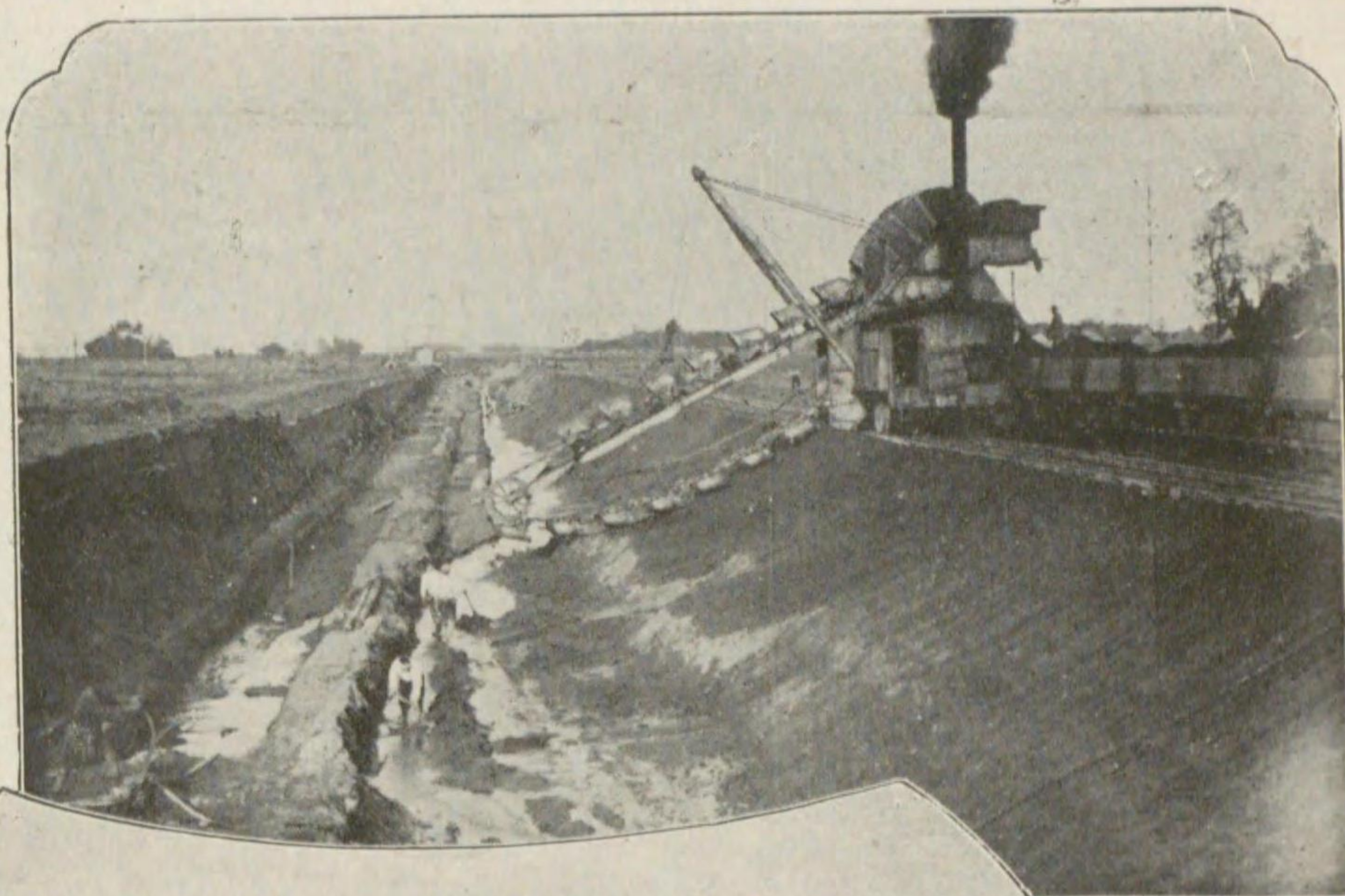


富山警察署

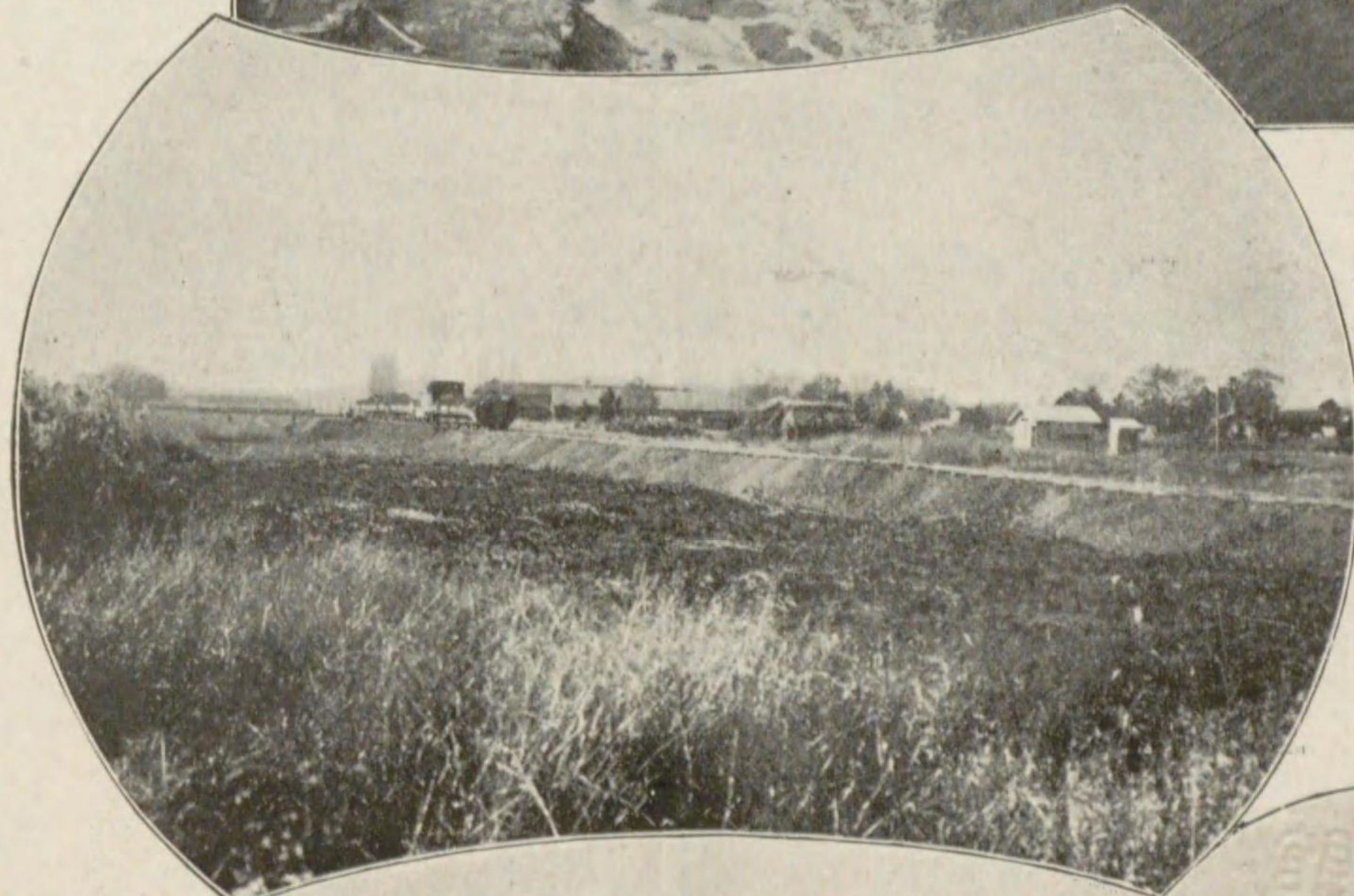


日本赤十字社富山支部病院

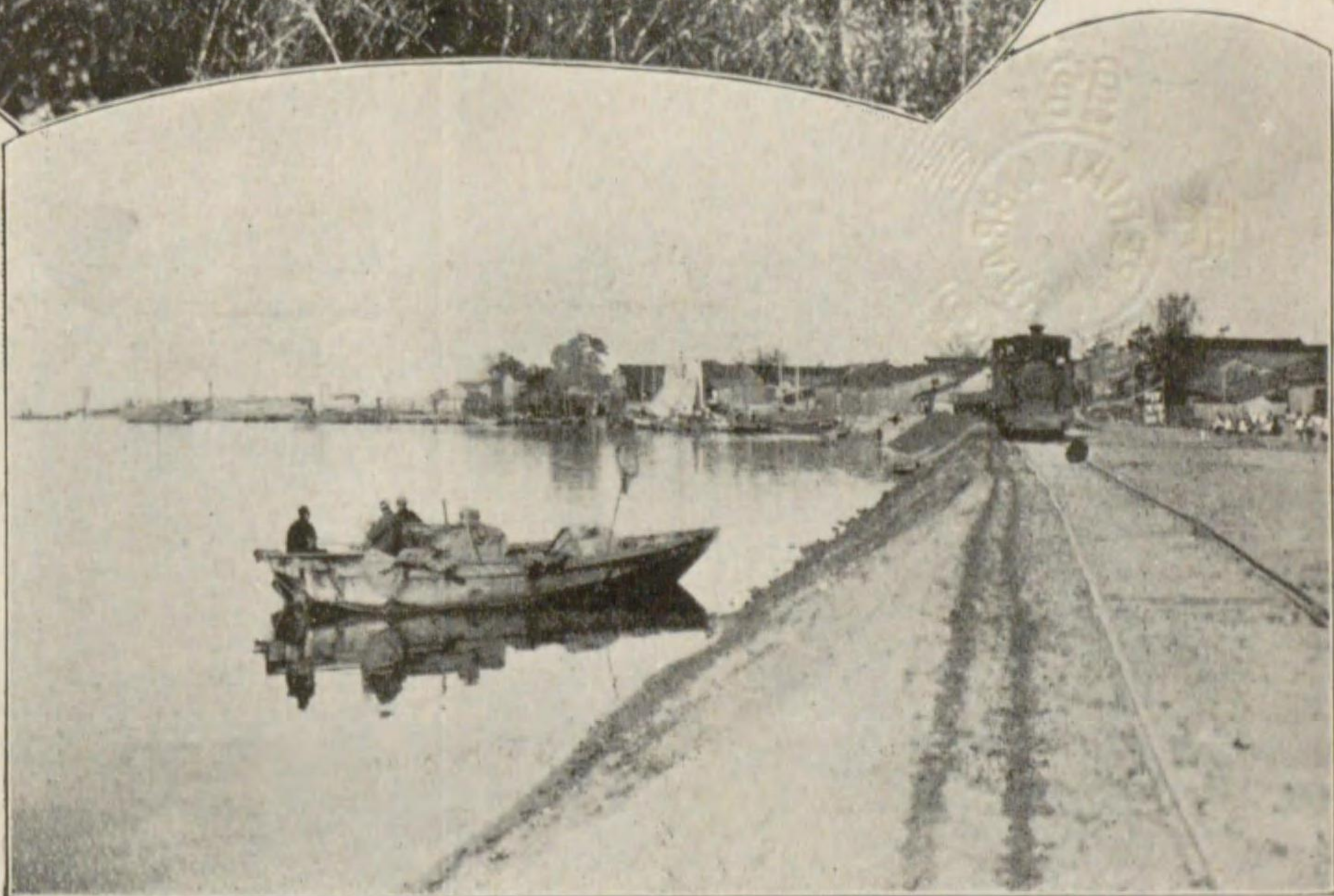




都市計畫富岩運河掘鑿工事



都市計畫廢川地埋立工事



都市計畫東岩瀬港埋立工事

三月金澤憲兵隊の分隊として設置せられ今日に及べり。

**砲兵射撃演習地** 立野原砲兵射撃演習地は東礪波郡城端町の附近東太美山田兩村に跨り、明治三十二年十一月及同三十三年七月の兩回に亘り、陸軍省に於て面積九十八万二千九百坪の土地を買収新設したるものなり、其の後明治三十八、九兩年に亘り、廠舎建築に際し敷地三万五千六十坪を城端町より寄附せり、又同三十九年には軍隊交通の利便を計らんが爲め、城端町より本演習地に達する道路及城端橋を改築せり。

**徴兵検査** 從來郡市長は聯隊區並軍醫と共に執行し來りしが、大正十五年郡役所廢止以來、縣に社寺兵事課を新設し該事務を主掌する事となり、毎年四月中旬より七月下旬迄縣内十五ヶ所に開催し、受檢壯丁は八千名乃至八千七百名に達し志氣概して旺盛なり、兵役義務觀念亦極めて強し、壯丁の平均身長は一五九米、平均体重五三・五〇疋にして、最近体育獎勵、青年訓練の施設に依り、夫々の向上の傾向あるは國家の爲め慶賀に堪へざる所なるも、壯丁に係る「トラホーム」患者及花柳病患者の年々増加を辿りつゝあるは甚だ遺憾とする所なり、而して之が成績は甲種合格二千三百餘名、乙種合格二千六百餘名にして、其他は丙種丁種戊種なり、服役部隊は歩兵第三十五聯隊を主とし、騎兵第九聯隊、山砲兵第九聯隊、工兵第九大隊、輜重兵第九大隊、中野電信隊、近衛歩兵聯隊、近衛騎兵聯隊、豊橋騎兵聯隊飛行隊にして、海軍に屬するものは吳海兵團に入團す。

**陸軍特別大演習** 大正十三年十一月加越能平野に於て陸軍特別大演習舉行せられ、參加部隊は第九師團、第十三師團、第十六師團、其他獨立部隊等にして、東軍司令官町田大將、西軍司令官田中大



將の指揮のもとに舉行せられ、同月三日西礪波平野に於て接戦し、埴生村に於て攝政宮殿下親しく御統監あそばされ、縣民は皇室の御稜威並殿下の御高德に感泣し、大演習は殆んど實戦に近き實情と、將卒の奮闘並に嶄新なる兵器とを視察し、益々國防充實の必要を感じ、軍事思想普及に及ぼしたる影響極めて甚大なり、一面地方民は軍隊宿營又は通過せる市町村に於ても、共に誠意を以て歡待し指導標の建設、飲料水の注意、湯茶の供給、自衛警戒又は軍隊の行動に便し、誠心誠意を以て其の勞を犒ひ活動上の効果を收めたり。

**海軍所管** 明治九年八月海軍管轄區域の定まるや、越中國は東海鎮守府に屬し、同二十二年七月吳鎮守府の管區と改まり、同三十四年十一月舞鶴鎮守府の開廳するに及び、同府の管轄となれるも、大正十四年五月軍備縮少の結果同府は廢止され、目下吳鎮守府の所轄に屬す。

吳鎮守府は京都府外十六府縣を管轄し、毎年一月より四月に亘り検査を執行しつゝあるが、昭和五年に於ける志願兵總數一万八百五十餘名の内本縣は三百七十名にして、區域内の十位にあり、全國中に於ても四十二位にして甚だ不振の状況にあり、其の因由は水力電氣事業擴大に伴ひ此の方面に對し土工に従事するもの、賣藥行商及漁業者として北海道カムチャツカ方面に吸收せらるゝ者亦尠からざるに鑑み、縣は市町村と協力し優秀なる良兵を得ん爲め、講演會懇談會其他適當なる方法を以て勸誘に努め、我國防の根幹たり樞軸たる海軍力の充實を圖るべき志願者の獎勵に努めつゝあり。

戰病死者

戊辰の役以來、各地の逆匪賊討伐、西南の役、明治二十七八年役、臺灣討伐隊、明治卅七

八年戰役、大正三年歐洲戰役、其の他事變に際し、本縣出身の陸海軍人にして、戰病歿したる者は二千七百七十名の多きに及び、各事變中日露戰役は尤も大戰にして、特に第九師團管下の將卒は敵の難攻不落の嶮と誇りし旅順方面の戰闘に参加し、惡戰苦闘強敵を降伏せしめたる從軍々人二万三百餘名中、本縣出身者二千五百八十九名の戰病死者を出したる状況にして、孰れも本縣招魂社に護國の神として其の英靈を祀れり。

戰病死者數調

陸軍	海軍	佐官		士		兵	卒	其他	計
		同相當官	同尉	同准士官	同下士官				
一	一	二七	三〇	一五	四二四	二、一八五	五三	四六	二、六九八
二	二	三	一六	一	四二四	二、一八五	五三	四六	二、七二二
計	計	三〇	一六	一	四三六	二、二三八	五三	四八	二、七七〇

日露戰役に於ける戰病死者郡市別

郡市	從軍々人數		戰病死者數		從軍々人百ニ對スル死亡者	
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍
上新川郡	一、七二七	—	二四九	—	一四・四	—
中新川郡	二、五七八	—	三一〇	—	一二・〇	—
下新川郡	三、二四一	—	三九四	—	一二・一	—
婦負郡	二、一〇〇	—	二七二	—	一三・〇	—
射水郡	二、二一一	—	二八四	—	一二・八	—
水見郡	一、三三九	—	一八四	—	一三・七	—
東礪波郡	二、四二七	—	二九八	—	一二・二	—
第十章 軍事	—	—	—	—	—	—



西礪波郡	二、四三〇
富山市	一、五八〇
高岡市	七二四
計	二〇、三五七

	三三九
	一八七
	七二
	二、五八九

	一四〇
	一一八
	九・九
	一二・七

### 第二節 軍事團體

**帝國在郷軍人會富山支部** 富山聯隊區司令部内に在り、司令官は支部長に、司令部員並に地方有力なる在郷將校を以て役員に充て、軍事能力の増進に、國運發展に驀進すべく、各聯合分會並に各分會の連絡統一を圖り、着々其の實績を擧げつゝあり、司令部管内の内、飛驒三郡を除き縣内各郡市の十一聯合分會を管轄す、昭和五年度總豫算金壹萬千餘圓にして、事業の主なるものは青年訓練獎勵軍隊慰問分會指導招魂祭武道大會表彰廢兵軍人遺家族救護射擊大會兵營見學等の實績を擧ぐるに勉むると共に、各分會の指導獎勵に當れり。

分會數は二百七十九にして、本會の適切なる指導と會員の自覺ある活動とに依り協同戮力し以て軍隊精神の發揮、軍事能力の増進、國体の尊嚴なる所以と皇室に對する觀念の向上、青年訓練に對する協力社會風教の改善、公益事業、未教育者の軍事訓練、既教育者の復習教育、應召準備、徵兵検査及簡閱點呼の協力等に意を用ひ、地方後進を誘導して、其の成績顯著なるものあるは國家の爲め慶賀に堪えざる所なり。

**富山縣傷痍軍人會** 事務所を富山市鹿島町に置き、本縣在住の傷痍軍人を以て組織す、各郡市

に支部を設け、軍人勅語五箇條勅諭及教育勅語の精神を奉戴し、傷痍軍人相互の救助親睦を圖る目的なり、主として風教道德の振興、軍人精神の涵養、智徳の普及、會員の吉凶禍福を祝弔する金品贈呈等のを事業を行ひ見るべきもの尠からず。

**帝國軍人後援會富山支會** 事務所を富山縣廳内に置き、縣全体の會務を總括し、富山・高岡兩市長を同部會長とし、各町村長を同分會長として、日常は専ら現役軍人の家族及戰死軍人遺家族の生活救護慰問等に努め、且つ一旦緩急あるの際、軍人として後顧の憂なく、義勇公に奉ぜしむる目的を以て益々本會基礎の確立を期せり。

縣内に於ける現在會員は有功會員十二、特種會員三、特別會員千三十七、通常會員二千八百二十三、贊助會員千四百四十六、計五千二十一名にして、専任勸誘員二名を置き、會員擴張に努めつゝあり。

**富山縣海友會** 本縣出身海軍々人を一團として、海友會を組織し、事務所を縣廳に置き、岩城海軍中佐を會長とし、相互の氣脈を通じ、軍事能力の増進、軍事思想の普及、海軍志願兵の募集、其の他斯界に貢獻せる所尠ならず。

## 第十一章 警察

### 第一節 警務沿革

本縣の警察は明治七年十月治安維持と取締の徹底を期せんがため、高岡・魚津等十二ヶ所に巡視



屯所を置き、一般保護の任に當らしめたるを嚆矢とす、同八年二月巡視を邏卒と改稱し、尋て巡查と改めたり、同年八月富山、魚津、高岡の三ヶ所に警察掛出張所を置き、同十年九月警察出張所及巡查屯所を警察署警察分署と改稱して、其の區劃を改め、四警察署、二十九警察分署を置くに至り、茲に始めて警務の面目を改めたり、後屢々區劃の改正ありしか、大正二年六月更に縣を通じて十警察署、十三分署に區劃し、同十五年六月地方官々制の改正に依り、同年七月より各分署を警察署と改め、今日に及べり、而して各警察署以外に警部補派出所五、巡査部長派出所四、巡査駐在所二百十九、巡査派出所二十九、水上派出所二、河川監督取締駐在所一、河川取締駐在所十四、山嶽取締駐在所一、巡査部長請願派出所三、巡査請願派出所五を置き、一般警察事務を管掌せり、又最近に於ける本縣警察官の定員は警察部長一人、警視四人、警部二十三人、警部補三十七人、巡査部長八十三人、巡査五百二十三人、教習巡查十一人にして、外に請願巡査部長三人、請願巡査八人あり、此の總數七百人にして、現住人口千二百九十二人に對し警察官一人の割合に當れり。

## 第二節 行政警察

**集會及結社に關する取締** 本事務は高等警察課に於て管掌す、言論結社の自由は法の保障する所にして、其の善良なるものに對しては指導誘掖して怠らずと雖、其の行動及論議が國家の目的に背馳し、公共の安寧秩序を紊し、或は國民の幸福を蹂躪するが如き事なきやう周到の注意を以て其の取締を嚴にす。

昭和四年末現在に於ては政事に關するもの二百三十八、公事に關するもの三十二にして、警察上特殊の注意を要するもの殆どなし、而して警察官を派して取締すべき集會は、政談集會を原則とするも、非政談集會に於ても、治安維持上必要に應し之を取締を爲し、苟くも過激騷擾に涉ることなきを期し居れり。

### 新聞紙其他出版物の取締

新聞紙及雜誌に關する事務は特別高等警察課の管掌に屬す、本事務は從來高等警察課の主掌に屬せしも、昭和三年七月特別高等警察課設置と同時に分離せり、而して新聞紙の發行數は昭和四年末現在七十二種にして、内有保證六十、無保證十二、雜誌、新聞紙法に依るもの(の發行數は十六なり、内有保證十三、無保證三あり、最近時運の進展世態の彪雜を加ふるに従ひ、穩健著實なる新聞雜誌は、社會教育の必須機關として益々其の權威を高め、世道人心に多大の裨益を與へつゝあるも、中には社會の好奇心に驅られ殊更過激放漫なる記事を掲げ、安寧を害し風俗を紊るが如きものあり、此等に對しては常に周到嚴正なる取締を勵行しつゝあり。

### 劇場及其他興行場

昭和四年末現在に於ける劇場は三十二、活動常設館三十二、興行場二、其の他臨時假設の興業場ありて、之が演劇興行の公安風俗上に及ぼす影響の重大なるものあるは言を俟たざる所なり、殊に活動寫眞は最近異常の發達を來し、善惡共に其の社會風教上に至大の感化力を有するを以て、之れか映畫檢閲に就ては、一部を除き内務省に於て檢閲し居れりと雖、往々映畫及説明臺本の増減を爲す等不正のものあるに依り、之等演劇興行認可出願に際しては、其の内容の適否を慎重調査の上認否を決定し、且興行中は警察官を派し臨監せしめ、尙劇場興行場の新設、模様替



を爲さんとするときは出願許可を受けしめ、防火並に避難設備及衛生的施設等其の構造設備の完全を期しつゝあり。

**宿屋料理屋及浴場** 昭和四年末現在に於ける營業者は旅人宿四百十六、下宿二十一、木賃宿七十四、料理屋九百四十三、浴場三百三十三なり、而して浴場は近時競ふて改築し、設備の完成を期するの傾向ありと雖、火災豫防上より見て尙間然するものあるを以て常に、周到の注意を加へ更に一段の改善を期しつゝあり。

**質屋及古物商** 孰れも公安上周到なる注意を要する營業にして、往々不良の徒か贓物及遺失物を處分する方法は、概ね之等に依るの嫌ひあるを以て、嚴重に視察取締を爲し來りたる結果、現今に於ては別に弊害として指示すべきものなし、就中質屋は主として細民の金融機關として、必要缺くべからざる施設なるを以て、之等に就ても深甚なる注意を以て取締を爲しつゝあり、昭和四年末現在に於ける古物商は二千九百五十、質屋は百三十四にして、之れが昭和四年入質金額八拾七萬貳千四百六拾六圓、前年より越金額參拾七萬七千七百七拾貳圓を含む受質金額四拾四萬八千七百七圓、流質金額四萬九千九百參拾貳圓、年末現在金額參拾七萬參千八百貳拾七圓なり。

**精神病者** 昭和四年末現在に於ける監置精神病者は八十名、市町村に於て監置せるもの十名、私宅にあるもの七十名にして、是等のものに對しては監置室の構造、設備等、保安上及病者の衛生状態等に關し、毎月二回以上巡查を臨檢せしめ、周到の注意を加へつゝあるが、尙未監置精神病者は五百九十六名にして、世上往々警察の視線を脱し不測の災害を惹起せしめたる事例に乏しからざるを以て、是等のものに對しては危険の行動に出づることなき様、穩密視察取締を爲し遺憾なきを期し居れり。

**乞食浮浪者** 生存競争の激甚に伴ひ、乞食浮浪者の増加するは自然の趨勢にして、之れが救済の方法を講ずるは社會政策上緊要問題に屬す、故に公安保持の警察に於ては、之等の取締は須臾も忽諸に附すべからざるものに付、絶えず之れが檢索に努むると共に、浮浪の原因を考覈し、檢束拘留に處することあるも、或は郷里に送還し、或は一定の生業に就くべき様懇篤説諭を加ふる等、住居生業なくして徘徊せしめざる方針のもとに取締を爲しつゝあるを以て、近年は殆んど其の影を見ざる程度に減じたり。

**海外渡航** 勞働に従事する目的を以て中華民國以外の外國に渡航する者、即ち移民及外國へ旅行する者の旅券下付願に對しては、慎重調査の上差支なしと認むる者に移民許可書及旅券を交付し居れり、昭和四年中百五十名、非移民三十四名ありて、前年より移民八十四名を、非移民に於て十名を増せり。

**火災に關する取締** 人口の増加、工業の發達、文化の進展に伴ひ、火災度數及損害額は、益々増加するの趨勢に向ひつゝありと雖、之れが災禍は吾人人類の生活を脅威すること甚大なるを以て、公設消防組の設置を督勵し、且平素に於て消防思想の普及を圖り、極力火災豫防に努め居れり。

昭和四年中に於ける火災度數は二百四十二、損害見積額貳拾八萬參千八百圓なり、消防組の設置市町村は、昭和四年末現在に於て二市二百二十二箇町村にして、本縣市町村數二市二百六十三箇町



村中未設置町村は四十一箇町村に過ぎざる状態なり、之れが組織及設備は組頭二百二十六名小頭以下消防手一万三千七百十八名、消防組數二百二十六にして、唧筒自動車二十三、蒸汽唧筒四十二、瓦斯倫唧筒九十二(内オートバイ唧筒二を含む)腕用唧筒三百八十五を備へ、各所管警察署の主管に屬し、昭和四年度中の警備費用は貳拾四萬七拾壹圓に及びり。

**工場取締** 本縣は從來農産國と稱せられたるも、輒近諸工業の發達著しきものあり、即ち大正五年工場法の實施當時は、其の適用を受くる工場僅に二百三十四工場に過ぎざりしが、爾來時局の影響と豊富なる電力及勞力の關係とにより長足に進歩を見、大正十年末現在に於て四百四十六工場を算し、更に大正十五年七月改正工場法の實施に伴ひ、適用範圍の擴張と工場の新設とにより、昭和四年十月一日現在に於ては七百六十九工場を算するに至れり、之れを業態別にすれば左の如し

工場業態別	工場數		職工數	
	男	女	男	女
染織工場	一五〇	六、五九八	八、五八三	
機械及器具工場	二〇三	六四	一、〇九四	
化學工場	九七	八八九	二、五九二	
飲食物工場	二〇	三三	二五八	
雜工場	二一三	一四六	一、三二二	
特別工場	八六	二二	六一五	
合計	七六九	七、七五二	一四、四六四	

更に本縣の地勢及水利を利用して勃興せる電氣工業の發達は著しきものにして、富山縣營電氣

を初めとして日本電力大同電力日本海電氣株式會社等一般に電力を供給しつゝある主なる電氣會社は二十にして、工場法の適用を受くる發電變電所八十二に達せり、而して之等適用工場の設備職工待遇の粗悪は延ひて災害發生の原因となり、更に勞働爭議を誘發する原因ともなるに付、之れが監督取締に關しては、工場の設置變更など出願の際に、又監督官吏の臨場等機會ある毎に、工場主に對し之れが改善を促したる結果、近時大に其の成績の見るべきものありと雖、動もすれば職工に對し苛酷なる處置に出するものなきにあらざるを以て、常に深甚なる注意を拂ひ、特に就業時間の延長、賃銀不拂ひ、不當解雇扶助の不正等に對しては、嚴重なる處置をなし以て工場法の適用を嚴守し、職工の保護を完ふし、圓滿なる産業の發展を圖るべく努めつゝあり。

**諸車及交通** 人口の増殖並に自動車、其の他諸車利用の増加に伴ひ、交通頻繁を極むるに付、之が取締の適否は公安上に及ぼす影響甚大にして、殊に近來自動車及自轉車等の各操縦者の不注意若くは通行者の交通道德缺如に因り、動もすれば交通事故増加の趨勢を示さんとするの傾向あるに付、本縣に於ては自動車運轉手の免許に付ては、學科及技能の試験並に之れが身元調査を最も嚴重に行ひ、殊に自動車に對しては其の構造裝置速力量の制限等に留意し、嚴重取締を行ひ、尙警察署をして緣日、祭日等の出人多きときは、交通整理及其の他一齊取締を爲さしめ、一面公衆の交通道德の普及徹底を圖ると共に、左側通行を勵行し、道路に物件放置、夜間車馬の無燈火等の違反行為に對しては、嚴重取締を爲し以て交通上の危険を防止し、之れが安全保持に努めつゝあり、昭和四年中の交通事故を見るに事故度數二百五十二にして、内自動車に因る事故は百六十九度最も多く全數



の約六割三分を占め、他は電車列車等の事故なり、之れに因る死者は十七人、負傷者百五十九人に及へり。

### 銃砲火藥類及危險物品

本縣内に於ける昭和四年末現在火藥庫九、假貯藏所十七、煙火製造業者十四、銃砲販賣業者六あり、近時電氣事業の勃興に伴ひ、發電工事並に之に附隨する工事に用ふる火藥類の消費は著しく増加しつゝあるを以て、讓渡讓受の許可申請に際しては慎重なる調査を遂げ、許否を決定し居れり、又獵銃拳銃短銃及仕込銃仕込刀劍其の他變裝したる或器の授受、運搬又は携帶は、所轄警察署に於て授受の事由、運搬の方法、期間及通路携帶の目的、其の期間等を調査し、差支なしと認むるものに限り許可證を交付し、又是等の取締營業者に關しては、毎月二回以上巡查を臨檢せしめ居れるも、其の取締の周到を期するが爲め、大正十三年大演習を機會に火藥貯藏所の一齊検査を執行し、完全ならざるものに對しては、各々修理を命じたるのみならず、巡查警邏線路に貯藏所を編入し、嚴密視察を遂げ不正收得等の取締並に災害防止に努めつゝあり。

昭和四年中に於ける銃砲火藥類の買入及前年より越高は火藥千二百一貫餘、爆藥七千四百九十一貫餘、火工品七十八万八千八百個餘、導火線六十三万二千二百尺餘、非軍用銃砲は獵銃百四十七挺、拳銃十挺、其の他二十七挺、同販賣高は火藥五百二十四貫餘、爆藥七千五百五十五貫餘、火工品五十三万二千九百五十八貫、導火線四十一万八千五百九十九尺餘、非軍用銃砲は獵銃六十九挺、拳銃一挺、其の他十七挺なり。

昭和四年末現在銃砲火藥商の所有する銃砲火藥類は、火藥六百七十六貫餘、爆藥三百七十五貫餘

火工品三十四万八千八百八十一個、導火線二十二万二千四百四十尺餘、非軍用銃砲中獵銃七十八挺、拳銃九挺、其の他十六挺なり。

### 第三節 刑事警察

本縣に於ける刑事警察事務は刑事課に於て管掌し、専ら各警察署を指導督勵しつゝあるが、本縣は輓近工業頓に殷盛を極め、經濟界の状況も頗る發達し、殊に近來電氣事業の勃興により縣外よりの入住者激増し、益々機智に富める者の數を加へ、犯罪の手段方法も亦新奇巧妙を極めて、之れが檢舉上、科學的捜査に俟つもの漸次多きを加ふるに至れり、隨つて捜査機能の時運に伴はしむるの緊要なるものあるを以て、特に鑑識設備の充實を圖り、現場指紋採取器を各警察署及樞要なる巡查駐在所に配置し、一面刑事巡查の採用に深甚の注意を拂ひつゝあり、又刑事講習及刑事方面會議を時々開催して刑事巡查の智識涵養に努め、刻々進化する時代の要求に順應する刑事警察の實績を收めん事を期しつゝあり。

更に昭和元年十二月より移動警察の復活することとなり、列車乗込従事員として刑事巡查五名を交互に直江津金澤驛との間の列車に乗込ましめ、列車内及停車場構内に於ける犯罪檢舉其他高等警察上の視察等を行ひつゝあり。

昭和四年中に於ける犯罪件數、檢舉件數及檢舉人員を擧ぐれば、刑法犯に屬する犯罪發生件數四千九百八十五件、檢舉件數四千九百三十二件、檢舉人員四千三十三人にして、内男三千五百六十四人



女四百六十九人なり、犯罪中最も多數を占むるものは窃盜、詐欺、取財、横領、賭博、傷害等にして、失火、文書偽造、罪過失、傷害等之れに亞ぎ、十年前なる大正八年の事實に比すれば、犯罪發生件數に於て二千八百七件、檢舉件數に於て二千八百八十六件、檢舉人員に於て六百八十人の増加を示せり、之れを年齢より觀察すれば、廿五歳以上卅歳未満六百八十八人最も多く、卅歳以上卅五歳未満五百六十五人、廿歳以上廿五歳未満五百四十一人、之れに亞ぐ、又之等犯罪の因つて生じたる原因より觀察すれば、利慾の千九百四十三人最も多く、全數の四割八分を占め、放蕩の五百六十六人、過失の三百五十六人、憤怒の三百三十一人、之れに亞ぐの狀態なり、更に財産に對する犯罪被害及發見額に就て、昭和四年中の事實を擧ぐれば、被害額は貨幣の貳拾萬四千七百九拾圓、有價證券、貴金屬、穀類、衣類、家畜、其他雜品等の價額七萬八千六百拾五圓、合計貳拾八萬參千四百五圓にして、其の發見額は貨幣拾五萬八千五百五圓、有價證券、貴金屬、穀類、家畜、其他雜品等の價額五萬七千六百四拾六圓、合計貳拾壹萬六千五百五拾壹圓なり、之れを犯罪別に觀察すれば、横領の被害額は拾參萬參千九拾六圓、發見額九萬八千六百貳拾五圓最も多く、詐偽、窃盜之れに亞げり、而して十年前の大正八年中の事實に比すれば、被害額に於て拾萬參千六百九拾六圓、發見額に於て拾萬參千四百七拾圓の増加を示せり。

昭和四年中に於ける警察犯諸規則違犯處斷人員を擧ぐれば、人員一万三百四十八人にして、内拘留二百七十六人、科料一万七十二人なり。

## 第十二章 衛生

### 第一節 防疫衛生

明治三十年傳染病豫防法の發布せらるゝや、此の法律に基き、縣令を布き、傳染病の豫防に努めつゝあり、其の概況を記すれば左の如し。

**ペスト** 本縣は未だ本病の侵襲を蒙らずと雖、比較的北滿と密接の關係にあるを以て常に警戒を嚴にし、豫防上遺憾なきを期しつゝあり。

**コレラ** 大正五、六年及九年の三回に亘り流行猖獗を極め、大正五年には患者四百十九人、死者二百六十四人、同六年には患者四百四十九人、死者二百八十八人、同九年亦二百廿一人の患者を出し、百五十二人の死者を見たるか如き、何れも約七割の死者を出したるも、近年に至り全く之か發生を見ることなし、然れども交通機關の發達は益々四隣の距離を短縮し、病毒侵入の危険あるを以て常に之が豫防上注意を加へつゝあり。

**赤痢** 大正三年乃至大正六年の四ヶ年は、平均六十人の患者に對し死亡者四十人を出したるも、爾來減退の途を辿り、近時八、九人の患者を出すに過ぎざりしが、昭和三年八月に至り、俄然富山市郊外大正製麻會社に於て、四百人の女工中患者卅七人發生したりしも、豫防處置宜しきを得たる結果、大なる慘禍を見るに至らずして終熄したるは幸とする所なり。



**腸チフス** 本邦傳染病の大部を占め、其の病毒も亦全國に瀰蔓せる所なり、本縣に於ても等しく其の病毒は深刻に、廣く各地に散蔓し、毎年二百人乃至四百人の患者を出せるが、中にも大正十一年の如きは、高岡市日清紡績會社女工に大流行を來し、一時に二百十八人の多數患者を出したることあり、最近豫防注射勵行の結果、罹病者漸減しつゝあるは善ぶべき現象なり。

**パラチフス** 累年二、三十人の患者を見るに過ぎず。

**痘瘡** 現代醫學の恩恵に浴し、簡單なる種痘の方法に依り最も完全に豫防し得らるべきも大正十一年以來間歇的に其の侵襲をうけたり、之れが原因は各種事業の興隆に伴ひ、鮮人勞働者の來往甚しきと、種痘脱漏者の存在とに基因するものなるが如し。

**チフテリヤ** 大正三年の九十二人を最多として、大正三年乃至大正十二年、十ヶ年間の發生は平均五十五人、死者十四人の割合なりしが、大正十二年より昭和元年に於ける五ヶ年の平均患者三十八人、死者十一人にして、之亦漸減の状態にあり。

**發疹チフス** 大正三年及大正十五年各二人の發生を見たるのみにして、其の跡を絶ちたるは悦ぶべし。

**猩紅熱** 大正五、八、十一年に間歇的に一、二人の發生を見たるに過ぎざりしが、昭和三年一月以來五人の患者發生し、文化の進運に伴ひ却て増加の傾向を示しつゝあるは考慮を要する所とす。

**流行性腦脊髄膜炎** 大正七、八年各二人の發生を見たるに過ぎざりしが、同十三年八月俄然縣下各地に症狀類似の流行性腦脊髄膜炎を發生し、頗る猖獗を極めたるを以て、同年九月縣令を以て傳染

病豫防法の一部を適用したり、同年の患者數七百十二人の多きに達し、死者四百十四人に上りたるも、同年十月の候に至り全く終熄せるを以て、同月十四日之が適用を廢止せり、其後同十四年五十人同十五年一人、昭和二年二人、昭和四年七人の發生を見たるに過ぎず、今大正九年以來十ヶ年に亘る傳染病患者の狀態を示せば左の如し。

傳染病患者調

種別	年別	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
腸チフス		一三八	二〇三	四九七	三六二	二三五	四〇五	二三五	一七九	三八一	三四一
パラチフス		五六	九	一一九	五〇	三二	二八	一一	一四	三〇	二九
發疹チフス		七	三	八	九	六	四	一三	二	四七	五
赤痢											
猩紅熱											
流行性腦脊髄膜炎											
痘瘡											
デフテリヤ		四七	四六	四〇	三六	二二	四七	七	三	一	二
コレラ		二二									
ペスト											
計		四六九	二六一	七〇九	四五七	三四三	四八五	三〇五	二三〇	五一八	三九六

傳染病に付ては往々隠蔽するの嫌あるを以て、之が取締を嚴にし一面衛生活動寫眞會、衛生講話



會等を開催して、一般衛生思想の普及向上を圖るは勿論特に其の事務に従事する警察官吏市町村吏員衛生組合員等直接防疫の衝に當る者の防疫衛生智識涵養の必要を認め、大正九年以來防疫事務講習會を開き、之か指導啓發に努めつゝあるの外、早期發見に資する爲め、血液採取器糞便採取器胆汁培養器其他検査材料容器を各警察官署に配付し、地方開業醫師をして任意使用せしめつゝあり。

傳染病院隔離病舎に就ては、其の普及を期すべく、明治三十四年以來補助金を交付して、之が奨励に努めつゝあるも、未だ普及の域に達せざるは遺憾とする所なり、目下二市二百六十三町村中、傳染病院を有するもの十二、隔離病舎を有するもの八十八に過ぎず、其の他は患者發生に際して適當なる假收容所を設置せしめ、患者收容上支障なからしめんことを期しつゝあり、而して大正十四年十月從來の傳染病豫防法施行細則を根本的に改正し實際の運用に便し、傳染病豫防上遺憾なきを期しつゝあり。

**衛生組合** 之が普及に就ては、細則の改正と共に漸く統一の緒につきたるものありと雖、未だ細則に據らずして從來に於ける組合の儘放任する町村は、各郡を通して尙七十七を算するが如き状況にあるを以て其の設置を促し進んで警察署を區域とする聯合會を設置せしむる様目下督勵中にして、昭和五年七月初めて小杉區域町村聯合衛生組合の設置を見たり、其の他市町村の衛生組合に於ては、傳染病發生時に於てすら警察官吏市町村吏員等の指示に依り組合經費の支出に對し考慮劃策なき現況に在るを以て、極力之が活動促進を圖りつゝあり。

### 豫防注射

之に關しては從來腸チブス病發生時に於て、豫防注射の効を認むること極めて大なるものあるを以て、大正十三年度より縣衛生試験所に於て、腸チブス感作ワクチン及「ワイル」氏病ワクチン(昭和二年度「ワイル」氏病ワクチン三万人分感作腸チブスワクチン十万人分)を製造し、該豫防液を使用して、患者發生部落並に比較的病毒濃厚と認めらるゝ地域の住民に對し、縣より技術員を派遣し無料注射を施行する外、町村より豫防液の要求ありたる場合は、必要に應じ之を無償交付し地方に於て經驗を有する開業醫をして注射を爲さしめ、更に昭和二年度より各警察署管下に地方防疫醫一名宛を囑託し、主として腸チブス及「ワイル」氏病の豫防注射を勵行せしめつゝあり。

又痘瘡に關しては前述の如く伏木港の隆盛と各種事業の興隆に伴ひ、有病地よりの歸來者激増せるに鑑み、種痘脱漏の防止と彼等歸來者の健康視察を一層嚴密ならしめ遺憾なきを期しつゝあり、今昭和四年の種痘成績を見るに第一期種痘者二万五千四百十一人、事故等の爲め種痘を受くる能はざるもの四千八百二十人、第二期種痘二万二千四百三十五人、病氣其他に依る未種痘者千五百八十三人にして、善感者は種痘百人に對し第一期八十四人強、第二期六十九人強の比例にして、其の成績頗る良好なり。

### 第二節 豫防衛生

本縣内に於ける地方病結核、トラホーム、癩花柳病及寄生蟲病の豫防撲滅の状況を述べれば左の如し。



**地方病** 地方病の特有なるものは佝僂病骨軟化症及「ワイル」氏病の三なり、前者は明治三十九年四月頃、氷見郡熊無村に於て壯丁検査の際時の軍醫により、後者は大正三年九月の頃、射水郡作道村に於て、村醫谷道醫師により始めて発見されたる所なり。

(イ) **佝僂病骨軟化症** 本症は発見當時我が國に於ては絶無又は稀有なる疾患として、醫學者及臨床醫家の等しく之に對して研究を爲せる者甚だ稀なるのみならず、泰西に於ても猶未だ其の原因及療法等鮮明ならざるところなりしを以て、是か調査を爲さんがため、同年六月及十二月の兩回に亘り本縣參事會を召集し、衛生費追加豫算參千貳百圓を議決し、約一ヶ年を費して本病に關する根本的調査を爲し、明治四十年七月、佝僂病及骨軟化症患者調査書を印刷して各府縣に頒布し、大正十二年五月更に再版して研究家の資料となせり、近年に及んで新潟醫科大學河村教授更に愛知醫科大學林教授指導の下に志津、市岡兩博士等の熊無、石堤兩村に臨み、獻身的努力によりて其の原因及治療方面に一大光明を得たるは本病將來の對策に關し寄與せる所實に大なるものありとす。

而して患者は明治三十九年六月の調査に依れば氷見郡に五百十四人あり、内発見地たる熊無村の四百九十九戸、二千六百二十三人に對し健康診斷を行ひたるに百三十人の患者を発見せり、又他郡市に於ても三人乃至百人の届出ありて、合計七百一人を算せり、更に大正十二年來の患者數を見るに大正十二年百二十七、同十三年百六十一、同十四年百七十九、昭和元年百七十八、同二年百七十八、同三年二百四十四、同四年五百八十三人にして、同四年の増加は乳幼兒健康診

斷の普及に依り、早期に発見さるゝ患者の増加に因る結果なるが如し。

(ロ) **ワイル氏病** 本病は大正元年射水郡作道村に於て發生したるに始まり、同三年九月及十月の交に於て廿有餘の同種患者發生し、茲に始めて傳染性の疾患にあらざるやの疑を起し、超て大正四年八月二人の新患者發生するに及び、學者の研究により始めて「ワイル」氏病と斷定せらる、爾來年を逐ふて蔓延の兆著しく、大正五年に至り、十八ヶ町村四百廿人の患者を出し、死亡六十四人に達す、其の發生地は作道村を中心として射水郡内を離れざりしも、翌六年には氷見郡窪村及婦負郡朝日村に蔓延し、發生町村數實に廿に達し、五百七十三名の患者中、死亡九十人に及べり、年に從ひ多少の消長なきにあらざるも、漸次全縣下に蔓延するの兆あるを認め、腸窒扶斯と同様、豫防注射を施行して之か防疫に努めたる結果、大正十二年以來平均百四十五人に低下し、逐次漸減の狀態を示すに至れり。

本病の豫防方法としては、豫防注射を勵行するは勿論、鼠族の驅除並に曩に遠山博士が作道村に於て實驗せる所に依り、石灰窒素は普通施肥量に於て本病豫防上、充分なる効果あるを立証せらるゝや、努めて施肥獎勵をなすの外、患者の發生に際し、腸窒扶斯に準して醫師より届出をなすの方法を採り、患者に對しては消毒方法其の他豫防上に關し詳細指示し、督勵を加へ豫防上の實績を擧げつゝあり。

**結核** 本縣に於ける結核性疾患による死亡の狀況を見るに、大正五年乃至大正九年の五ヶ年平均にありては、全結核死亡千九百七十人中、肺結核の死亡千三百四十三人なりしが、大正十年乃至



十四年の五ヶ年平均に於て全結核死亡千五百五十一人中肺結核の死亡九百五十二人に減し、逐年好成績を示すに至りしと雖、之か平均を人口及總死亡と對比するときは、人口一万に付全結核十九人肺結核十二人となる、又總死亡千に付全結核七十八人肺結核四十八人に相當し、全國中甚た高位に屬するは遺憾とする所なり、殊に出稼女工にして屢々結核性疾患に罹り若くは之を誘發して歸郷し、遂に重症に陥りて救ふべからざるに至るもの尠しとせず、之を以て大正十五年十一月總數五千四百九十七人の歸郷女工に對し、徹底的一齊健康診断を行ひたる成績に依れば、歸郷後死亡せる者八人にして、歸郷女工千に對し一四の死亡率に當れり、之を本縣人口千に對する總死亡二・四と比較するときは甚た好成绩にあるか如きも、其の死因を見るに肺結核一、肋膜炎五、結核性腹膜炎一計七人、即ち總死亡の大多數は結核性疾患に因るものと認めらるゝの狀況にして、今歸郷女工の疾病を検するに總數四百五十五人にして、其の内結核性疾患者は實に百二十一人ありて、其の第一位を占め、歸郷女工千に對し二二%の多數に上れり、之を本縣一万に對する結核性疾患二〇%なるに比するときは、其の數十倍以上の多數に達し、肺結核は其の約七割の高率にあり、又呼吸器疾病に於ても百十五人を現はし、結核疾患の次位を占むる状態にして、本縣の結核性疾患を高率ならしむる最大原因の一と認めらる。

結核豫防に關しては、毎年縣技術員をして、結核豫防法規に依る各種營業者等に就き檢診を施行したる結果容疑者に對しては更に咯痰檢鏡の上病菌を認めたるものは肺結核患者として相當處置をなすの外、該菌を認めざる者と雖、本病に關する理解と豫防方法とを指示し、適切なる醫療を行

はしめつゝあり、一面隱密裡に視察を行ひ豫防法の徹底を期せり、其の成績左表の如し。

結核檢診成績表

昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年					
檢診者數	容疑患者	檢診者數	容疑患者	檢診者數	容疑患者	檢診者數	容疑患者				
六、六九七	三二	五	九、二〇六	一七	一	一三、四六九	二八	三	一九、八三〇	三〇	一

**トラホーム** 大正元年より昭和元年に至る壯丁檢診の毎五ヶ年の成績を見るに檢診人員百に對する患者率 自大正元年一〇・二七、至大正六年九五・七、自大正十一年七・二五、至昭和四年三・六〇にして漸次患者數減少の域に在り、大正十三年以來病毒濃厚と認むる地方へは特に技術員を派し、住民全部の檢診及治療を施行しつゝあり、其の成績に依れば檢診治療を施行したる町村五ヶ村にして、開始前大正十一年度に於ける此の五ヶ村平均患者は、檢診人員百に對し十九人に當りしが、治療後に於ける昭和二年度の平均患者數檢診人員百に付十三人の率を示し、之亦漸次良好の成績を示すに至れり。

本病豫防に關しては、トラホーム豫防法施行細則を以て、毎年二回壯丁警察取締營業者及小學校兒童の檢診を施行せしめつゝあり、又大正十三年以降病毒比較的濃厚と認むる地方へは、特に技術員を派遣し、住民全部の檢診を施行すると共に、患者に對しては一週間内外無料治療を行ひ後、遺症に對しては其の町村をして之を行はしめつゝある結果頗る良好の成績を示すに至れり。



癩 癩患者の總數は昭和五年一齊調査の結果に依れば六十八人にして、内大阪府外島保養院に入院せるもの僅かに八人、自宅療養のもの六十人の多きに達す、是等に對しては隨時視察を行ひ消毒方法の勵行、地方徘徊の禁止等極力之か徹底に努めつゝあり。

花柳病 大正三年に於ける醫師の届出に依れば、一万九百四十八人の多きに達し、全縣下の人口八十二万人に對し一・三七%に相當せり、翌四年には九百四人を減せしか、大正六年よりは更に増加の傾向を辿り、大正七年には一万三千三百四人となり、同八年には一万三千三百八十七人に上り、一七六%を示せるも、同九年は二千人を激増し、其の後漸次遞減して大正十三年には九千二百三十人に降りたるも、昭和元年には一万一千三百五十六人に上り、一四二%に當り更に昭和四年に於ては一万二千二百四十餘人の多きを示せり、壯丁に於ける花柳病患者を其の徴兵検査の成績に依りて見るに、大正三年受檢人員に對する患者率二・九七%を現はし、大正八年には著しく増加して五四・〇%、大正十年三・九四%を示したるも、大正十二年に至り一七・〇%に減じ、爾來年を逐ふて漸減の傾向を辿り、昭和元年には〇・五九%、同二年〇・六五%、同三年〇・八七%、同四年〇・七〇%の成績を見るに至れり、本病は一般財界の景況を觀面に現せるものゝ如くなるも、亦一般衛生思想の向上に基く現象と云ふを得べし。

花柳病豫防 壯丁の花柳病患者率は全國中稀に見る高位にあるを憂ひ、之か對策として大正十一年以降徴兵検査約二ヶ月前に壯丁豫備検査を施行せしめ、縣衛生課員は其の狀況を視察し、有毒者に對しては極力治療を獎勵したる結果、漸減の傾向を辿り左表の如く今や全國中最下位の好成绩を示すに至れり。

壯丁豫備検査狀況

年次	受檢診人員	花柳病患者	總數	受檢診百中
大正十一年	四、九七九	二、六一	一三〇	二・六一
同 十二年	四、八八四	二、〇三	九九	二・〇三
同 十三年	四、六三四	二、〇一	九三	二・〇一
同 十四年	四、四六七	一、六一	七二	一・六一
同 十五年	四、五六五	一、三五	六二	一・三五
昭和元年	五、五三九	〇・八八	四九	〇・八八
同 二年	五、二〇七	〇・九六	五〇	〇・九六
同 三年	五、〇〇七	〇・九五	四八	〇・九五

一面藝妓及貸座敷料理屋飲食店等に居住する雇婦女等にして、賣淫行爲の疑ある者の増加に伴へ、花柳病も亦蔓延の兆ありしを以て、本病豫防の見地より大正六年十二月、各警察官署を督勵して各組合に治療機關を設備せしむると共に、花柳病患者は絶對に休業せしめ、無料治療をなさしむる方針の下に、藝妓及接客業婦に對し毎月一回縣醫派遣の上健康診断を施行し、大正九年七月迄繼續せしも、經濟の關係と毎月一回の検査にては不徹底の點あるに鑑み、寧ろ各組合の自覺を促し自衛的に保健組合を組織せしめ、検査の回数を一ヶ月三回に増加せしむるの優れるを想ひ、同年八月以來保健組合の設立を獎勵せしめたる結果、爾來四十八組合の設立を見たるが、大正十一年一月より



各組合囑託醫に於て健康診断を施行し、有毒者に對する費用は組合の負擔となし、治療又囑託醫に於て行ふもの大部分を占むるに至れり、而して時々技術員を派遣し指導監督を爲さしめつゝあるの状況にして、昭和三年花柳病豫防法の實施を見るに至れるを以て、従來の保健組合に對しては將來代用診療所たるべく指示督勵の結果、彼等の自衛心は著しく向上し、診療の機關も着々完備しつゝあるを以て、進みて診療を受くる者漸く多く其の成績亦良好なるに至れり。

又娼妓の總數は三百四十五人にして、縣下二市十二町に散在す、而して娼妓及密賣淫犯者の花柳病患者の診療に關しては、明治四十四年以來富山市清水町に縣立病院を設置し、之に患者を收容治療せしめ今日に及び、現在病床數四十にして、今其の最近五ヶ年間の入院患者を左に掲げ参考となす。

年次	娼妓員數		入院患者		治療日數	
	娼妓	密賣淫	娼妓	密賣淫	娼妓	密賣淫
大正十四年	四八二	六五	九	一、八五〇	二二二	一五三
昭和十五年	四六九	九六	六	二、四六九	一五三	一五三
同 元 年	四一七	九六	六	一、九五四	三六二	三六二
同 二 年	四一七	七八	一四	一、九五四	三六二	三六二
同 三 年	三七四	七五	一四	二、二〇六	三六一	三六一
同 四 年	三四五	五二	八	一、四四〇	二二二	二二二

寄生蟲

農村保健衛生に付ては、大正九年中新川郡舟橋村の實地調査を行ひ、農村の寄生蟲に對する被害の甚大なるに鑑み、大正十年度以後主務省の調査方針に基き、毎年慘害の甚しと認めら

る、農村を指定し、技術員を派して全住民に對し、寄生蟲検査と其の驅除に努め、今や十五ヶ村を檢了せり、一面大正十四年二月市町村寄生蟲驅除費補助規程を定め、相當の補助金を給與して之が獎勵に努めつゝあるを以て、近時進みて之が調査方を希望する農村漸く多からんとするに至れり、検査の概況を掲ぐれば左の如し。

農村寄生蟲検査成績

村郡	員人查檢	數者卵有	中百上同	卵種別										施行年月		
				十二指腸	蛔	鞭	那	橫川	廣	東洋	肝	ア	ヒ			
中 新 川 村 郡	九七六	七五〇	七六八	三五〇	四二二	四四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大正九年
水 見 橋 村 郡	一、二九九	一、〇六四	八五八	一七八	九四六	八〇三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大正十年
西 野 尻 村 郡	一、三五五	一、一三一	八三四	四一五	八二八	七四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大正十一年
西 野 尻 村 郡	九二六	七九九	八六二	二三八	六五五	五七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大正十二年
下 新 島 川 村 郡	一、二九二	一、〇八四	八三九	二八九	八三五	八二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大正十四年
射 道 水 村 郡	三、一三五	三、八九三	九二五	四四八	二、六〇九	二、四七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大正十五年
東 田 波 村 郡	一、四三三	一、三三六	九二五	六〇一	九〇二	一、一〇一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大正十五年



計	針上新	上新	神下	射水	柿中	井東	宮西	富西	富婦
	原新	屋新	明新	水新	澤新	口波	島波	川波	川頁
	村郡	村郡	村郡	村郡	村郡	村郡	村郡	村郡	村郡
10,577	1,377	2,010	773	1,546	1,278	1,476	996	917	917
57,717	1,038	1,778	601	4,521	1,333	1,121	892	738	738
873	839	829	777	938	870	896	894	793	793
4,927	267	183	221	291	391	731	175	221	221
5,913	698	1,324	339	1,251	606	965	798	469	469
1,993	713	1,476	364	1,257	819	1,039	658	464	464
15									
550	19		7	74	9	2	5	3	3
101	13	3	6	2	10	2		7	7
129	9	2			5	4			
14				23					
8									
2									
	三同	一昭	十同	一昭	十同	三昭	四同	三同	三同
		和四	二	和三	二	和二			大正
	月年	月年	月年	月年	月年	月年	月年	月年	十五年

第三節 醫事及藥事

**醫師** 醫師の昭和四年末に於ける現在數五百三十二人にして醫師一人に對する人口千五百五十六人に相當す、内市部は人口九百十七人、郡部は千八百三人の比例にして、醫師の都會地に偏倚する傾向あるは全國一般の趨勢にして、亦己を得ざる所なり、而して縣下二百六十三町村中、醫師の在住せざる町村は實に百二十八ヶ村の多きに及び、村落に於ては醫療に不便を感ずること極めて大なるものあり、殊に僻地の山村に於ては全く醫療の惠に浴する機會すらなき狀態にあるを以て

之が普及は目下の急務となす。

**齒科醫師**

昭和四年末の現在百八人にして、内富山高岡の兩市に開業せる者四十七人なり。

**藥劑師**

昭和四年末現在數三百三十二人にして、内藥局を開設し又は藥品販賣、製造製劑の業務に従事する者二百一人あり、他は公私立病院等に勤務す、大正三年賣藥法の實施に伴へ、藥劑師の需要頗る増加せるも、本縣内には富山藥學專門學校の設立ありて不足を感せず。

**産婆**

昭和四年末現在三百九十人にして、本縣一ヶ年の出産數約二万九千人に對し、一人に付七十四人の受持平均に當れり。

産婆の學識技能向上に關しては、昭和二年四月本縣産婆を一丸としたる富山縣助産婦協會を組織せしめ、専ら妊産婦乳兒幼兒保護の改良發達、業務の向上發展を圖りつゝあり、又直接縣郡市醫師會に謀り、各所に短期講習會を開催し、其の業務に適切なる學理又は實地に必要なる應用方法を講究せしめ、或は組合總會等の機會を利用し、之が指導に努めつゝあり。

産婆の養成は明治三十三年より大正十三年まで、大日本私立衛生會富山縣支會に於て、富山高岡の二ヶ所に産婆養成所を設置したるに對し、縣費四百圓乃至千圓宛の補助を繼續したるが、大正十四年度より産婆不足の町村に於て、町村費を以て産婆の養成大日本私立衛生會富山縣支會産婆養成所へ入所せし者をなす町村に對し、支出の二分の一以内を町村に補助し、今日に至れるものにして、其の卒業生は富山三百八十四人、高岡百七十七人に及べり。

**看護婦**

昭和四年末五百十五人あり、又準看護婦は二人にして、之が養成は習學期間に長短あり



るも、日本赤十字社富山支部、大日本私立衛生會富山縣支會及各都市醫師會に於て經營せられ其の終了生に依て普通患者及傳染病患者の看護を援くるを以て、現今に於ては不便を感ずること少し  
**按摩鍼灸術及柔道整復術營業者** 昭和四年末に於て八百一人あり、内按摩術二百八十一人、鍼術二十五人、灸術五十二人、鍼灸兼業百六十九人、鍼按兼業八十三人、灸按兼業二十人、鍼灸按兼業百四十人、灸按鍼「マツサージ」術二人、柔道整復術二十九人にして、營業者一人に對し人口千五十一人の比例なり、之が取締に關しては各法規に基き不斷之を監督しつゝあり。

**私立病院** 日本赤十字社富山支部病院の外私立病院九ヶ所あり、前者は病床百二十九個を有し、昭和四年度に於ては入院患者延三万二百三人、外來患者六万九千六百九十八人あり、後者は大小不同にして、病床數の少きは十個、多きは五十二個を有す、又私立傳染病院又は傳染病室設置については、傳染病豫防法施行細則改正に依り、私立傳染病院及病室を傳染病院若は隔離病舎に代用し得るに至りたる結果、之が設置なき町村の緩和を圖らんがため、私立傳染病院設置方獎勵に努めつゝあり。

**賣藥免許** 明治十年賣藥規則の布告と共に、賣藥の事務は内務省の主管する所となり、同年十二月及同十一年九月同布告の改正に據り、賣藥の免許は始めて縣に於て之を行ふに至れり、免許に際しては効能の確保、副作用の防止並に變改防止を主眼とするは勿論なるも、由來本縣は配置賣藥の状態にあるを以て、殊に貯藏變質防止に努め、配伍劑形容器等に深甚の顧慮を拂ひつゝあり、一面營業者に對する臨檢検査を施行し、豫め本業副業の區別最盛調製期とを調査し置き、此の時期を選

び技術員を臨檢せしめ、製造方法等實地に指導し、尙藥味分量を念査し必要あるものは收去試験を爲しつゝあり。

昭和四年末に於ける賣藥營業者は千五百八十五人、免許方數一万六千餘、其の行商人一万三千二百餘、製産額貳千參百萬圓を突破し、印紙稅の廢止に依り著しく其の産額を増すに至りしと雖、近時販路の擴張に伸展を見難き傾向あるに鑑み、此行詰れる本縣賣藥界に對し、業者の覺醒を促すと同時に、賣藥の改善販路の打開を企畫するは目下の急務なりと認め、舉縣一致を以て本縣賣藥を中米「メキシコ」共和國へ輸出するを目的とし、資本金壹百萬圓を以て國際製藥株式會社の創設を見るに至れり、「メキシコ」開拓の計畫は本縣賣藥界の一大慶事にして、深く其の前途を祝福し其の成功を祈りつゝあり。

第四節 保健衛生

**飲食物取締** 不純なる飲食物即ち實質上然らざるも、外觀氣味上實物の如く調製する模造品又は主成分を脱取し或は常成分にあらざるものを添加して、外觀を飾る贋造品を取締ると共に、純良品の製作を獎勵する産業保護と、飲食物に防腐劑又は人工甘味質等を混入し、其の物に依る被害と危険を防止し、或は積極的に健康を害せざるも、其價値に相當する榮養價嗜好價なく、其の使用目的を果し能はざる飲食物の衛生上の見地より取締を嚴にせり、然るに往々此趣旨を没却して違反を取てする者尠からざるは甚だ遺憾とする所なり、殊に本縣は醬油に於て防腐劑、人工甘味質の取



締違反者最も多く、是等醸造業者の多くは品質の改良、容器の改善に意を用ゐず、徒に廉價にして販路の争奪に腐心するの現状に在るは、當業者の將に一考を要すべき點なりとす。

本縣内に於て製造せらるる飲食物器具の種類は、概して鐵器銅器瑠璃引器具等にして、此種器具に於て從來鉛銅等の有害金屬の析出せらるる不良品市場に多かりしも、取締の徹底と窯業の進歩當業者の自覺と相俟つて、近時著しく減少の傾向を示し來れるも、之が取締を嚴行すると共に不良品移入の防遏に努め、一面一般民衆に對しては不良飲食物用器具による害毒につき注意を喚起するやう努めつゝあり、今其の成績を示せば左の如し。

年次	検査總數	不適件數	不適品ノ個數	備考
大正十五年	四六二	四八	一、一九八	不適ノ大部分ハ美濃多治見燒ニシテ之ニ次グハ九谷燒トス
昭和二年	四〇五	九三	一、二三〇	
同三年	一一三	三	九五	
同四年	二〇四	五二	一、五〇二	
同五年	二〇四	五二	一、五〇二	

清凉飲料水

一種の贅澤品として輕視せられし時代は既に去り、今や文化の向上と共に嗜好飲料として生活必需品の一に數へられ、逐年其の需要を増加し、製産者も亦之に順應する状態なり。最近に於ける製造販賣業者數を見るに二十四人に達し、其の製造工場廿七を算するに至れり、之を十年前に比すれば約二倍の増加を示し、其の製造高七十九万九千九百六十九リットルに達し、全國中三十一位にあり、之が取締に就ては毎年一回以上製造所を巡視し、其の清否構造設備の完否原料品機械器具容器量器の適否、原水の検査従業者の作業状況等を仔細に検査し、以て其の改善を促し、原水の濾過器炭酸瓦斯の除害器を備へしめ、或は防塵防蠅の設備をなさしめ、又洗壘に關し熱曹達液或は噴水洗壘の使用を督勵する等、銳意指導改善に努めたる結果、今や製造所の面目を一新するに至れり。

水雪並製氷工場取締 文化の發達に伴ひ、水雪需要の途愈々擴大し、夏季の飲料は勿論、飲食物の貯藏に、患者の治療等に著しく其の用途を増加しつゝあり、従來他縣より移入せるもの尠からざりしも、今は縣内の生産を以て優に其の需要を充たすを得るに至れり。

製氷工場は大正十二年までは富山高岡の二ヶ所に過ぎざりしが、同十三年新湊町に、同十四年伏木町に、昭和四年には魚津町に設置せらる。

貯雪業は降雪に恵まれたる本縣が、其の利用方法として古くより盛に行はれたる所にして、其の用途は從來大部分鮮魚の貯藏及輸送に使用せられ、一小部分は夏季の飲料に供給せられつゝありしも、衛生的見地より人造氷の需要増加の影響を蒙り、現時に於ては専ら鮮魚商等に於て自給の目的に貯雪するものゝ外、漸次減少しつゝあり、左に最近五ヶ年間の状況を示し参考となす。

年次	飲料		飲料外	
	業者數	貯雪場數	業者數	貯雪場數
大正十四年	一六	一八	二三	二六
同十五年	一三	一六	二八	三〇
昭和二年	七	一〇	三一	三一
同三年	一三	一八	二五	二七



**牛乳營業取締** 牛乳の需要増加と共に之が品質の良否は、保健衛生上影響する所、極めて大なるものあるを以て、本縣は結核性其他不良牛の淘汰に注意し、乳牛の健康、牛舎の設備並に乳牛飼養の管理は勿論牛乳の取扱に關し、從來の積弊を一掃し、以て生産者をして其の眞に進むべき歸嚮を知らしむると共に、其の覺醒を促さしむるの急務なるを認め、昭和二年十月以來警察官吏及衛生技術員を搾取場に臨檢せしめ、内面的又は外面的に周到嚴密なる探查を行ひ、指導改善の徹底に努めたる結果、牛舎の設備改造を命じたるもの多數ありしも、今や營業者の自覺に依り着々牛舎設備の完全乳牛飼養の管理改善等相俟つて全く其の面目を一新するに至れり。

昭和四年末現在搾乳營業者及農家其他の搾乳者は百十四人にして、其の搾乳牛五百四十餘頭に達し、縣下の需要量は一ヶ年約九千五百七十石に及べり。

**飲料水**

萬物皆水中に活くとさい言はれ、吾人身体の三分の二は實に水より成る、従つて飲料水の良否は直接保健衛生上重大なる關係を有するものにして、其の改良を期するは保健行政上重要任務の一とす、然るに昭和三年十月末に於ける管下の状態を通觀するに上水道の使用戸數は東礪波郡出町の四百卅五戸、井水使用戸數十一万三千三百四十九戸にして、河水又は溪水飲用戸數三万九千六百五十五戸に及び、全戸數の二割餘に達す、而も井戸總數九万七千二百卅二個中、不良の井戸一万五千四百五十六個、即ち飲料不適の水を使用するもの一割五分の多きに當れり、斯かる不良井水の原因は其の大部分從來の掘井戸式に依る構造不完全なる淺井戸にして、改良構造に據るもの極

めて稀なるに基因するは保健衛生上洵に遺憾とする所なり、之か改良に關しては大正七年二月訓令を發布して市町村に井戸臺帳を整備せしめ、井戸の新設構造の改良を奨励し、一面水質検査を施行し、其の不良なるものに對しては極力之か改善を奨め、簡易給水設備或は掘井戸の新設改修等に依り良水を得るの方法を講じ、又河水泉等の飲用者には専ら濾過器の使用を督勵する等、銳意之か改善を圖りつゝありと雖、未だ所期の目的を達し得ざるを以て、昭和三年度より改良井戸掘鑿を奨励し、工費百圓以上のものに對し三分の一以内の縣費補助を交付し、之か助成を爲しつゝあるが、今昭和五年同期に於ける成績を見るに上水道に於て五百餘戸、井水使用戸數約四千五百戸を増し、現住戸數に對し三分四厘の改良に當り、其他河水溪水飲用戸數に於て約八分の減少を示し、尙井水戸不良のもの約一割に過ぎざるに至れり。

上水道は東礪波郡出町に於て大正九年九月内務省の認可を得て、同十年三月起工し、工費拾參萬貳千餘圓を投じて、同十二年九月一日竣功したるものにして、給水最大一人當り三立方尺、給水人口現在三千五百人なり、高岡市に於ては昭和三年十一月六日付内務省の認可を得たるが、其の工事豫算百參拾五萬圓、給水人口八万人の見込にして、同年十二月一日起工式を擧げ、昭和六年六月二十日工事完成して、同月二十二日通水の式を擧げたり、又現在大部分河水を飲用しつゝある小杉町に於ては數年前より水道計劃をなせしが、昭和五年給水人口八千人の見込を以て鑿井をなせしに、成績の良好なりしに鑑み、愈々之が具体的計劃を樹て近く實現を見るに至らんとする狀況にあり。

其の他に於ては下水道法に依る下水道を敷設したるものなく、都市衛生上甚だ遺憾なるを以て極



力之が改善施設を奨励しつゝあり。

### 乳幼児保健

本縣に於ける死亡の状況を見るに人口千に對し最近五ヶ年間(自大正十三年至昭和三年)平均二十四人九分にして、全國の二十人のそれと比較するときは全國中高位の部に屬す而して總死亡の四割三分は五歳未満の乳幼児にして、之れを全國の三割七分に比するときは驚くべき高率を示せり、又乳幼児中一歳未満の乳幼児死亡を見るに本縣が其の七割一分なるに、全國のそれは六割五分にして何れも其の高率に驚かざるを得ず、而して本縣の死亡が斯く高率ならしむる最大原因は乳幼児死亡の高率なるに因るを想へば、之が對策は現下の急務とする所なり、之を以て本縣は昭和三年度より乳幼児保健に關する豫算壹千五百圓を計上し、先づ育兒に關する正しき知識の普及を圖らんが爲め、乳幼児死亡の高率なる地方の婦女會を中心に講演會講習會活動寫眞會等を開催し併せて「乳幼児育て方」「産前産後の衛生」「育兒の葉等數種の印刷物を配付し乳幼児保健の指南に供し、又は乳幼児の展覽會を開催せしめ、或は乳幼児死亡の高率なる數ヶ村につき實地調査を行ふ等目下之が普及の實行中にあり。

又妊産婦の保健如何は直ちに乳幼児の健康状態を左右する處なるを以て、本縣は適切なる産婆の普及に努めつゝあり。

之が分布状態を見るに二百六十三ヶ町村中昭和五年十一月現在に於て産婆の在住せざるもの七十五ヶ村の多きに及べるのみならず、之が分布程度の疎密甚だしく常に都市に集中の傾きあり爲に分娩時に於ける嬰兒の取扱其の宜しきを得ざるもの尠からず、甚しきは全く産婆の手に依ら

ず、無知識なる老婆等の處置に委するの外なき状態なるを以て、産婆の普及は現下の急務と認め昭和三年度に於て公設産婆費補助豫算壹千餘圓を計上し、先づ産婆の居住せざる町村に對しては補助金を交付して之が設置を促し、該産婆をして出産取扱の外乳幼児保健に關する指導に當らしむる方針の下に公設産婆の設置を圖り、既に上新川郡月岡村、中新川郡寺田村、東加積村、白萩村、釜ヶ淵村、下新川郡上中島村、加積村、下立村、宮崎村、婦負郡野積村、室牧村、百塚村、氷見郡碁石村、八代村、東礪波郡利賀村の十五ヶ村に、之が設置を見るに至れり。

### 屠場取締

屠場は從來富山高岡の二箇所なりしも、近時農家の副業として養豚業盛んなるに伴れ、此種組合に於て自ら簡易屠場を經營する者増加し、大正十五年來既に下新川郡三日市町、上新川郡熊野村、東礪波郡南般若村の三ヶ所にも之を新設せり、昭和四年中の屠殺數は牛六百六十八頭、馬九十頭、豚五百十八頭なりとす。

## 第五節 家畜傳染病豫防及其施設

家畜傳染病の豫防撲滅は國民保健衛生上、將、畜産上に及ぼす影響頗る大なるものあるを以て、大正十一年四月豫防法改正せられ豫防範圍を擴め傳染病の豫防制遏をなすこととなりたるを以て本縣に於ても不遑之に力を竭しつゝありしが、明治四十四年中俄然一頭の狂犬病發生し、後、大正十二年八月下新川郡に於て犬十一頭、牛豚三頭の狂犬病發生を見、同十三年には犬八頭發生し、遂に恐水病患者一名を出し、被咬傷人五十七人の多きに上り人心を寒からしめたるも、其後之が流行を見



ざるは幸とする所なりと雖隣縣に發生し居る狀況なるを以て、本病豫防に關しては不斷に畜犬の整理、野犬の掃蕩に努力し、殊に昭和二年以來全國狂犬病豫防週間に參加し、之が豫防智識を宣傳すると同時に、一層野犬の掃蕩に努め、多大の成績を收めつゝあり。

一方野犬増殖防止の目的を以て一般希望者に對し、大正十五年四月以來縣衛生試驗所に於て畜犬の卵巢剔出、睾丸割去を施し之亦相當の効果を收めつゝあり。

牛の傳染性流産は昭和二年六月突然射水郡の一角に發生し、全縣下に衝動を興へ其の蔓延の程度も計るべからざるを虞れ、檢診並に豫防注射の施行に依つて幸に大流行を見ずして終熄せり、然るに昭和五年四月再び射水郡の一部に一時に數頭の發生を見、更に調査につれ上新川郡、中新川郡等にも發生し、病毒侵潤の程度深きものと思考せられ、乳牛先進地として名ある本縣としては豫防に對しては一刻の猶豫も爲す能はざるの狀態にありしを以て、直に農林省に指揮を仰ぎ豫防に全幅の努力を致すべく、臨時に技術員一名の増員を受け、全縣下に向つて之が檢診に併せて豫防注射を施行する計畫を樹立し、以て豫防に努力しつゝあり、尙隣縣の現狀に鑑み、其他の豚丹毒、豚疫炭疽、家禽コレラに對しては一層の努力を拂ひ、衛生技術員をして特に牛豚鶏舍巡視を行はしめ、専ら豫防に留意しつゝあり、然れども近時畜産業の隆盛に伴ひ、取引關係も廣汎に涉り、益々これが侵襲の機會多かるべきを想ひ、法定傳染病は勿論普通傳染病に對しても豫防智識の普及に努めつゝあり、然るに昭和六年五月九日富山市五福藤井養豚場に於て突然豚コレラの發生を見たりと雖、銳意之が豫防撲滅に努めたる結果極めて小區域に防遏するを得、目下終熄の狀態なり。

畜牛結核病豫防並其の取締

畜牛結核病は本邦畜牛界に蔓延し、人畜衛生上至大の關係を及ぼしたるを以て、明治三十四年之か豫防法の發布を見たるが、其の實施以來逐年良好の結果を收めたるを以て、大正三年同法を改正して適用牛の範圍も狭められ、之が事務は當初警察部の主管なりしを中途、内務部主管となし、更に大正十四年八月警察部主管に移し、専ら之が豫防に努めつゝあり、然るに本病は尙全國的に一馳一張ありて、主務省に於ても之を遺憾とし、昭和三年より全國に十數名の技術員を増加し、本縣へも補助技術員一名の配置を受け、以て之が絶滅に邁進しつゝあり、然れども未だ豫期の目的を達せず、昭和二年度の成績を見るに、輕症結核病に於て全國第三位の高率を示し、其の後に於ても病牛三十頭前後を見るは甚だ遺憾とする所にして、専ら家畜衛生思想の普及と同時に本病豫防に對する自衛心の喚起に努め、以て所期の目的を達せんと努力しつゝあり、最近の検査成績を左に掲げ参考となす。

昭和三年度 検査總頭數	六七三頭	輕健 疑症	牛牛	六四三頭 二五五頭
昭和四年度 検査總頭數	六九八頭	輕健 疑症	牛牛	六六九頭 二一八頭

第十三章 社會事業

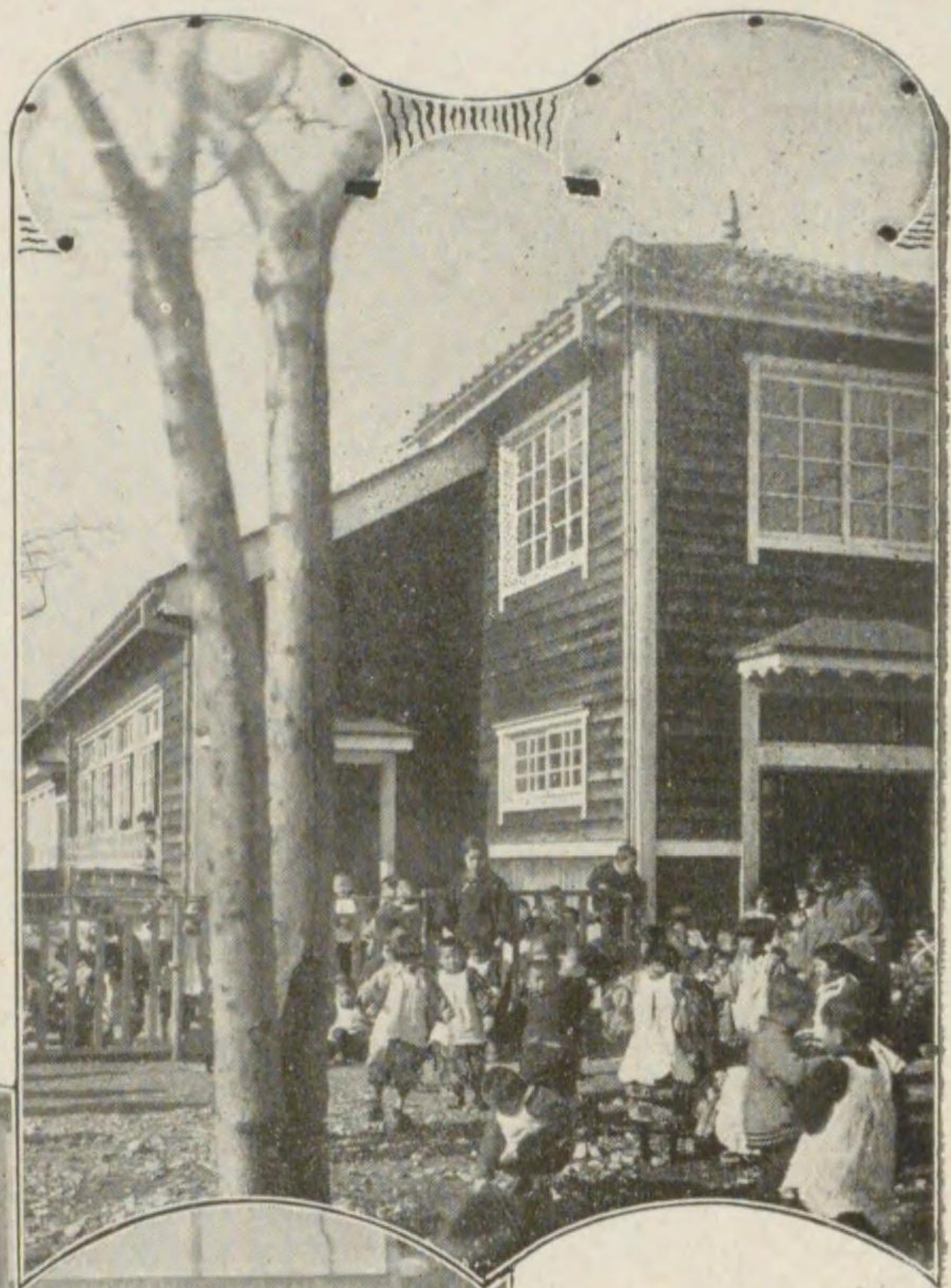
第一節 社會事業



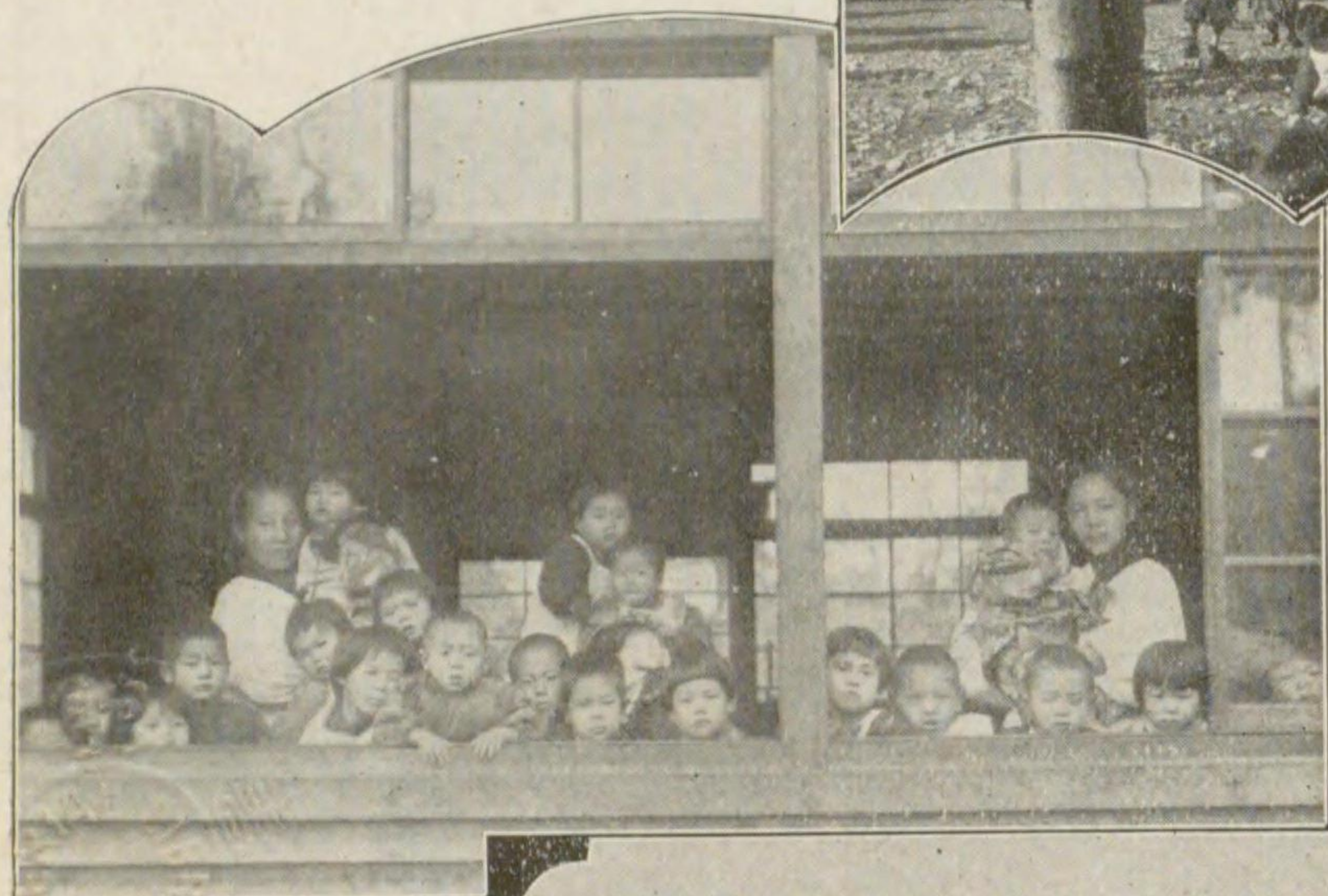
本縣の社會事業は私的施設早くより行はれ、其の發達稍や見るべきものありしが、世界大戰後時勢の推移と時代の要望とに依り公的施設も亦漸く起り、最近數年間に於ては著しき普及發達を見るに至り、社會政策上攻究又は新たに施設を要する事業逐日多きを加へ、幾多の社會問題踵出の傾向あるに鑑み、大正十年四月本縣内務部に社會課を新設し、縣下一般社會事業の統一整善を期し來り、然るに大正十三年十二月、一旦同課を廢して、從來の事務を地方學務の兩課に配屬されしが、大正十五年七月學務部の新設と同時に社會課の再興を見るに至りて、漸く發展の緒につき以て今日に及べり。

今本縣斯業施設の情勢を辿らんに、方面委員制度は創設日尙淺く、實施區域も二市五ヶ町區域に過ぎざるも、助成會の設置に依りて、方面事業の發展後援に當らんとする狀況にありて、漸く飛躍を遂げんとしつゝあり、聯絡機關たる社會事業協會は、大正十四年の創設なるも、財界の不況に災され目下猶不振の域にあるは遺憾とする所なり、然れども財團法人の許可ありたるを始とし、近く之が進展を見んと欲し着々其の準備中に屬す。

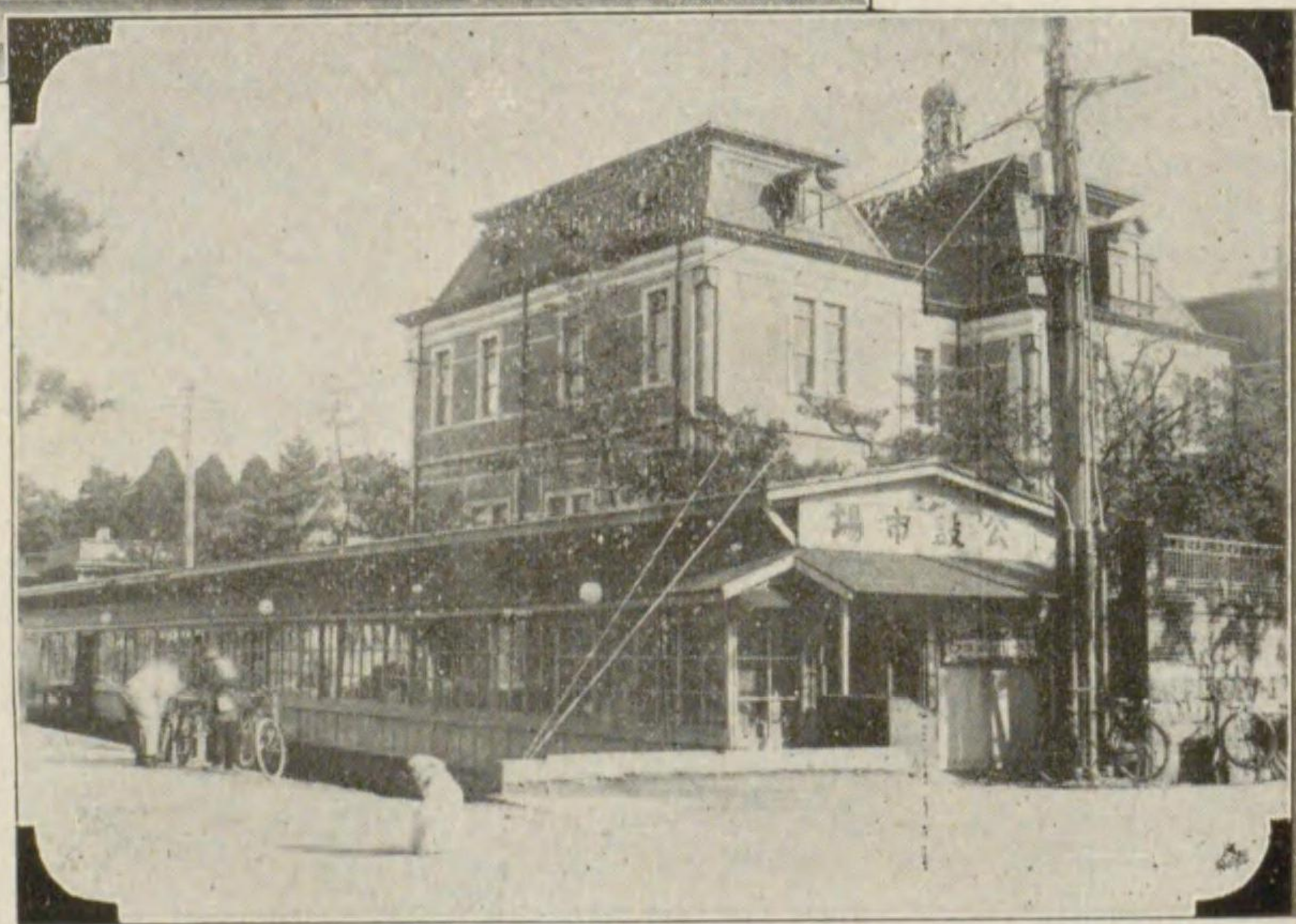
近來頼に統一發展の機運熟し來れるは教化運動にして、教化團體聯盟の設立は佛教神道基督教各派に於て之が實現を見久しく舊套の域を脱せざりし社會教化事業に一新機軸を示し進出せんと期することは慶賀すべき現象なりとす、救護施設として擧ぐべきは富山縣巡回診療班の設置にして、春秋二季に亘り縣下僻陬地に於ける醫藥意の如くならざる地域に對し巡回診療を實施し、所期の成果を收めつゝある現狀にして僻陬一般民衆の福音たり、又經濟的施設中の新設事業は公益



伏木町立託兒所



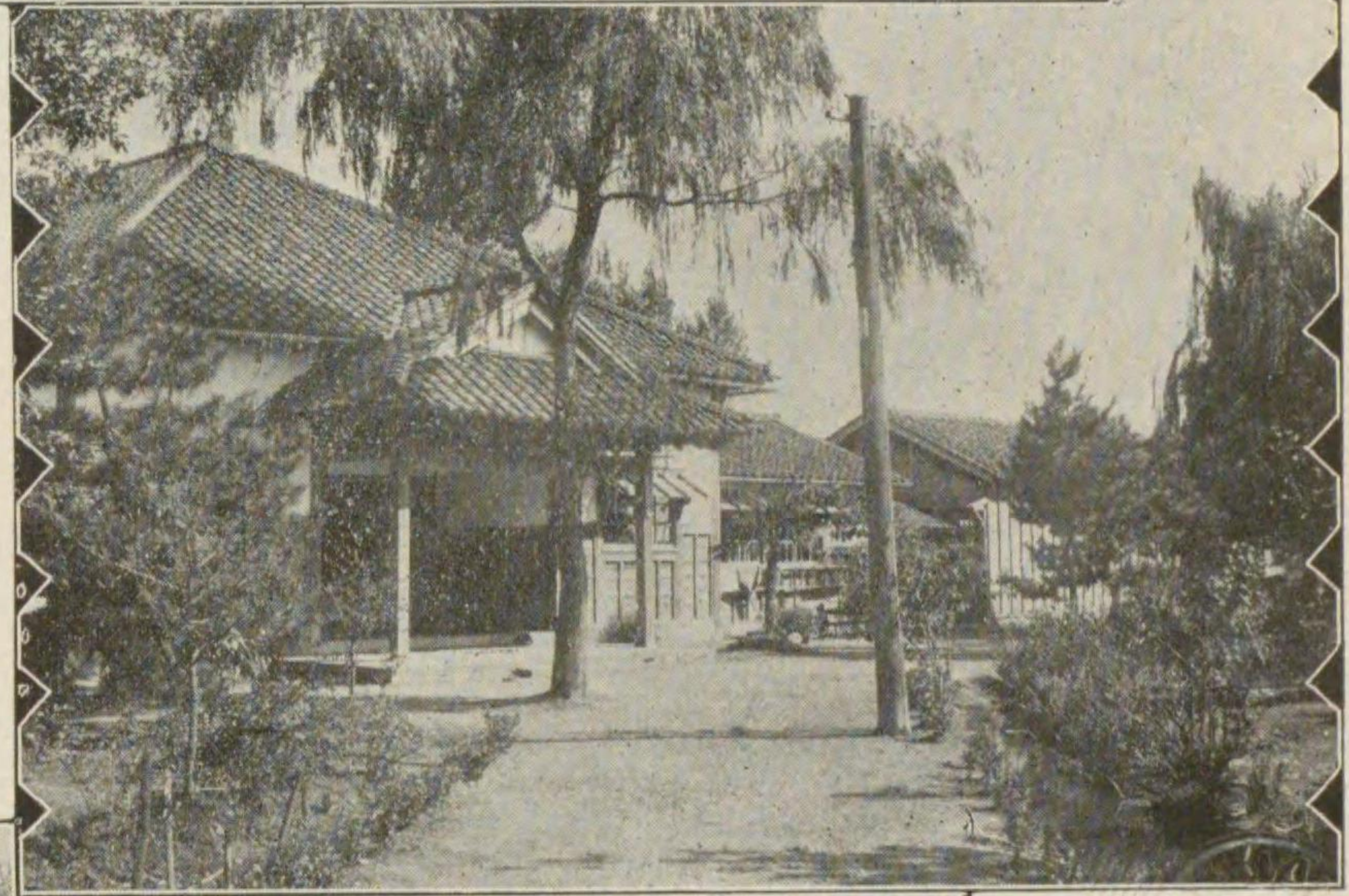
富山託兒所



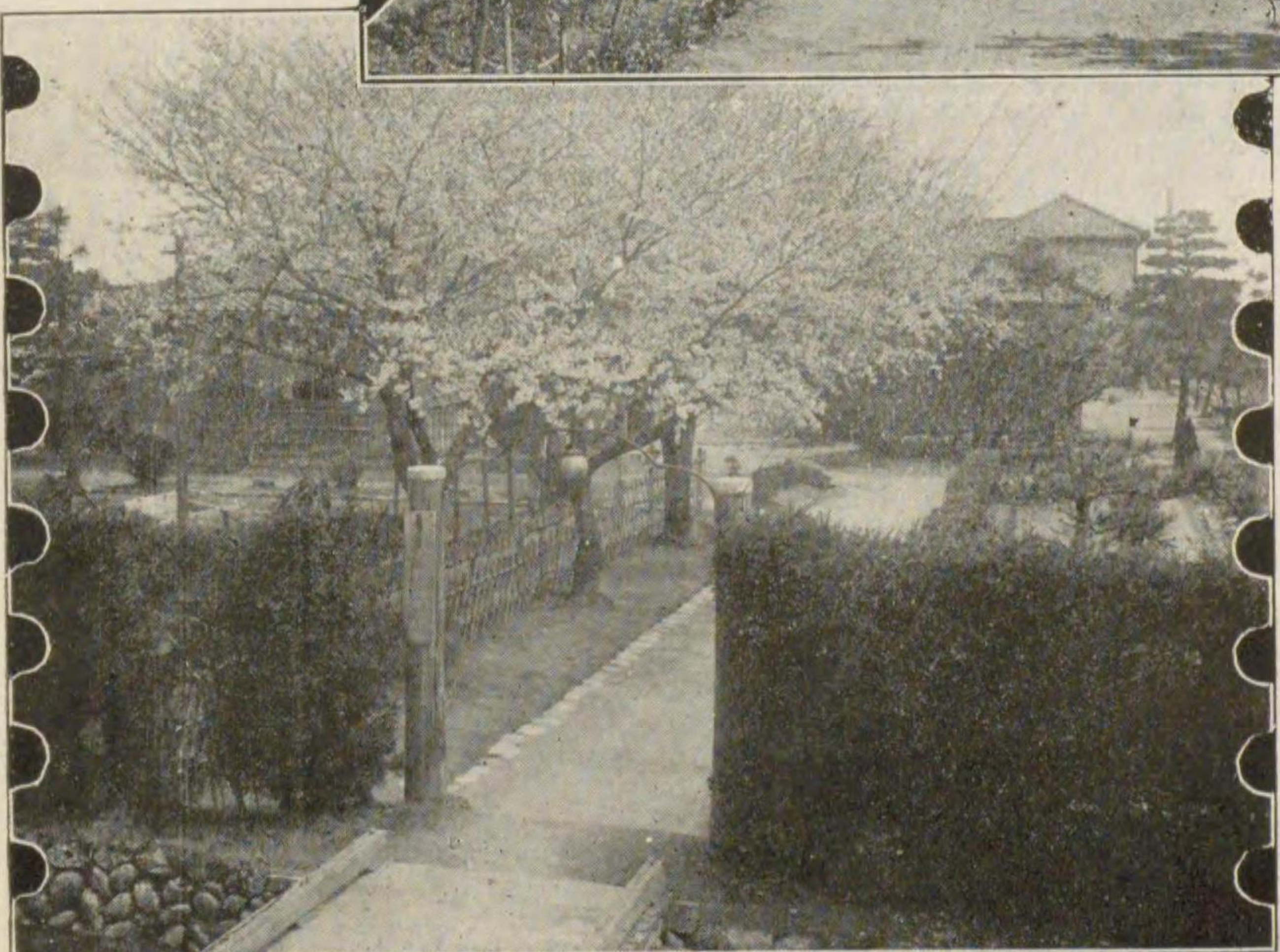
高岡市公設市場



富山市立圖書館



富山慈濟院



縣立樹德學園

質屋にして庶民金融機關として下層階級の家庭に便し、其の良好なる成績は各所に増設を見んとする傾向にあり、尙各所に活氣を呈し來れるは兒童保護事業にして、縣下婦女會並に各宗寺院等の奮起に依り、常設及季節的託兒所設置の機に向ひつゝあることは斯業のため特筆すべきことにして、今後益々増加の情勢にあるは喜ぶべき現象なりとす。

第二節 基金及協會

**社會事業基金** 斯業基金は法令に依りて積立たるもの及御下賜金並に團體よりの寄贈金とを以て特別會計となし、蓄積せるものにして昭和五年度現在の基金總額は百八拾七萬六千五百四拾四圓に及び、罹災救助慈惠救濟賑恤等の費に支出しつゝありて其の種類は左の如し。

名稱	基金額	目的	沿革	革新
富山縣罹災救助基金	一、六八四、三三九 <small>四</small>	罹災救助	明治三十二年三月法律第七十七號罹災救助基金法ニ依リテ從來備荒儲蓄法ニヨリ積立テタル儲蓄金ヲ受入レ特別會計トナシ非常災害ノ際ニ於ケル罹災救助ノ資トナス	
富山縣慈惠救濟資金	八一、七四七	慈惠救濟	明治三十一年英照皇太后崩御ニ際シ特ニ慈惠救濟ノ資トシテ御下賜アラセラルタル金六千六百圓ヲ基金トシ更ニ大正元年明治天皇ノ御大喪ニ金壹萬八千圓ヲ大正三年昭憲皇太后ノ御大喪ニ金六千七百圓昭和二 年大正天皇ノ御大喪ニ金壹萬參千參百圓ノ御下賜アリタルニ依リ之ニ 縣費ヲ繰入レテ特別會計トシ窮民救助並ニ慈惠救濟事業團體ノ補助ヲ ナス	
富山縣廢兵軍人遺家族救護資金	八一、四三九	廢兵軍人遺家族救護	明治四十年帝國軍人後援會其ノ他ヨリ寄贈ニ係ル金四萬五千七百九拾 貳圓ヲ基金トシ之ヲ特別會計ニ受入レ廢兵軍人遺家族救護團體ノ助成 及之等救護ニ關スル施設ヲナス	
富山縣大禮恩賜賑恤資金	二九、〇一九	賑恤	大正四年御大禮ニ際シ賑恤ノ資ニ充テシムルノ思召ヲ以テ御下賜アラ セラルタル金壹萬八千圓及昭和四年御大禮ニ際シ御下賜ノ金壹萬參千 參百圓ヲ基金トシ其利子ノ一部ヲ以テ賑恤ニ關スル施設ニ支出ス	



**財團法人社會事業協會** 社會事業の範圍は極めて廣く且つ多方面に關係を有するを以て之が完成を期せんには社會の連帶責任を自覺し、共存共榮の趣旨に基き官民一致の施設經營を必要とすべきものにして、行政官廳及二三當路のものゝみの力に倚りては斯種事業の達成を見得べからざるや論なし、茲に於て既設の社會事業を指導誘掖し相互の連絡を計り之が振興を期せんが爲め大正十四年四月本縣社會事業協會を創設するに至れり、次て同十五年三月財團法人の許可を得、以て今日に及び、設立當時は基金貳拾萬圓を造成すべき豫定なりしが、打續く經濟界の不況に災され、當初の目的意の如くならず、本會關係者は目下之が達成に關し銳意考慮中に屬す。

### 第三節 教化事業

**勤儉獎勵委員會** 我邦有史以來の慘事たる關東の大震災は、國民に物質的精神的兩方面に極度の激衝を與へたるにも拘はらず、浮華放縱の風依然として俗をなすは邦家百年の爲め寔に寒心に禁へざる所なり、此時に際し國民精神の振張を圖り、國家經濟の難局を打開し、以て國運の伸暢を期することは極めて緊急の要務に屬す、而して此の時局を濟ふの第一歩は成申詔書並に國民精神作興に關する詔書の御趣旨を奉體し、質實剛健の民俗を作り、勤儉力行の風習を養ひ、以て國力の充實を計るに在り、依りて勤儉獎勵の運動を興し、國運の進展に資せんが爲め、大正十四年五月知事を會長とする本會の創立を見るに至り、勤儉獎勵に關する諸般の調査攻究並に之が實行を期せり、爾來中央委員會及市町村委員會と相呼應して之が實行を策し、以て今日に及ぶ。

### 公私經濟緊縮地方委員會

歐洲大戰の好況時代に馴致されたる浮華放縱の弊習は深く人心を浸し、戰後財界の反動時代を経て關東大震災災に遭遇せると浪費贅澤の風尙更まる所なく、國民精神著しく弛緩し、他面産業の萎靡不振既に久しく、貿易の逆調比年相亞ぎ、爲替相場は平價を下ること遠く、經濟界に一大暗影を投じつゝあるの現況は眞に國家の深憂たるを以て、政府は自ら中央地方の財政の整理緊縮を斷行すると共に一般國民の自覺奮起を促し、舉國一致消費を節し、冗費浪費を排して國民經濟の根底を養ひ、以て當面の難局打開に努め、他日躍進の素地を作り、國力の充實伸張を圖らむとする要旨に基き、本縣に於ては中央の公私經濟緊縮委員會と相呼應して、昭和四年八月三十日富山縣公私緊縮地方委員會を組織し、實行要目を協定し、管内諸官廳、公共團體、學校、市町村委員會、教化團體、實業團體等と相提携して講演會、活動寫真映寫會、ポスター冊子の頒布等各種の施設を講じ、尙國產品使用獎勵の爲め内外品對照展覽會を開催する等之が實績を收めむことを期しつゝあり。

### 富山縣融和會

四民平等の制布かれてより茲に六十年、世は明治大正を経て昭和の聖世に及ぶも未だ其の實舉らず、今猶差別事相の根絶を期し難きは頗る遺憾とする所なり、富山縣融和會は之が實行に資し、差別事象の撤退速進に力めんと欲して、大正十四年四月之が結成を見たるものにして、會報の發行、巡回講演、生業資金貸付、其の他斯種融和の速進に關する一切の施設を講じ、縣下各方面に涉りて會員の募集をなす等會務の發展に努めたる結果、漸次盛運に向ひ所期の目的に邁進しつゝあり。



**教化團體聯盟** 社會事業の施設は一面に於て物的保護政策に依らざるべからざるは勿論なるも、他面民心の指導、所謂教化施設に依る所なくんば以て完璧を期し得べからざるや論なし、由來本縣は佛教信仰の念厚く寺院の數從つて多きを數へ其の數千五百に及ばんとす、曩に富山縣佛教教化團體聯盟の創設を見、佛教の精華を社會生活の上に發揮せしめんことを期したるが、更に昭和三年十一月曠古の御大禮を迎ふるに當り、富山縣神道教化聯合會、富山縣基督教々化團體聯盟の創立を見るに至り、茲に宗教に依る民心教化の統整を見るに至れり、而して是等三團體は時代の推移に順應して民心を指導し、風教を振興せんと志すものにして、相互協力一致其の目的に向つて努力しつゝあり、更に昭和四年に至り中央に於て世局の重大なるに鑑み、國民精神の作興と經濟難局の打開とを以て、當面緊急の問題なりとし、新に全國教化總動員を行ひ、諸種の施設を講せらるゝこととなりしを以て、此の機に於て一層社會教化の實を擧げ、統整ある教化運動の促進を期せむがため、弘く教化事業團體を糾合して、縣下教化網の完成を圖るの緊要なるを認め、昭和四年九月十三日關係四十五團體の加盟を得て、富山縣教化團體聯合會を創立し、教化事業の振興に力めつゝあり。

**教化改善施設** 富山市内に於て近年宗教團體の社會に進出して教化運動を企圖し、以て宗教家本來の使命に生きんとする傾向著しく、大正十年佛教會堂の創立ありしを始めとし、徳風會館、大谷會館の設立を見たり、孰れも講演を主なる事業とし、且つ圖書文庫を有す、就中佛教會堂の如きは講演部の外、文書部、社會部を有し、社會部に託兒所を經營す。

**活動寫真班** 單なる娛樂として一般民衆に觀賞されたる活動寫眞の時代は既に去り、近時映

畫界の發展は映畫藝術として、將又學術界に應用さるゝ點に於て、社會各般の施設に利用せられざる所なき迄に進歩し來り、而も一般民衆特に兒童との交渉多き起因して、思想善導の用に供せらるゝに至り、本縣に於ても大正十年より活動寫眞班を設置して、町村青年團、婦女會等の希望に依りて縣下各地に出張映寫會を開設し、民心の教化に任し來れり。

第四節 防貧事業

**方面委員制度** 官民の間に於ける公私の社會事業施設の中間に介在し、之が統整ある進歩を期する爲に、一には適正なる社會診斷を施し、之に對する防貧、救貧の施設を講じて、謬らざらんことを期するため、縣下主要町たる魚津、滑川、新湊、伏木、氷見の五方面區を設定し、之に各七名の方面委員を特設して、以て各方面の救護に任せしめんことを期したり、創設日猶淺く未だ充分なる効果を收め難しと雖、富山高岡兩市に於ける該委員制度と相俟ちて、所期の効果を收めんことに努力しつゝあり、其の要領を示せば左の如し。

富山縣方面委員		昭和二年五月	
管掌事項	方面名稱	委員數	名稱
一、生活狀態ノ調査 二、要救護者救護ノ普及徹底 三、社會的施設ニ關スル適否ノ調査 四、將來新設若クハ擴張ヲ要スル事業ノ攻究 五、教化向上並ニ風紀ノ改善 六、其他必要ト認ムル事項ノ調査並ニ實行	滑川方面 魚津方面 新湊方面	七 七 七	伏木方面 氷見方面 射水郡伏木町 射水郡氷見町
備考	當該方面ニ於ケル町長、警察署長、小學校長ヲ理事幹事ニ囑託シ重要事項ノ審議ニ當ラシム		



高岡市方面委員	大正一二・一〇	委員	一、當該區域内ノ事情ニ精通スル者ヨリ市長之ヲ囑託ス 二、市内ヲ八十七區ニ分テ現在百十五名ノ委員ヲ置ク各名譽職トシ任期ヲ三ヶ年トス
富山市方面委員	昭和 二・四月	委員	一、社會事業ニ理解アル篤志家、宗教家、教育關係者、醫師、實業家等部内ノ實情ニ精通セル適當ノ者ヨリ之ヲ囑託ス 二、市内ヲ十一區域ニ分テ一區域五名トシ現在五十五名ノ委員ヲ置ク、各名譽職ニテ任期ハ二ヶ年トシ各區域ニ常務委員一名ヲ置キ方面委員ノ聯絡統一並ニ委員會ノ事項ヲ整理ス 三、戸籍兵籍ノ整理 四、兒童保護 五、善行美事ノ調査 六、融和ノ促進 七、其ノ他必要ト認ムル事項 八、取扱事項ノ報告並ニ事務整理
高岡市方面委員	大正一二・一〇	事項	一、生活狀態ノ調査 二、困窮者救護ノ徹底 三、戸籍兵籍ノ整理 四、兒童保護 五、釋放者保護 六、善行美事ノ調査 七、納稅觀念ノ普及及發達 八、貧困兒童ノ就學督促 九、失業ノ防止救濟 十、其他社會ノ幸福増進上必要ト認ムル事項

住宅組合

社會政策上住宅難の緩和を圖らんがため、政府は大正十年法律第六十六號住宅組合法を制定し以て中産階級のものをして互助組織の法に依り住宅を建設し、之を組合員の使用に供するの目的を以て施設せられたるものにして、政府は之に對し低利資金の融通、官公有地隨意契約及縣稅免除の特權を附與せり、本縣に於ける住宅組合は現在四十六組合あり。

公營住宅

富山・高岡兩市に於ては孰れも俸給生活者又は中産階級以下の適當なる住宅極めて少きがため、是等住宅難を緩和せんとする目的を以て、低利資金の融通を受け住宅を建設せるものにして、家賃は一般に比し低廉なるを以て借入希望者多く常に其の需要に應じ難き狀況にあり猶富山縣に於ても同一目的の下に廳員住宅緩和のため低利資金の融通を受け縣營住宅を設け以て其の利便に供しつゝあり。

職業紹介

本事業は雇傭の仲介及失業者を保護し、併せて勞働の需要供給を調節するを目的

とす、大正十二年二月職業紹介法の制定以來本縣内に職業紹介所を設置せしは富山高岡兩市及伏木町及魚津町の四ヶ所にして、近時開拓週間の實施等に依り漸次一般の理解を高め取扱件數増加の狀況にあり、其の昭和四年度の事業成績左の如し。

名稱	位置	創立年月	昭和四年年度成績			
			求人數	求職者數	紹介件數	就職者數
富山市職業紹介所	富山市山王町	大正 一一・七月	一、六六二	一、四五〇	一、〇八四	九一七
高岡市職業紹介所	高岡市下關	昭和 二・四	一、三二四	一、一五三	七五二	六〇二
伏木町職業紹介所	伏木町新町	大正 一五・五	九五六	一、三三三	六九三	四六七
魚津町職業紹介所	魚津町大町	昭和 五・八	(開所後日淺キニ付事業成績略ス)			

公設市場

大正七年度日用品の價額暴騰し、中産階級以下の生活窮迫を見るに至りたるに際し一般商人の暴利を牽制すると共に價額の調節を圖らんがため、大正八年七月富山市に、同年八月高岡市に於て公設市場を設置したるに、其の實績著大なるものありたるを以て永久的に施設の必要を認め其の經營を續け今日に及べり、富山市場は山王町及東堤町に、高岡市場は片原町にあり。

簡易食堂

公設市場職業紹介所の設置に伴ひ、斯種の施設として低廉營養に富める食事を給する目的を以て、大正十年十月高岡市公設市場内に簡易食堂を開始し、次て同十一年富山市公設市場内に富山市簡易食堂を設置し、一般下級界の生活に便しつゝあり。

公益質屋

經濟界の不振は隨所に生活難の聲を聴くに至れるが、就中中産階級以下の生活に



於て特に其の甚しきを致せる實狀に顧み、縣下に於ける營利質屋の狀況を精査せる結果、庶民金融機關の設置を企劃し、縣下の市町に涉り、之が設置を勸奨し、少額所得者の福利増進に力めむとし、昭和二年六月に於て遂に高岡・魚津兩所に之が實現を見るに至り、次て昭和三年度に入りて氷見町に之を見るに至り、夫々内務省より低利資金の融通をうけて運轉資金となし、銳意民福の増進に力めつゝあり、昭和四年度事業成績左の如し。

高岡市公益質屋 魚津町公益質屋 氷見町公益質屋 計	職別		業別		利別		用者		質物		貸付金額		全上食付金	
	労働者	生活者	小業者	小商人	農業者	漁業者	其他	計	口數	點數	貸付金額	平均	食付金	利子收入
	三八	五一	八四二	一九八	一八	七	三二〇	一、四七四	二、六〇四	八、二〇六	一五、〇一三	五、七六五	八三八	
	一五一	五〇	六二七	一九八	七	四七三	二三〇	一、七三六	二、九〇九	九、〇四七	一七、九六九	六、一七七	一、〇七七	
	九三三	一七	一〇	一八六	一六	一五〇	三七五	一、六八六	二、五七〇	七、三五二	二〇、八八八	八、二二八	六二七	
計	一、二二二	一八	一、四七九	五八二	四一	六三〇	九二五	四、八九六	八、〇八三	二四、六〇四	五三、八七〇	六、六六五	二、五四二	

**三日市農民工藝組合** 昭和二年の創立にして、下新川郡三日市町役場内に在り、授産科目は土人形製作なり、目下男十一名、女十名外、に兒童數名を收容し、授産事業に従事す。

第五節 救貧事業

**法令救助** 法令に依る救護事業として、擧ぐべきは、明治七年太政官達恤救規則に依りて、孤獨者の救助に任ずる貧民救助と、明治三十二年法律第九十三號に依る行旅病人及同死病人の救

護並に明治三十三年法律第三十八號精神病者監護法に依る行旅病人、精神病者救助施設にして、各其の定められたる規定に基き、乏恤の實を擧げ窮民の窶を賑はしつゝあり。  
**軍事救護** 軍事救護法に依り、現役兵の入營、下士兵卒の應召、傷病若くは死亡のため、生活すること能はざる家族若くは遺族に對し、國費を以て救護するものにして、昭和四年度の救護狀況は左の如し。

現役兵家族		傷病兵家族		傷病兵遺族		戦死者遺族		合計		救護費
戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員	戸數	人員	
三〇六	九八五	六	三五	五	一三	七	一一	三二四	一、〇四四	二八、一七五

**巡回診療班** 本縣に於ては、社會政策的施設として、保健衛生思想の普及並に住民の福利増進を計らんがため、大正十五年六月縣下の僻陬地に於て巡回診療を實施せるが、社會一般の歡迎する所となり、輕症者の如きは全癒し、重症者と雖診療醫の指示に依り、自衛養生の途を講ずる等、其の成果の見るべきもの頗る大なるものあり、昭和二年中の實績を擧ぐれば左の如し。

名 稱	經營主體	創設年月	區 域	巡回診療患者數及病類別 (昭和五年度)		患者實人員		施藥日數	
				病類別	患者數	男	女	男	女
富山縣巡回診療班	富山縣	大正一五・六	縣下僻陬地	外傷 法定傳染病 其他傳染病 神經系病	一六 一 三 二七	九 一 六 二七	一五 一 九 二七	一三 六 一 三	三 一 六 三
				計	三三	三三	三三	三三	三三
				計	三三	三三	三三	三三	三三







二月の創設にして其目的は簡易保險加入者の健康相談に應じ、且つ患者に巡回看護するにあり。  
**共同浴場及理髮所** 日常生活に於て入浴理髮は保健衛生上極めて重要なり、之が對策として公益浴場、公益理髮の設あるものなるが公益團體の經營に依り、低廉なる料金を以て其の福利を供與するものにして、一般公共の歡迎する所となり以て今日に及ぶ、本縣に於ける斯種の施設狀況を舉ぐれば左の如し。

名 稱	位 置	經營主體	創設年月
黒河共同浴場	射水郡黒河村	黒河信用組合	大正元・八年月
片口共同浴場	射水郡片口村	片口信用組合	同
奉仕浴場	東礪波郡柳瀬村	柳瀬信用組合	昭和二・四年
片口共同理髮所	射水郡片口村	片口共同浴場附屬	大正元・八年

**富山民衆會館** 本館は個人經營にして昭和三年六月の開設に係り、無料休憩所簡易宿泊の事業を行ひ富山市愛宕元町に在りて賣店部をも併置せり。

**人事相談** 社會生活の繁激に伴ひ精神上物質上の脅威に悩み、自ら解決し能はざる煩悶者のために一般人事上の相談に應ぜんとする施設にして、本縣下に於ける現況は左の如し、尚以上の外大正九年以來管内各警察署に於ても人事相談部の設置あり。

名 稱	位 置	代 表 者	創 設 年 月	沿 革
大谷派本願寺人事相談所	富山市總曲輪東別院内	富山教務所長	大正一〇・五年	大谷派本願寺社會事業地方施設トシテ開設シ精神上ノ煩悶其ノ他人事百般ノ相談ニ應ズ
慈光人事相談所	富山市梅澤町大法寺内	中村寛澄	大正一三・四年	東宮殿下御成婚記念事業トシテ大法寺住職中村寛澄氏ノ設立ニ係ル
伏木町人事相談所	伏木町役場内	伏木町長	大正一〇・五年	船舶ノ往來頻繁ニシテ住民ノ移動激甚ナルニ鑑ミ設立セラレタリ

**出漁團** 本縣内に於ける出漁者は下新川郡の出稼最も多く、従つて之が保護施設の緊要なるを認め、大正九年二月郡當局の主唱に依り縣外出稼出漁者を以て成る下新川郡出漁團を組織し團員協同の利益を目的とし、經費年額壹萬七千圓を計上して其の實施を見るに至れり。

**中野出稼組合** 東礪波郡中野村一圓は往時より流材作業の技術に於て優秀なる關係上、縣外出稼に従事する者多きに鑑み、是等出稼者を以て組織し協同一致親睦を計り誠實を旨とし、組合員共同の利益を増進する目的を以て設立し今日に及べり。

**女工保護組合** 本縣より女工として愛知京阪地方等縣外に出稼する者逐年多きを加へ、是等女工の保健風紀上、等閑視すべからざるものありて、社會問題として緊要なるものあるに鑑み、各郡數ヶ町村を區域とせる保護組合の設立を見るに至れり、出稼女工の募集行爲より生ずる弊害の矯正及工場生活の弊風改善を目的として供給組合の設立を見たるものにして、昭和三年度に至り縣下を一圓とせる女工保護組合聯合會の設立を見るに至り、將來益々發展せんことを企劃せり。

名 稱	代 表 者	區 域	事 務 所 々 在 地
富山縣女工保護組合聯合會	森丘正唯	富山縣	富山縣社會課内



下新川郡女工保護組合	森丘正唯	六十八ヶ村	下新川郡魚津町田方町五七
井波區域女工保護組合	青木萬太郎	九ヶ村	東礪波郡井波警察署内
八尾區域女工保護組合	山下龜次郎	十一ヶ村	婦負郡保内村(越中八尾驛前)
中田女工保護組合	青江喜一郎	六ヶ村	東礪波郡中田町役場内
小杉女工保護組合	結城孫四郎	十一ヶ村	射水郡警察署内
石動女工保護組合	土田伊藏	十三ヶ村	西礪波郡石動町役場内
蕨谷村女工保護組合	近川養作	蕨谷村	東礪波郡蕨谷村役場内
大鋸屋村女工保護組合	高桑常次郎	大鋸屋村	東礪波郡大鋸屋村役場内
大久保女工保護組合	安井忠重	七ヶ村	上新川郡大久保町役場内
拾逸女工保護組合	黒田義秀	十一ヶ村	中新川郡五百石町役場内
富山市女工保護組合	上埜安太郎	十三ヶ村	富山警察署内
福光區域勤勞婦人協會	佐々木玉枝	十一ヶ村	西礪波郡福光警察署内
高岡女工保護組合	中島庄官	十一ヶ村	西礪波郡國吉村役場内
細入村女工保護組合	中川長右衛門	細入村	婦負郡細入村役場内

第七節 兒童保護

富山慈濟院保育部 大正五年富山慈濟院に保育部を併置し、富山縣在籍者にして孤兒又は癡疾者中、扶養義務者なき可憫の兒童を保育す、目下二十名を收容保育せり。

縣立樹徳學園 富山市郊外奥田村に在り、元私立深敬保育院と稱し、柴谷龍寛之を經營し、富山市梅澤町に在りしが、明治四十二年三月十三日同院感化部を本縣代用感化院に指定、同年四月感化法の實施に伴ひ樹徳學園と改稱し、大正五年四月より縣に移管して今日に及ぶものなるが、園生の多くは入園前、家庭生活の溫情に浴すること少なく、惡化の原因も主として此に存するを以て、之が欠陥を補はむが爲、家族舍制度を採り、現在定員二十五名を二族舍と爲し、族長慈育の下に炊事洒掃等日常生活に依り行儀作法を教へ、漸次規律的生活に慣れしめつゝ、勤勞自治の訓練を施す方針を以て、小學校令の教科課程に準して各學科の教授をなすと共に、勤勞の慣習養成の爲、兒童各自に一坪乃至十坪の畑を分擔せしめ、播種施肥等總て兒童に一任し、其の收穫は勤勞貯金と爲し、又將來退園後の職業輔導の爲、特に實業教師を置き、ミシン裁縫を教授し、一面各種の行事、娛樂運動を併せ行ひ以て要護兒童の教養善導に努めつゝあり。

富山成徳會 樹徳學園に併置す、其の目的とする所は、改悛退園者と學園との連絡にありて、退園者に對しては常に文通又は訪問により指導獎勵に努め、時々行事に際しては之を召集して常に訓戒と慰藉に努めつゝあるが、之が徹底を期せんとするは頗る難事にして、亦相當の資産を要することなるにより、大正五年七月富山縣成徳會を起し、園の保護機關として縣の補助金、有志の寄附金



其の他を以て經費に充て、慰安の方法、職業の紹介及保護上必要と認むる施設をなし、學園教化の目的を完ふせんとするものなり、これが爲昭和四年十月退園者に對する授産場として成徳館を建築し、ミシン裁縫の實業教師を置き將來木工部併設の豫定を以て職業輔導の爲鋭意腐心しつゝあり

**常設託兒所** 近時社會生活の複雑となり、生活に於て激甚を極め貧富の差著しく、中産階級以下にては家族相率ひて勞働に従事せざるべからざるに至り、兒童保護の問題の立場よりして之が救済の策を講ずるの切要を告ぐるに至り、各種託兒所の設置を提唱するに至りたるものなるが逐年増加の趨勢にありて現在本縣に於ける之が實況は左の如し。

名稱	位 置	經營主体	創設年月	職員數	一日平均收容人員
富山市立愛宕託兒所	富山市神通町	富山市	昭和二年四月	二	三九
富山市立清水託兒所	富山市清水町	富山市	昭和三年四月	二	三二
私立富山託兒所	富山市西田地方町	富山佛教會堂主 石田義道	大正一四・二	二	三九
伏木町第一託兒所	射水郡伏木町一ノ宮	伏木町婦女會	大正一五・四	二	一一
伏木町第二託兒所	射水郡伏木町古府	伏木町婦女會	昭和四・二一	三	九八
三日市託兒所	下新川郡三日市町三日市	森丘さめ	昭和四・八	三	八三
城端町立幼託兒所	東礪波郡城端町	東礪波郡城端町	大正一三・四	二	七五
泊町託兒所	下新川郡泊町	泊町婦女會	昭和五・四	二	一四

季節的託兒所

從來社會事業と言へば市街地のみに限局せられ、農村は敢て省みられざるの

狀況にありたるも、時代の進運に伴ひ斯の種の問題も重要視さるゝに至り、茲に農繁季託兒所の設置を見るに至れり。

託兒所名稱	經營主体	開設場所	開設期間	開設日數	受託時間	一日平均
善照寺託兒所	上新川郡上瀧町三室	荒屋善照寺内	春 自至 五月二九日 秋 自至 九月二四日	三〇 三七	自午後八時 自午後八時	三四 一六
今泉託兒所	堀川町今泉尼寺内	堀川町今泉尼寺内	春 自至 六月二三日	一〇	自午後六時	一八
月岡託兒所	同上	同上	春 自至 五月二〇日 秋 自至 九月二〇日	四二 四一	自午後八時 自午後八時	二二 二五
大久保町託兒所	同上	同上	春 自至 六月二七日	一三	自午後八時	四三
大澤野村託兒所	同上	同上	春 自至 六月二二日 秋 自至 九月九日	五四 五四	自午後七時 自午後七時	六七 六五
真野託兒所	同上	同上	春 自至 六月二四日 秋 自至 九月二〇日	二七 二〇	自午後八時 自午後八時	二六 二六
海西託兒所	同上	同上	春 自至 六月二〇日 秋 自至 九月一〇日	一〇	自午後八時	六九
上條村託兒所	同上	同上	春 自至 六月二〇日	一〇	自午後八時	六九



間私 立守 片山 英託 太郎兒 所	池池 多多 村託 婦兒 女會 所	蟪私 立長 川岡 菊託 次兒 郎所	草金 島山 村新 婦託 女兒 會所	同寒 江村 婦託 女兒 會所	龜吉 山祥 院託 清兒 祥所	野和 田光 託靜 兒照 所	小正 塚覺 寺託 廓兒 應所	下新 川郡 葉協 和會 園
守射 山水 村須 田郡	池同 多郡 小池 學多 校內 村	北同 代郡 公長 會岡 一堂 村	金同 郡山 草島 新村	寒婦 江負 小郡 學寒 校江 內村	吉同 郡祥 山院 崎內 村	明同 郡光 寺同 內村	笹同 川郡 正宮 覺崎 寺內 村	全下 新川 郡下 立內 村
秋 至自	春 至自	秋 至自	春 至自	春 至自	秋 至自	秋 至自	秋 至自	春 至自
一〇 一〇 一五	六九 一五 五五	一〇 〇〇 〇一	六六 三〇 〇一	六六 一〇 〇一	一〇 九二 八四	一〇 九二 八四	一〇 九二 八四	一一 三〇 〇一
三一	二二	二〇	三〇	九	七	三五	二八	三一
至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時
九〇	五三	一四	一三	一七	三五	三一	六三	二六

瀨立 北般 谷若 護託 城兒 所	寺井 口村 院託 合兒 同所	吉慈 光江 託柳 兒巖 所	同黑 河村 婦託 女兒 會所	同大 江村 婦託 女兒 會所	瀨立 水戶 谷田 護託 城兒 所	小杉 農繁 町託 婦兒 女會 所	役淨 警塚 場村 駐小 在學 所校 所	同老 村田 婦託 女兒 會所
大瀨 清水 光北 乘般 寺若 內村	蛇池 喰尻 井定 口井 久保 村	傳東 磯波 教郡 寺東 山見 內村	西同 郡養 黑河 寺內 村	西同 郡養 大江 寺內 村	明同 郡德 水戶 寺田 內村	手同 崎郡 不捨 杉院 町	淨同 郡警 二塚 寺內 村	老同 田郡 老小 學田 內村
秋 至自	春 至自	秋 至自	春 至自	秋 至自	秋 至自	秋 至自	春 至自	秋 至自
一〇 〇九 一八	六五 〇六 二八	一〇 〇九 〇五	五五 五三 〇一	六六 一〇 〇七	一一 〇一 一〇	一一 〇一 〇〇	六六 一〇 四六	一一 〇一 〇五
三一	三二	四二	三〇	一五	四四	二二	三一	二七
至自 午後 前六 時時	至自 午後 前七 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前七 時時	至自 午後 前六 時時	至自 午後 前七 時時	至自 午後 前八 時時	至自 午後 前八 時時
三三	三〇	三四	三五	二八	一九	三二	四八	二二







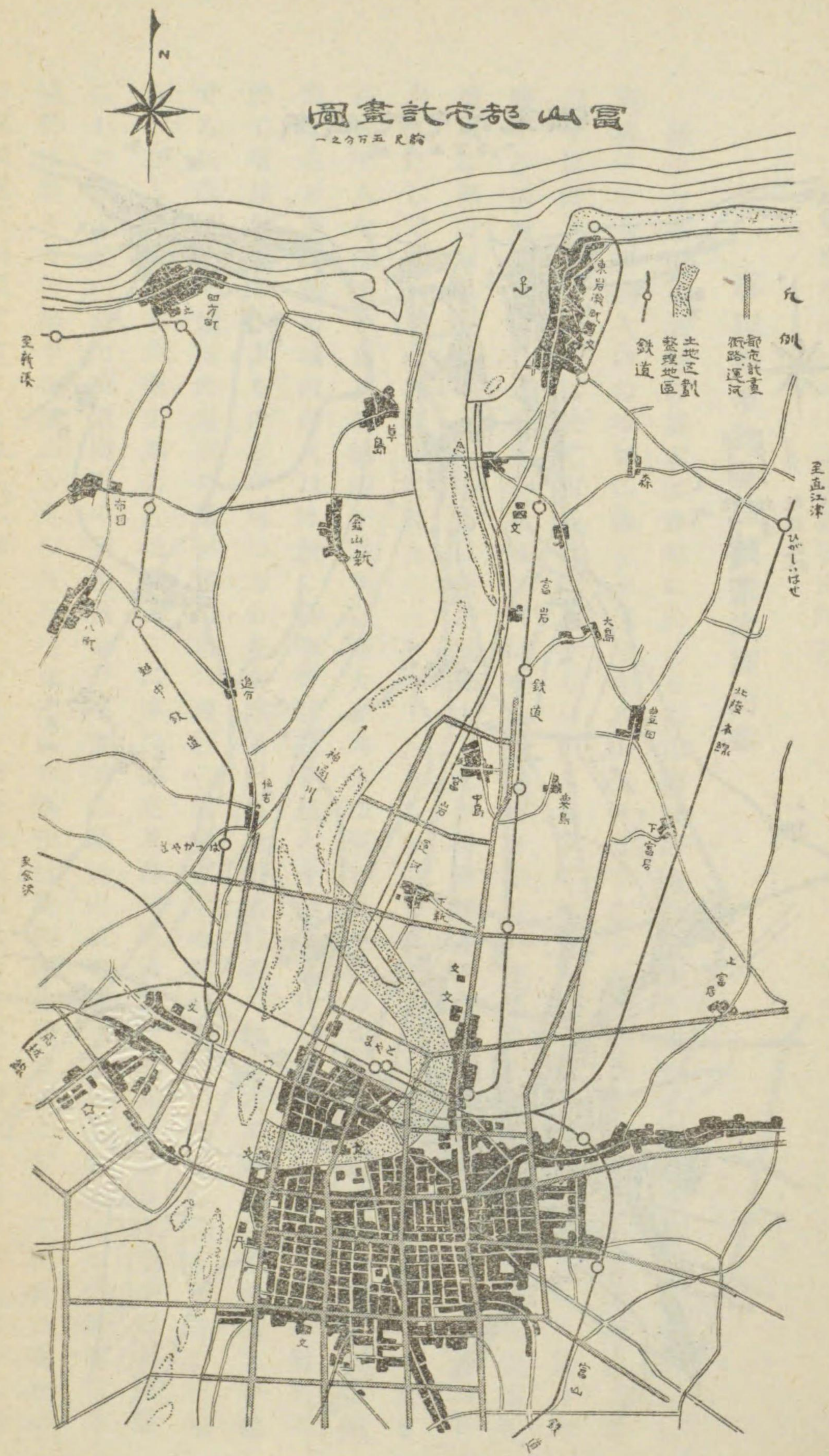
式に關係市町村長の意見を参照して審議を重ね、各區域の成案を得るに至り、豫て設けたる區域調査特別委員の會合協議を経、富山區域に付ては大正十四年八月、高岡區域に付ては同年十月、參考資料を添へて之を内務大臣に上申せり、超えて大正十五年一月、富山都市計畫區域、同年三月、高岡都市計畫區域の決定に就き、内務大臣より都市計畫富山地方委員會に對し、其の意見を徵せられたるを以て、同年三月委員會を招集し、審議を重ねたる結果、全會一致を以て、諮問の區域を可としたるに依り、即日之が答申を爲し、同年同月都市計畫區域の決定を見るに至りたり。

第二節 都市計畫の區域

決定したる區域左の如し。

(一) 富山都市計畫區域

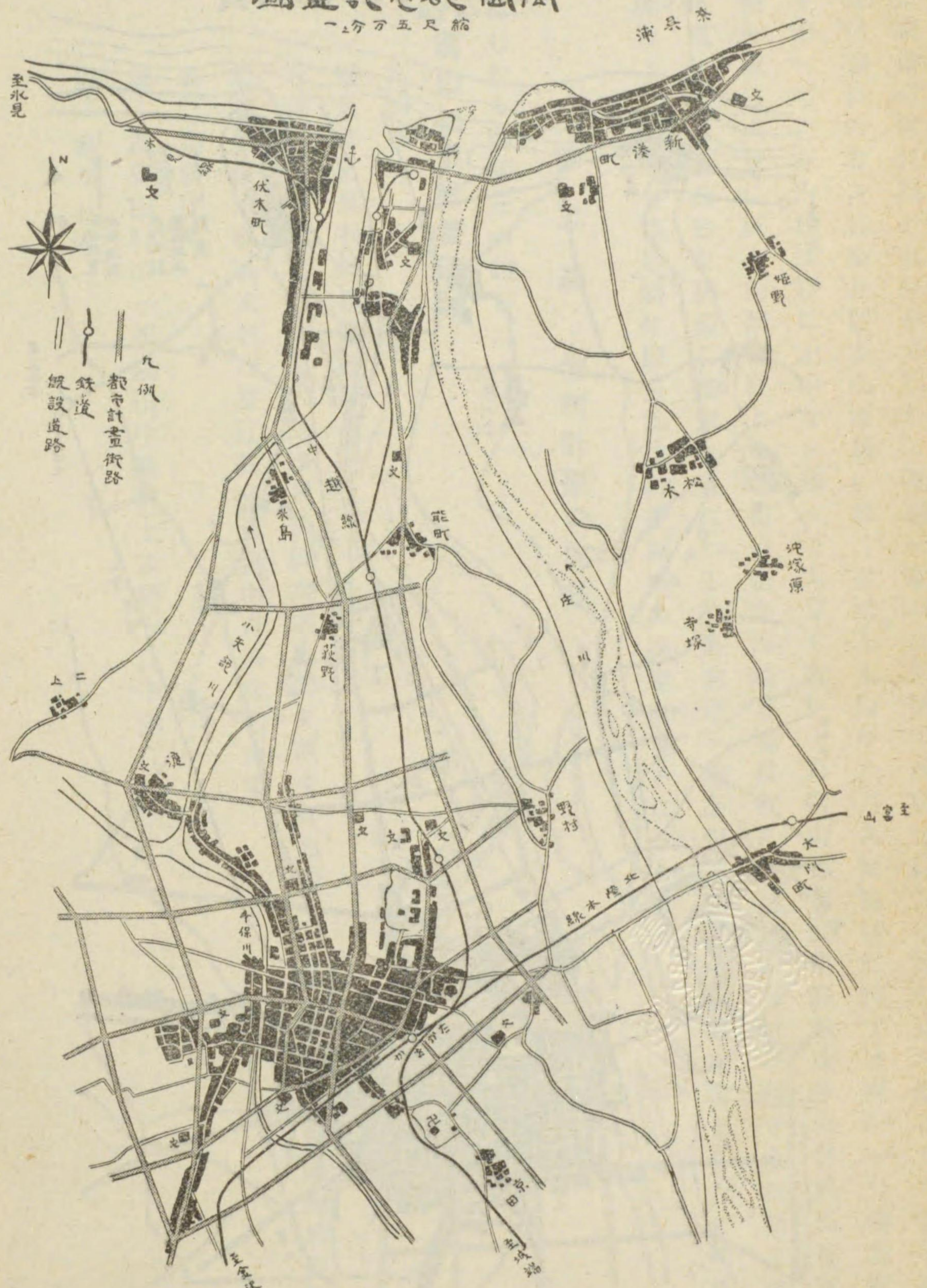
- 一 富山市
- 一 婦負郡東吳羽村、同郡神明村
- 一 上新川郡堀川村の一部、大泉、小泉、西田地方、太郎丸、西中野、布瀬、今泉、根塚、大町、同郡山室村の一部、館出、清水、西公文、名、西長江、長江、石金、中市、公文、名山室
- 同 郡新庄町
- 同 郡廣田村の一部、鍋田、中富居、上富居、赤江、下赤江
- 同 郡奥田村





高岡市都市計画図

縮尺五分一



同 郡豊田村の一部(栗島字市田開)

富山都市計畫區域決定理由書

都市計畫區域決定の基本は將來に於ける都市發展の豫測にあり、而して都市の發展を概括的に測定するは通例人口の増加に依るを以て、今富山市に就て之を見るに、市の北西部舊櫻谷村は大正六年及同九年の兩度に於て市域に編入せられたるものにして、人口の密集せる舊市域と一律に考察するは適當ならざるが故に、本市の人口増加の狀態を知るには、現在の市域を舊市域及其他の地域に區分するを要す、然るときは舊市域は大正九年國勢調査の結果に依れば、人口六万二千六百六人にして、其の利用面積四四九六ヘクタールなるを以て、市街地の人口密度一ヘクタール當り百五十人を標準と爲し、明治四十三年以降大正八年に至る九ヶ年の人口増加の趨勢に依り、之を推測するときは舊市域内の人口は既に飽和の狀態を越え、今後は人口を他に排出し、専ら近郊町村に於て増加を見るべきものとす、現に市の東南部堀川村及山室村の一部は、家屋連擔して市街を形成せる狀況にして、如何に近郊の地が富山市の發展に影響せられ、其の人口の膨脹しつゝあるかを知らべし、これ偏に市の商工業の近代化するに伴ひ、住宅及公共建築物の増加を見るに至りたる結果にして、尙今後に於て交通機關の普及、電力の充實並に神通川及東岩瀬港の改修等に伴ひ、都市化の趨勢は益々其の繁きを加ふるものあるべきに依り、都市計畫區域を定むるに當りては、嘗に現在の市區域内に局限することなく、本市に於ける人口増加の傾向及特殊の事情を參酌して適當なる住



宅地域商業地域工業地域を包括し、現在及將來に於て市と經濟的並に社會的に密接なる相互聯關の關係にある疆域たるべく、即ち交通機關の相當なる普及發達を見たる時期に於て約三四十分を以て市の中心地に到達し得べき範圍を以て、都市計畫區域と定むるを最も適當とすべし、而して現在及近き將來に於て市の經濟上の中心地點に位する西町電車交又點より半徑三五軒の圓圈内は今後相當交通機關の充實を計るに於ては、何れの地點よりするも約三四十分を以て市の中心地に到達し得べきを以て此の範圍を基準として之に天然の地形、行政區劃を參酌し、以て都市計畫區域を定めむとす。

然るときは東及南は土地概ね高燥にして、住宅地として好適の地たる新庄町並に現に本市の影響を受け發展しつゝある堀川村及山室村の一部を含み、西は婦負、磯波兩郡より市に通ずる咽喉を扼し且越中電氣軌道の起點にして、本市に隣接する唯一の普勝地を包含する東吳羽村及神明村の住宅地を含み、北は神通川東方一帯の廣濶なる平地にして同川の改修に伴ひ、最近漸次都市化の趨向を見、東岩瀬港の擴築の竣功及富岩運河の實現を見るに於ては、絶好の工業地たるべき奥田村並に廣田村及豊田村の一部を包容する一市八箇町村に亘る區域を得べし、此區域内の面積は三、八九六・二七ヘクタールにして舊市の面積四、八五八・三ヘクタールの約八倍、現市の面積七、八〇七・七七ヘクタールの約五倍にして、之を區域内に於ける河川敷地、山地等を除外したる總利用面積三、五〇九・六八ヘクタールに對する市の利用面積六、六六八ヘクタールに比すれば約五倍三分なり。

本區域に於て將來包容し得べき人口及其の密度に付、其の許容量を考察するに、前述の如く大正

九年國勢調査の結果に依れば、舊富山市の人口密度は一ヘクタール一三五人即ち一人當り廿二坪餘なるを以て、今此の標準人口密度を一人當り廿坪とするときは、其の收容人口六万七千四百五十二人にして、之に隣接する近郊部即ち西町電車交又點を中心として、大体半徑二軒の圓圈内は標準人口密度一人當り四十坪とするときは、其の利用面積百六十七万一千七百九十七坪(五五二・六六ヘクタール)の收容人口四万七千七百九十五人なり、而して半徑二軒の圓圈外の區域を外郊部として、此の標準人口密度を一人當り八十坪とするときは、其の利用面積七百五十九万五千九百五十七坪(二五一一・〇六ヘクタール)の收容人口九万四千九百五十人なるを以て、區域全部の收容人口二十万四千九百九十七人となるべし、右は既往の人口増加の趨勢より豫測したるものにして、今後に於ける商業の發達、保安衛生交通等諸般の施設、其の他種々の社會狀態の變遷に伴ふ影響亦至大なるべきを以て、右に假想したる人口増加の狀況は固より茲に豫斷することを得ず、雖、其の大体を達觀して茲に設定せむとする都市計畫區域が都市永遠の計を樹つるに於て誤りなき範圍たるを推定するに足るべし。

昭和三年三月に至り、其の區域(豊田村の一部、栗島字市田開)を豊田村、大廣田村、東岩瀬町に變更せり。

### 理由書

東岩瀬町は從來一の漁港に過ぎざりしが、神通川改修の結果は自然的良港となり、富山市の發展



に伴ひ裏日本に於ける貨客運輸の關門を爲さんとするに至れり、故に富山都市計畫を樹立するに方りては、其の街路計畫及運河計畫等何れも富山市より東岩瀬町に至る一帯の區域を除外することを得ず、殊に之等施設をして其の効用を完からしめんが爲には、其の沿線に土地區劃整理を施行せしむるの要あるを以て、茲に富山都市計畫區域を變更し、上新川郡豊田村大廣田村及東岩瀬町の區域を追加せんとするものなり。

## (二) 高岡都市計畫區域

### 一 高岡市

一 射水郡横田村、同郡能町村、同郡二上村、同郡伏木町、同郡新湊町、牧野村内飛地を除く、同郡佐野村、木津、同郡牧野村の一部(庄川以西)

### 高岡都市計畫區域決定理由書

都市計畫區域を決定するに當りては、人口増加の趨勢、交通運輸の狀態、位置、地勢等より都市將來の發展を豫想し、經濟的並に社會的に其の機能發揮し得べき範圍を採りて以て之を定めざるべからず、今高岡市に就て之を觀るに、其の市街地大正六年合併前の市域は大正九年國勢調査の結果に依れば、人口三万六千六百二十四人にして、其の利用面積五十六万九千八百八十四坪なるを以て、一人當り十五坪強の密集狀態を呈し、從て舊市に於ける増加人口は其の周圍の郊外地に於て將に連擔せる市街地を形成せんとするの狀態を示し、大正六年五月掛開發村の一部を併せ、大正十四年八

月には下關村を編入するに至れり、本市は國有鐵道北陸本線及中越線の分岐點に當り、其の北東、里餘にして本市の關門たる伏木港を控へて中越平野の要衝たり、若し夫れ將來飛越鐵道及小矢部川を利用する高伏運河の開設を見んが、本市産業の興隆更に著しきものあるべきは論を俟たず、殊に本地方は一葦水を隔て、滿鮮及沿海州と相對し、電力は豊富に勞力の供給亦潤澤にして地價低廉なるを以て産業發展の要素具はれりと謂ふを得べし、是に於てか本市の都市計畫區域を決定するに當りては獨り市域のみならず、北東伏木港に至る一帯の疆域を包括せざるべからず、然るときは横田村能町村二上村伏木町及新湊佐野牧野の各町村の一部を收めて一市七町村に亘る區域を得べし、其の面積千百十九万七千三百一十一坪にして、現在の高岡市の面積二百五十二万九千八百三十八坪に比し、四四倍となり、内、山地及河川を除きたる利用面積八百八十二万七千八百五十八坪にして、之を市の利用面積二百五十一万八千一百一坪に比すれば約三・五倍となる。

試に前記區域内に包容し得べき人口及其の密度に付其の許容量を考察するに、標準人口密度を市内一人當り四十坪とするときは、其の利用面積二百五十一万八千一百一坪なるを以て、收容人口六万二千九百五十三人となり、郡部は標準人口密度一人當り八十坪とすれば、其の利用面積六百三十三万九千七百五十七坪なるを以て、收容人口七万八千八百七十二人となり、全區域に於ては大正八十年に至り人口十四万八千二百二十五人を包容して飽和の狀態に到達すべし。

昭和三年六月射水郡西條村は行政區劃を高岡市に編入せられしを以て區域に加はりたり。



第三節 富山都市計畫及事業

(一) 富山都市計畫街路運河公園土地區劃整理の決定  
富山都市計畫上其の骨幹たるべき街路網決定の資料調査と同時に神通川廢川敷地處分に關聯して考ふべき運河公園土地區劃整理の決定に付て亦必要なる調査を行ひ併せて上申せしが昭和三年三月左の通り内務大臣より公告せられたり。

富山都市計畫街路の部

第一、街路の等級及幅員は左の標準に依る。

一、廣路 幅員二十四間以上

二、一等大路は左の三類とす。

第一類 幅員二十間以上

第二類 幅員十六間以上

第三類 幅員十二間以上

三、二等大路は左の三類とす。

第一類 幅員十間以上

第二類 幅員八間以上

第三類 幅員六間以上

四、二等小路 幅員四間以上

五、三等小路 幅員一間半以上

第二、前項に定むるものを除くの外街路及橋梁の築造に關しては大正八年十二月内務省令第二十五號街路構造令の定むる所に依る。

第三、街路の新設及擴築並に位置及幅員左の如し。

一、一等大路第二類

第一號線(大手線)

總曲輪四百八十六番地より市役所前を経て越前町三十一番の一地先に至るの路線。

幅員 十六間乃至十七間

二、一等大路第三類

第一號線(富山驛前線)

神通町字瀬跨千百二十五番より富山驛前を経て櫻町字三七、三百七十二番の一地先神通川廢川敷地に至るの路線。

幅員 十二間

但し新富町字六十間二十九番の一地先富山驛前に約九百坪の廣場を設く。

第二號線(總曲輪)

安野屋町石揚割二百七十一番の一より、諏訪川原舊城址南側泉町清水町を経て山室村清水



字前田二番割五十八番の四に至るの路線。

幅員 十二間

但し總曲輪二百十三番の二地先より、市道七十七號線に至る區間に約千三百坪及商業會議所裏地先に約二百坪の廣場を設く。

第三號線(富山驛根塚線)

新富町字六十間二十九番の一に於て、一等大路第三類第一號線より分岐し、神通川廢川敷地舊城址西側、總曲輪及千石町を経て、堀川村根塚字島田割四番に至るの路線。

幅員 十二間

但し千石町百九十二番の一より、堀川村根塚字島田割二十二番に至る區間は幅員十間半とし同所より終點に至る區間は幅員八間とす。

第四號線(櫻町太郎丸線)

一等大路第三類第一號線終點より、神通川廢川敷地及木町を経て、堀川村太郎丸字伊知免割百九十二番の一に至るの路線。

幅員 十二間

三、二等大路第一類

第一號線(牛島窪線)

牛島字荒田八百七十五番の一より、神通川廢川敷地を経て、奥田村奥田に至り富岩鐵道線路

を横切り奥田村窪字三番沼割一番に至るの路線。

幅員 十間半

第二號線(愛宕稻荷線)

神通町字中狹千四百六十四番の六より、神通町神通川廢川敷地を経て、奥田村稻荷字住居田割八十七番に至るの路線。

幅員 十間半

第三號線(吳羽線)

一等大路第三類第二號線起點より、新大橋練兵場北側を經、藤子に於て國有鐵道飛越線々路を跨ぎ、五福字大平四千七百六十三番に至り、國道十一號に接續するの路線。

幅員 十間半

第四號線(新庄線)

一等大路第三類第二號線終點より、山室村館出に至り、富山鐵道線路を跨ぎ、新庄町新町字新屋敷東割に於て左折し、同町新庄字祖父附立割より國道十一號を同町新庄字中狹間東割十六番に至るの路線。

幅員 十間半

但し山室村館出字中館割十二番より同村同大字字土木割六番の一に至る區間は幅員十五間とし、新庄町新町字新屋敷東割十一番より終點に至る區間は幅員八間とす。



第十四章 都市計畫

第五號線(旅籠町線)

磯部町字石揚割三百廿一番の一より、旅籠町を経て西町三番の一に於て、一等大路第三類第四號線に接續するの路線。

幅員 十間半

第六號線(清水線)

室屋町九番の二より山室村清水字水引割三十四番の四に至るの路線。

幅員 十間半

第七號線(磯部大泉線)

磯部町字村腰割三十五番の三より、裁判所前星井町梅澤町を経て、山室村西公文名字大割一番二番に至るの路線。

幅員 十間半

第八號線(太郎丸線)

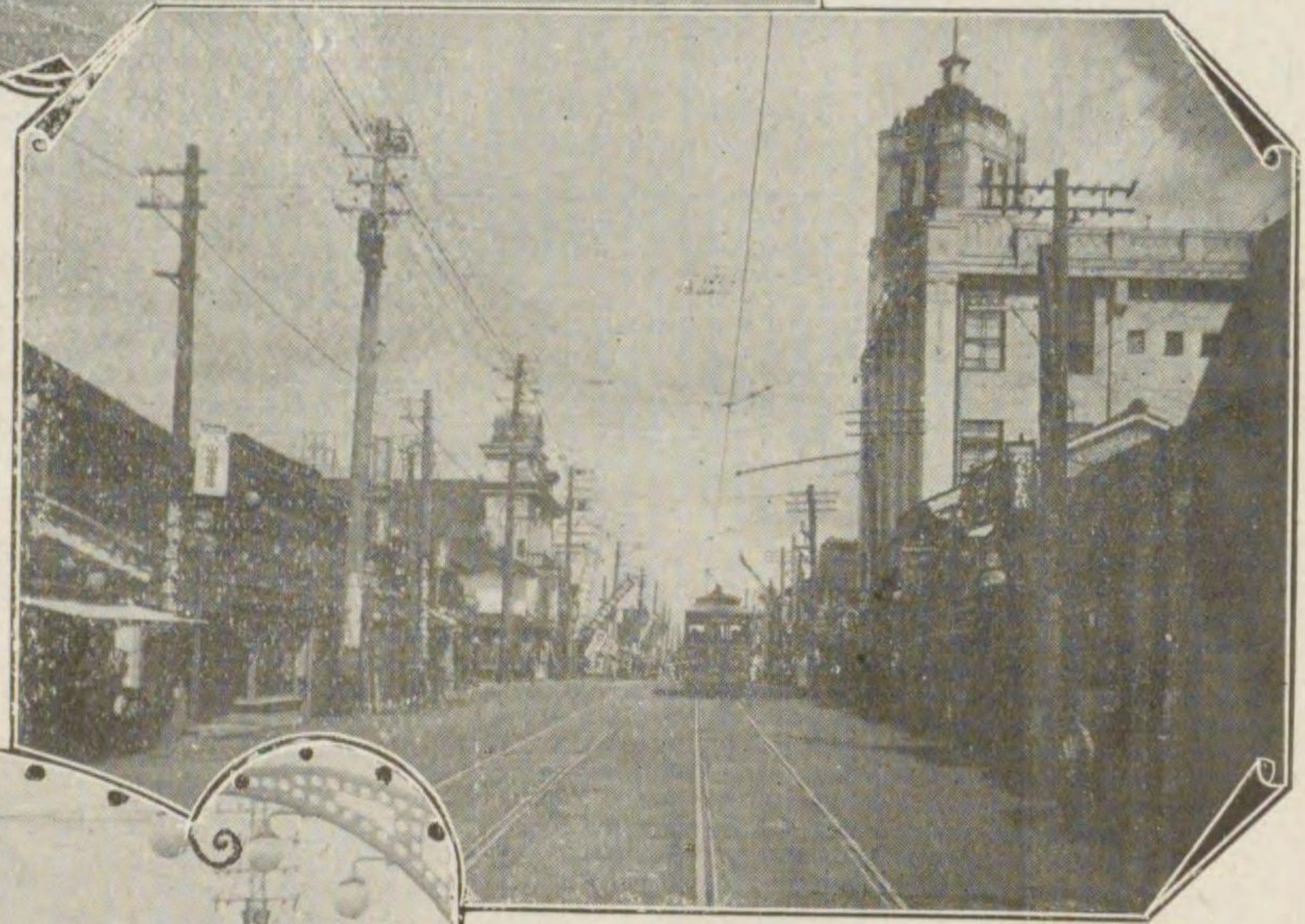
堀川村布瀬字砂田割百六十二番より、根塚富山中學校北側を經、堀川村大町に於て富山鐵道線路を横切り、堀川村大泉字清水島割二百七番に至るの路線。

幅員 十間半

但し起點より堀川村根塚字島田割二十二番に至る區間及堀川村大町字當後割十番の七より終點に至る區間は幅員八間とす。



富山市役所



富山市街(中町通り)



富山市街(總曲輪本通り)





高岡市役所



高岡市街(末廣町通リ)

第九號線(磯部線)

二等大路第一類第一號線起點より、國有鐵道北陸本線々路下を過ぎ、神通川廢川敷地を経て二等大路第一類第七號線起點に至るの路線。

幅員 十間半

第十號線(牛島線)

一等大路第三類第一號線終點より、富山鐵道線路、國有鐵道北陸本線々路及富岩鐵道線路下を過ぎ、奥田村奥田字八田十二番地先、神通川廢川敷地に於て、二等大路第一類第一號線に接續するの路線。

幅員 十間半

第十一號線(東岩瀬線)

奥田村田地方字指引割六十三番の一地主より、同村稻荷に於て富山鐵道線路、國有鐵道北陸本線々路及富岩鐵道線路下を過ぎ、富山藥學專門學校前を経て、奥田村中島字流出割十四番に至るの路線。

幅員 十間半

第十二號線(大町線)

二等大路第一類第六號線起點より、辰己町堀川村小泉を経て、同村大町字當後割十番の七に至り、二等大路第一類第八號線に接續するの路線。

第十四章 都市計畫



幅員 十間半

第十三號線(赤江線)

二等大路第一類第一號線終點より、廣田村赤江を経て同村下赤江字窪田十七番の三に至るの路線。

幅員 十間半

第十四號線(窪大泉線)

二等大路第一類第一號線終點より奥田村稻荷に至り、國有鐵道北陸本線々路及富山鐵道線路を跨ぎ、山室村清水を経て、二等大路第一類第七號線終點に至るの路線。

幅員 十間半

但し奥田村稻荷字赤沼割十四番の二より同村稻荷字住居田割八十七番に至る區間は幅員十五間とす。

四、二等大路第二類

第一號線(奥田線)

二等大路第一類第一號線起點より神通川廢川敷地を経て、奥田村中島字水門割に於て右折し、富岩運河新架橋を経て、奥田村中島字野際割三十番三十一番の甲三十九番の乙合併に至り、二等大路第一類第十一號線に接續するの路線。

幅員 八間

但し奥田村中島字水門割三十八番の一より終點に至る區間は幅員六間とし、富岩運河新架橋々詰に於て約二百坪の廣場ニヶ所を設く。

第二號線(上富居線)

二等大路第一類第一號線終點より奥田村窪に至り、國有鐵道北陸本線々路を横切り、廣田村上富居を経て、新庄町新庄字觀音寺割一番三番合併に至るの路線。

幅員 八間

第三號線(長江線)

二等大路第一類第六號線終點より、縣道富山五百石線を山室村清水に至り、富山鐵道線路を横切り、同村石金を経て同村長江字道田割四百七十二番に至るの路線。

幅員 八間

第四號線(山室線)

二等大路第一類第七號線終點より、山室村清水に至り、富山鐵道線路を横切り、同村中市を経て同村山室字浦田割百四十七番に至るの路線。

幅員 八間

第五號線(布瀬線)

二等大路第一類第七號線起點より、二等大路第一類第八號線起點に至るの路線。

幅員 八間



第六號線(有澤線)

二等大路第一類第七號線起點より神通川新架橋を経て、神明村高田字大坪割八十七番に至るの路線。

幅員 八間

第七號線(寺町線)

神明村下野字豆田割千六十一番より、寺町字中田割千百六十八番の一に至るの路線。

幅員 八間

但し終點に於て約二百坪の廣場を設く。

第八號線(馳越線)

二等大路第一類第二號線起點より神通大橋を経て、畑中字見付田百六十七番の一地先に至るの路線。

幅員 八間

第九號線(石坂赤江線)

石坂字深田割三千六百七十五番より三千六百七十七番迄合併の二より同字新村野儀和に至り、越中鐵道線路を横切り、神通川新架橋、同慶川敷地、富岩運河新架橋を經、奥田村下奥井に於て富岩鐵道線路を横切り、廣田村赤江字東條割六百八十九番の一に至り、二等大路第一類第十三號線に接續するの路線。

幅員 八間

但し富岩運河新架橋々詰に於て約二百坪の廣場四ヶ所を設く。

第十號線(五福線)

五福字見附田五千九百八番の一地先より練兵場東側を過ぎ、神明村下野字豆田割に於て左折し、井田川新架橋を經て同村羽根字外窪千四百十九番の一に至るの路線。

幅員 八間

第十一號線(五艘下野線)

五艘字分封千四百八十九番の一より神明村下野字村北三百五十九番に至り、二等大路第二類第七號線に接續するの路線。

幅員 八間

五、二等大路第三類

第一號線(中島線)

奥田村奥田字追附免一番の二十一地先より富岩運河新架橋を經て、同村下新字坑池割五十三番の二に至り、二等大路第一類第十一號線に接續するの路線。

幅員 六間

但し富岩運河新架橋々詰に於て、約二百坪の廣場四ヶ所を設く。

第二號線(小泉線)



堀川村布瀬字餅田割四百九十六番地先より同村小泉字五百刈割八十二番に至り、二等大路第一類第十二號線に接続するの路線。

幅員 六間

第三號線(今泉線)

一等大路第三類第四號線終點より縣道富山岐阜線を堀川村今泉字石田割百二十五番の乙に至るの路線。

幅員 六間

第四號線(金屋線)

二等大路第二類第十一號線終點より下野新に至り、國有鐵道飛越線々路を横切り、金屋字堀田千三百七十七番に至るの路線。

幅員 六間

第五號線(田刈屋線)

五福字見附田五千九百十八番の一地先より田刈屋に至り、越中鐵道線路及國有鐵道北陸本線々路を横切り、石坂字吉原割七百七十三番より七百七十九番迄合併に至るの路線。

幅員 六間

運河の部

第一、運河の底高は水閘の上流に於て零點上二尺、水閘の下流に於て零點下六尺とし水閘の上

流に於ける水深は七尺以上とす、

本設計の零點とは陸地測量部中等潮位を謂ふ。

第二、新設すへき運河の位置及幅員左の如し。

第一號(富岩運河)

大廣田村千原崎字下の坪割十番地先より富山高等學校西側を過ぎ豊田村を経て奥田村下新字富田割二番の一地先神通川廢川敷地に至る。

幅員 卅三間半

但し起點より奥田村中島字立割五十一番に至る區間は幅員廿三間半とし同村同大字字浦川原四番に有效幅員五間以上、延長三十間以上の水閘を運河の終端に面積約一万五千坪の船溜を設く。

公園の部

公園第一號(神通公園)

位置 富山市愛宕新町安野屋町の一部  
面積 約一万六千坪

土地區劃整理の部

第一區 域



富山市

安野屋町七軒町愛宕新町藤井町船頭町總曲輪古手傳町愛宕元町櫻木町櫻町下木町今木町東田地方町牛島の一部。  
上新川郡  
奥田村田地方稻荷奥田下新の一部。  
面積約卅二万四千六百坪。

第二設 計

- 一、富山都市計畫街路新設擴築事業中一等大路第三類第一號線同第三號線同第四號線二等大路第一類第一號線同第二號線同第九號線同第十號線の一部。
- 二、富山都市計畫街路二等大路第二類第一號線及同第九號線の一部。
- 三、富山都市計畫運河新設事業中第一號運河の一部。
- 四、富山都市計畫公園第一號の一部。
- 五、水路は幅員五間乃至十八間とす。
- 六、都市計畫又は都市計畫事業として決定したる道路以外の道路は、特別の事由ある場合を除くの外總て幅員三間以上と爲し、土地の狀況を精査して其の配置を定むるものとす。
- 七、土地の狀況に依り小公園を適當の個所へ配置するものとす。

第三 施行方法

- 一、區域内に於ける土地の所有者又は關係人に於て、土地區劃整理を施行せんとするときは、前項の設計に従ふものとす。
- 二、内閣の認可を受けたる後、一年内に前號の土地區劃整理の施行に着手する者なき土地に付ては、富山縣は都市計畫事業として土地區劃整理を施行し、命令を受けたる日より四年内に工事を完了するものとす。
- 三、前項第一號の街路の工事及同第三號の運河の工事並に其の境域内に在る工作物の移轉は都市計畫街路新設擴築事業及都市計畫運河新設事業として富山縣知事之を執行す。  
事業の實施に方り設計に些少の異動を生ずる場合に於ては、都市計畫富山地方委員會限り之を變更することを得。

理由書

街路網 富山市は城下町として發達せし處なるを以て、市街の一部は其の街衢整然たるものあり、其の多くは亂雜なる發達を成し、系統的聯絡あるもの少きのみならず、幅員狹小にして激増せる交通量を完全に消化する能はざる状態にあり、富山市は曩に市區改正の要を痛感し、大正十二年度より大正十五年度の四ヶ年度に涉り街路を擴築したるも一小部分に過ぎず、故に此の際街路網を決定して、交通施設の缺陷を匡正すると共に、都市構築の根幹を公定するは、本市の現狀に鑑み、定に喫緊のことに屬す。



今本市の交通系統を概観するに本市の北東岩瀬町とは相距ること遠からず特に同町地先より運河を設けて本市との聯絡を圖り將來其の沿線を工業化せんとする計畫あるを以て本市の街路網計畫は兩市町を結ぶ東岩瀬線牛島線櫻町太郎丸線を以て南北の幹線となさざるべからず、而して之に配するに東西の幹線たる吳羽線總曲輪線新庄線を以てし、之を基準として都市計畫區域内外の地勢其の他に鑑み放射線及環狀線を配置するを適當とすべし、斯くして得たる路線數三十五其の延長三万七千餘間、總工費約貳千百參拾八萬圓に達す、而して是等路線は今直に工事に着手するは其の必要なのみならず、又財源の許さざる處なるを以て神通川廢川敷地内土地區劃整理に關係ある路線に付之を事業として執行することとし、他は暫く之を都市計畫として決定するに止め市街地建築物法の運用及土地區劃整理の施行に備へむとするものなり。

**運河** 由來富山市は豊富且低廉なる電力受給地なるを以て、之に備ふるに交通運輸の便を以てせば、産業都市としての發展は蓋し期して待つべきものあるべし、然るに今や富山市と表日本とを結ぶ國有鐵道飛越線の開通近きにあるのみならず、神通川改修工事亦將に完了を告げんとし、其の結果河口の東岩瀬港は一の灣浦を構成せるに至れるを以て之に港灣としての施設を加ふるに於ては、茲に裏日本の一良津を得べし、而して富山市と東岩瀬とは相距ること遠からず、加之此間は一帯の平野にして、湧水量多く恒風の關係等より工業地域として囑望せらるゝを以て、神通川廢川敷地の整理と相伴ひ兩市町を聯絡する運河を開鑿するは極めて適當の施設たるを信ず。

### 公園

富山市に於ては都市計畫街路網、其の一部の事業及都市計畫事業たる運河新設並に神

通川廢川敷地に於ける土地區劃整理事業の施行に依り、産業都市としての計畫稍備はらんとす、然るに公園の施設に至りては未だ見るべきものなく、僅に市の西方吳羽山一帶の自然公園を利用すと雖、其の位置市街地に遠く都市公園たるの價値に於て遺憾の點鮮しとせず、仍て廢川敷地上流、神通川の清流に接し約一万六千坪を劃して一公園を設け、保健衛生休養慰安等市民生活の向上に資し以て都市の健全なる發達を計らんとす。

**土地區劃整理** 神通川改修の結果生したる面積約三十万坪に亘る廢川敷地は、富山市の中央に位するに拘らず、未だ改良施設の講ぜられたるものなく、之を現状の儘に放任せんか都市の健全なる發達を阻害するや必せり、故に之が利用施設を講ずるは現下の狀勢に照し喫緊事に屬す。

時恰も富岩運河開鑿事業の施行せらるゝに際會せるを以て、其の掘鑿土を利用して、右廢川敷地の埋立を行ひ商工業に適する土地を造成し、更に土地の區劃を整理して以て都市將來の發展に備へんとす、之茲に都市計畫として土地區劃整理を決定せんとする所以なり。

### (二) 都市計畫事業の決定

富山市街地の要部に當りて尠大なる神通川廢川敷地が横たはり、之が土地利用の方法如何は富山市發展の將來に大なる關係あるを以て、富山都市計畫事業として開設する運河の掘鑿土を該廢川地の埋立に利用し、以て一大商工業地を造成することとなり、昭和三年三月内務大臣より左の通告せられたり。



富山都市計畫事業街路の部

第一 街路の新設及擴張並に位置及幅員左の如し。

一、一等大路第三類

第一號線(富山驛前線)

新富町字六十間廿八番の一より、櫻町字三七、三百七十二番の一地先神通川廢川敷地に至る區間。

幅員 十二間

第三號線(富山驛根塚線)

新富町字早稻田七百廿番の六より神通川廢川敷地を経て總曲輪二百八番の一地先に至る區間。

幅員 十二間

第四號線(櫻町太郎丸線)

一等大路第三類第一號線終點より神通川廢川敷地を経て、下木町廿四番の一地先に至る區間。

幅員 十二間

二、二等大路第一類

第一號線(牛島窪線)

牛島字大平均二千十番地先より奥田村奥田字竹鼻五番の一に至る區間

幅員 十間半

第二號線(愛宕稻荷線)

櫻町字早稻田七百十八番の四より神通川廢川敷地を経て、東田地方町字指引割五番の二に至る區間。

幅員 十間半

第九號線(磯部線)

愛宕新町字源平島二番地先より安野屋町線石揚割二百五十七番の一地先に至る區間。

幅員 十間半

第十號線(牛島線)

一等大路第三類第一號線終點より富山鐵道線路、國有鐵道北陸本線々路及富岩鐵道線路下を過き、奥田村奥田字八田十二番地先神通川廢川敷地に於て二等大路第一類第一號線に接續するの路線。

幅員 十間半

第二 街路の新設及擴張事業執行年度割左の如し。

(當初)

昭和三年度 約一分

(變更)

約一分



昭和四年度	約一分	約一分
昭和五年度	約二割二分	約七分
昭和六年度	約四割八分	約一割七分
昭和七年度	約二割八分	約五割四分
昭和八年度		約二割一分

運河の部

第一 運河の新設並に位置及幅員左の如し。

第一號(富岩運河)

大廣田村千原崎字下の坪割十番地先より富山高等學校西側を過ぎ豊田村を経て、奥田村下新字富田割二番の一地先神通川廢川敷地に至る。

幅員 卅三間半

但し起點より奥田村中島字立割五十一番に至る區間は幅員二十三間半とし、同村同大字々浦川原四番に有効幅員五間以上延長三十間以上の水閘を、運河の終端に面積約一万五千坪の溜を設く。

第二 運河の新設事業執行年度割左の如し。

(當初)

(變更)

昭和三年度	約三割三分	約八分
昭和四年度	約一割八分	約二割二分
昭和五年度	約一割三分	約二割二分
昭和六年度	約一割三分	約一割七分
昭和七年度	約二割三分	約一割
昭和八年度		約二割一分

事業の實施に方り設計に些少の異動を生ずる場合には都市計畫富山地方委員會限り之を變更することを得。

理由書

富山都市計畫街路中神通川廢川敷地に關係ある一等大路第三類第一號線同第三號線同第四號線、二等大路第一類第一號線同第二號線同第九號線及同第十號線の一部は都市計畫運河事業及同土地區劃整理事業と相牽連して執行するを要し都市計畫運河事業亦廢川敷地内土地區劃整理事業の前提たるを以て、此の街路事業及運河事業を昭和三年度より同七年度に至る繼續事業として之を築造せんとするものなり。

(三) 都市計畫事業經費の概要

本事業執行に要する事業費は當初總額四百拾萬圓にして、自昭和三年度至同七年度五ヶ年繼續



工事とし、之が財源は縣債及土地賣却代を以て充當するものなるが昭和四年度に入り偶々政府より財政緊縮の訓令に接したるを以て、之が方針に依準して事業執行年度割變更の止むなきに至り且實施上の都合に依り之を六ヶ年繼續工事に改め同年十二月其の筋の認可を得たるものにして其の概要を掲記すれば左の如し。

イ、事業費總額金四百壹萬貳千五百圓

内

1、街路事業費金七拾四萬貳千參拾六圓

2、運河事業費金百九拾萬九千四百六拾四圓

3、土地區劃整理事業費金百參拾六萬壹千圓

ロ、事業費財源

1、土地賣却代金八拾七萬五千八百圓

2、縣債金參百拾參萬六千七百圓

縣債償還資源

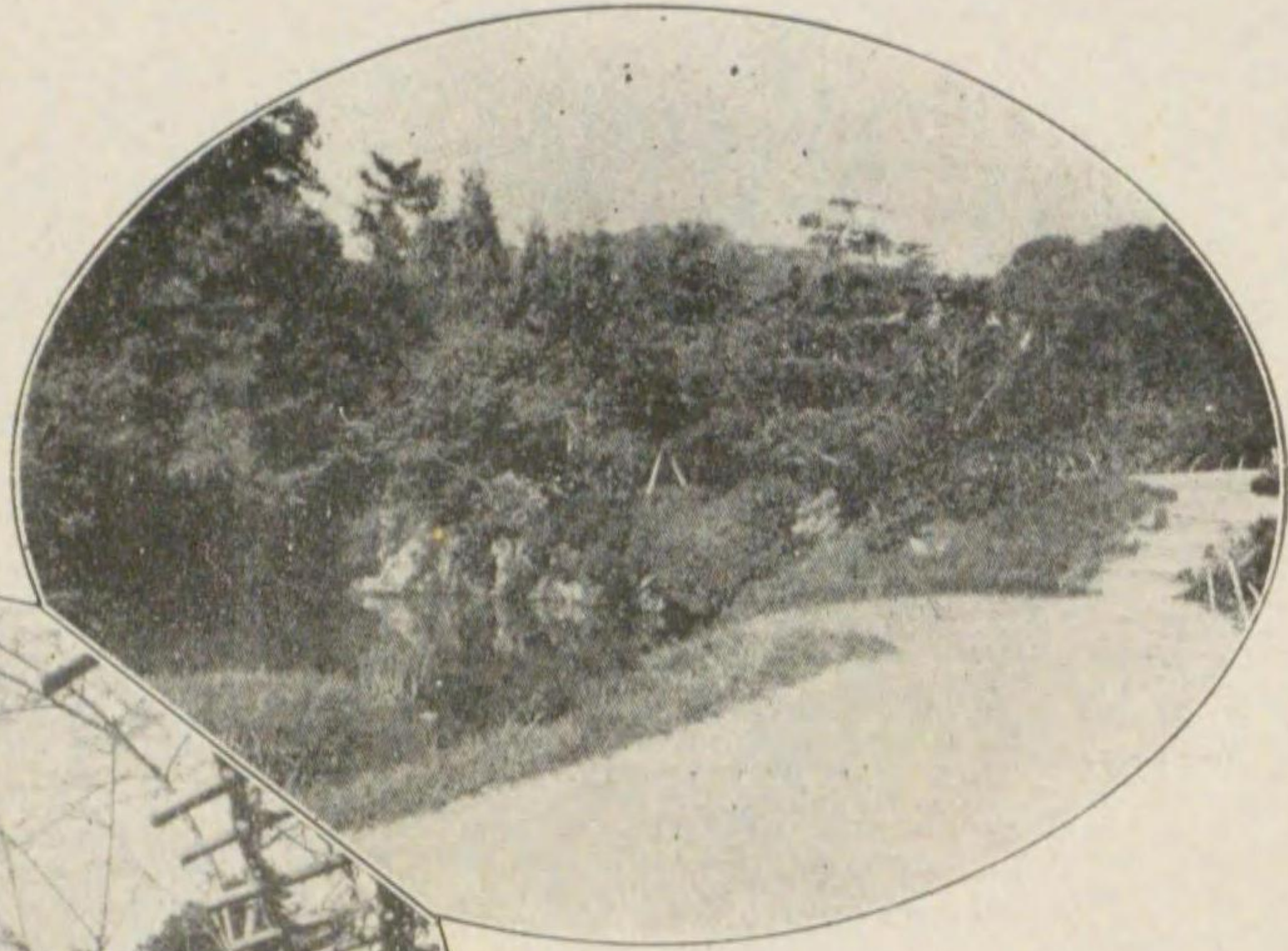
A、土地賣却代を以てするもの金貳百拾參萬參千五百七拾五圓

B、一般工事費に對する富山市寄附金を以てするもの金七拾萬參千貳拾五圓

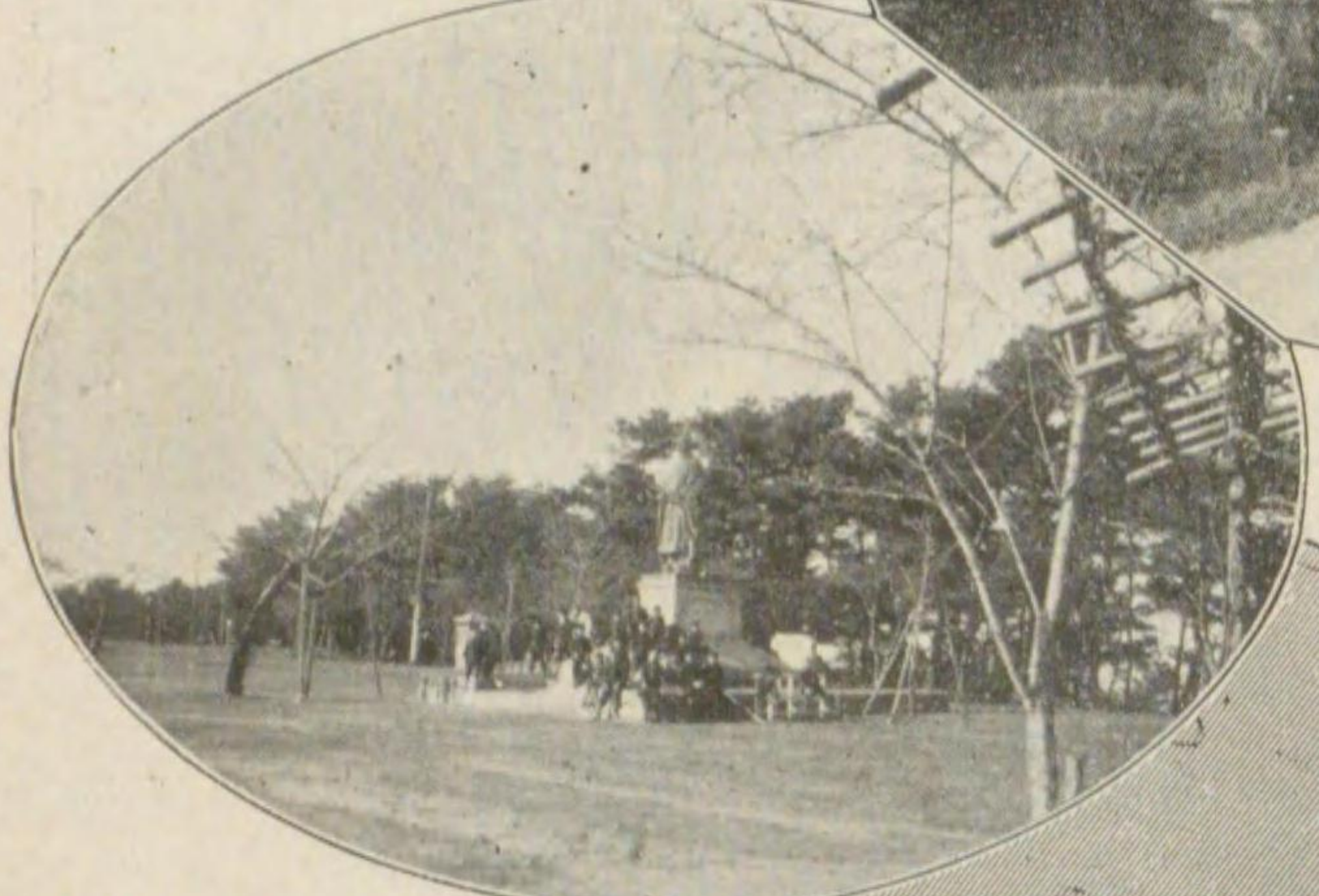
C、運河用地費富山市寄附金を以てするもの金參拾萬圓

ハ、事業費年度割

園 公 羽 吳  
(一ノ其)



園 公 羽 吳  
(二ノ其)



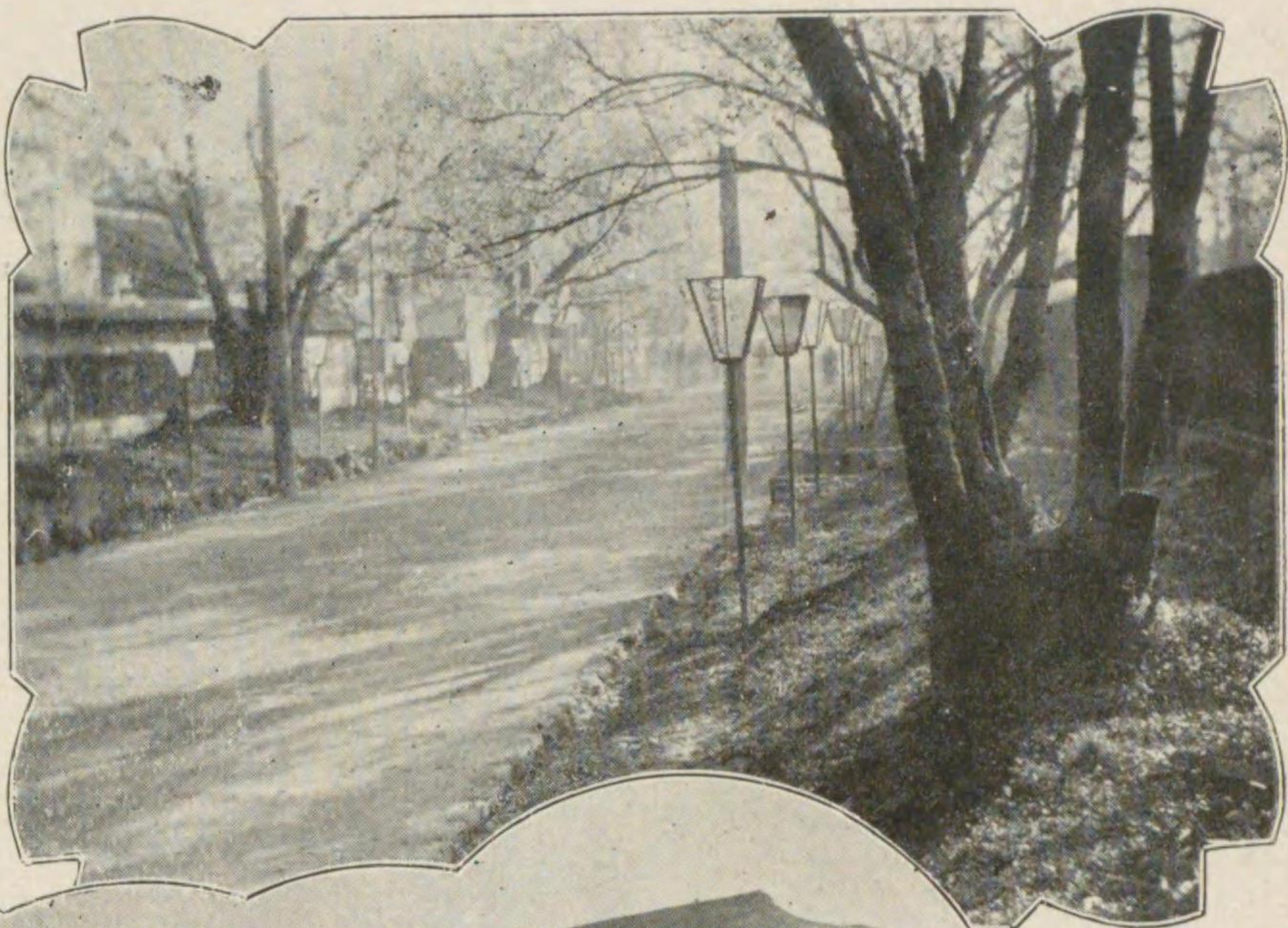
園 公 岡 高  
(一ノ其)



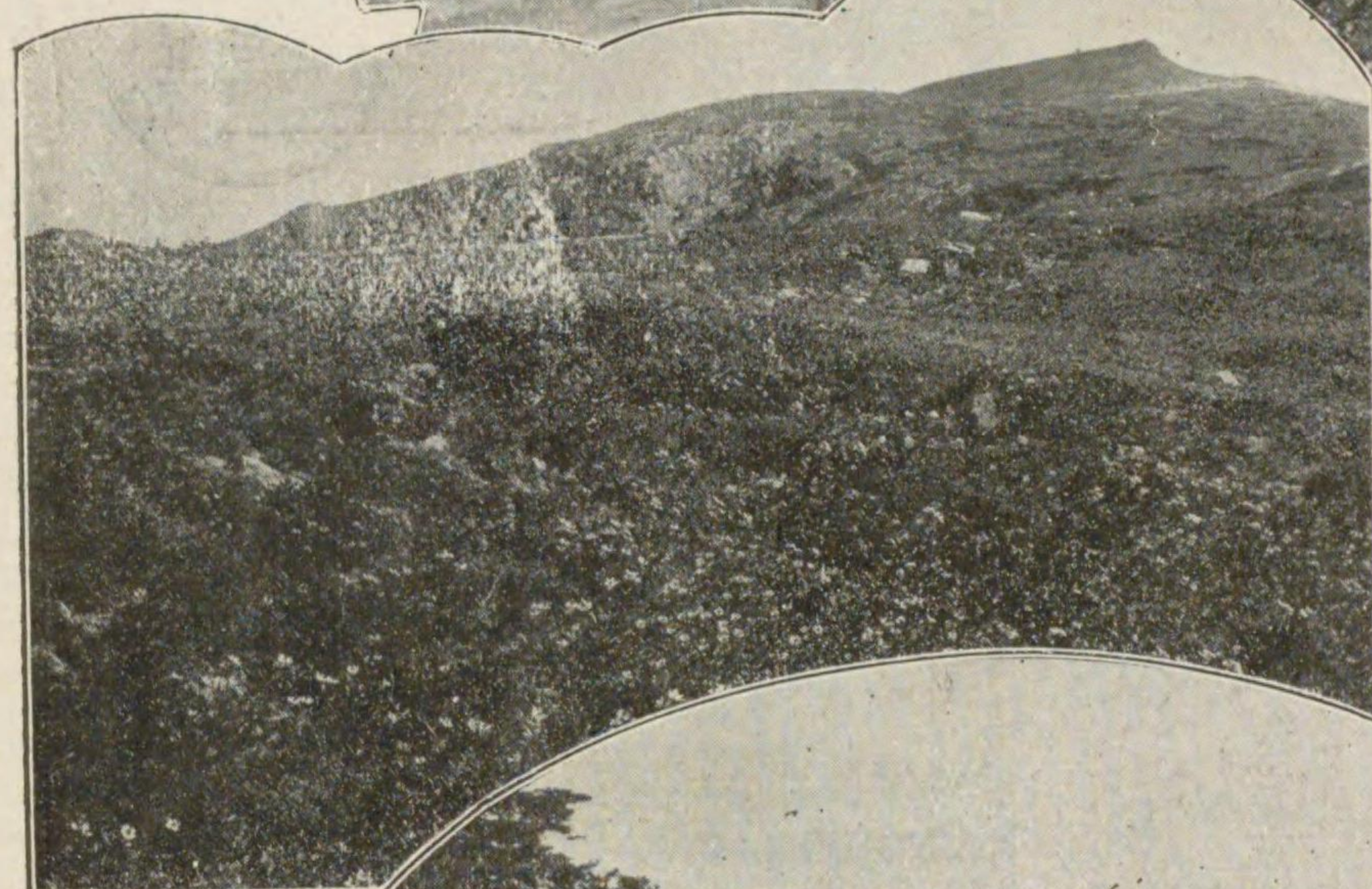
園 公 岡 高  
(二ノ其)







高岡櫻馬場公園



白馬岳高山植物帯



青島貯木場

年 度	支 出		合 計
	街 路	運 河	
昭和三年度	約 一分	八分	約 一分
同 四年度	一分	二割二分	約 一割
同 五年度	七分	二割二分	約 一割八分
同 六年度	一割六分	一割七分	三割
同 七年度	五割四分	一割	一割八分
同 八年度	二割一分	二割一分	一割四分
計			四、〇二、五〇〇

第四節 高岡都市計畫

富山都市計畫並其の事業の認可後、高岡都市計畫の根幹たる街路網決定に必要な資料調査實測等を終り昭和四年十一月内務大臣より都市計畫富山地方委員會に對し、高岡都市計畫街路決定に關し諮問せられたるを以て、同月十六日委員會を招集し審議を重ねたる結果全會一致を以て諮問の事項を可決せるに依り、即日之が答申を爲し昭和五年三月内閣の認可を得同四月左の通り内務大臣より公告せられたり。

高岡都市計畫街路の部



第一、街路の等級及幅員は左の標準に依る。

一、廣路幅員二十四間以上

二、一等大路は左の三類とす

第一類 幅員二十間以上

第二類 幅員十六間以上

第三類 幅員十二間以上

三、二等大路は左の三類とす

第一類 幅員十間以上

第二類 幅員八間以上

第三類 幅員六間以上

四、一等小路幅員四間以上

五、二等小路幅員一間半以上

第二、前項に定むるものを除くの外街路の築造に關しては大正八年十二月内務省令第二十五號街路構造令の定むる所に依る。

第三、街路の新設及擴築並に位置及幅員左の如し。

一、一等大路第三類

第一號線(高岡驛長江線)

末廣町字吉田千十七番の一より市役所前二丁目千保川新架橋横田波岡を経て長江字金割二百九十五番地先國條橋東詰に至るの路線。

幅員 十二間

但し起點に於て約九百坪の廣場を設け横田二千八百二十番より終點に至る區間は幅員八間とす。

第二號線(高岡伏木線)

南町字川向三十三番の六より坂下町、深町、能町、村、江尻、小矢部川新架橋を経伏木町古國府に於て國有鐵道水見線々路を跨ぎ同町中道字中道濱十七番に至るの路線。

幅員 十二間

但し二上村城光寺字川原二十七番より伏木町新嶋字宮下四十四番の二に至る區間は幅員十間半、同所より伏木町新町字濃摩四十二番の一に至る區間は幅員十五間、同所より終點に至る區間は幅員十間半とす。

第三號線(櫻馬場線)

一等大路第三類第一號線起點より商品陳列所前を經中川に於て國有鐵道中越線々路を跨ぎ大野字中島百六十七番に至るの路線。

幅員 十二間

但し起點より定塚町千三百五十六番の一に至る區間は幅員二十間、中川字畑ヶ田八百三十



二番の一より同大字字新田三百五十六番に至る區間は幅員十五間中川字草木二百七十六番より終點に至る區間は幅員十間半とす。

第四號線(高岡驛和田線)

一等大路第三類第一號線起點より博勞町千保川新架橋を経横田に於て左折し羽廣より國道十一號を北島字地藏野六十番に至るの路線。

幅員 十二間

但し横田三千三百四十二番より終點に至る區間は幅員十間半とす。

二、二等大路第一類

第一號線(高岡上米島線)

鴨島九十五番に於て一等大路第三類第四號線より分岐し上川原町油町向野町を経て能町村荻布字二家六百四十四番に至り二等大路第一類第七號線に接續するの路線。

幅員 十間半

第二號線(古城公園東線)

定塚町千三百五十六番の一に於て一等大路第三類第三號より分岐し舊城跡東側を経て中川字東鷹師町千三十一番の二に至り二等大路第一類第五號線に接續するの路線。

幅員 十間半

第三號線(中川中伏木線)

中川字草木二百七十六番に於て一等大路第三類第三號線より分岐し能町村角同村能町を経て新湊町中伏木字仁助百八十三番に至るの路線。

幅員 十間半

但し起點より能町村角字板島九百七十七番に至る區間は幅員八間とす。

第四號線(上關線)

一等大路第三類第二號線起點より南町に於て國有鐵道北陸本線々路を跨き上關九百十四番に至るの路線。

幅員 十間半

但し起點より佐野村木津字川向二百七十九番に至る區間は幅員十五間とす。

第五號線(四屋中川線)

長慶寺字下川原三千七百二十一番の二地先より四屋千保川新架橋古城公園北側を経中川に於て國有鐵道中越線々路を跨き中川字仁王畑百九十七番に至るの路線。

幅員 十間半

但し起點より波岡字中坪一番に至る區間は幅員六間同所より四屋八百四番に至る區間は幅員八間中川字東前田四百四番より終點に至る區間は幅員六間とす。

第六號線(二上向野線)

二上村二上字往還外二千七百七十五番より小矢部川新架橋を経能町村角に於て國有鐵道



中越線々路を跨ぎ同村同大字字宗平五十四番地先に至るの路線。

幅員 十間半

但し起點より二上村守護町字前田百二十二番の二に至る區間は幅員八間とす。

第七號線(荒屋角線)

二上村下八ヶ字下領六百五十五番に於て二等大路第二類第二號線より分岐し小矢部川新架橋を經能町村能町に於て國有鐵道中越線々路を跨ぎ同村同大字字飛田二千九百二十四番の甲の五に至るの路線。

幅員 十間半

但し起點より能町村荻布字二家六百四十四番に至る區間は幅員八間、同村同大字字前田三百二十七番より同村角字板鳥九百十一番に至る區間は幅員十五間、同大字同字九百七十六番より終點に至る區間は幅員八間とす。

三、二等大路第二類

第一號線(大野和田線)

大野字堀田百五十五番より上關に於て國有鐵道中越線々路を横切り千保川新架橋を經羽廣に於て國有鐵道北陸本線々路を跨ぎ一等大路第三類第四號線終點に至るの路線。

幅員 八間

但し佐野村木津字岡田二千三百九十二番より羽廣字江守三百十八番に至る區間は幅員十

二間とす。

第二號線(横田二上線)

横田三千三百四十二番に於て一等大路第三類第四號線より分岐し小矢部川新架橋、二上村二上を經て同村城光寺字川原五十六番に至り一等大路第三類第二號線に接續するの路線

幅員 八間

第三號線(下關京田線)

下關字澤田二百八番より上關を經て京田字沼田百四十五番地先に至るの路線。

幅員 八間

但し起點に於て約七百坪の廣場を設け同點より下關字澤田二百十九番に至る區間は幅員十二間とす。

第四號線(新湊線)

二等大路第一類第三號線終點より新庄川橋、新湊町長徳寺放生津内川新架橋を經て新湊町荒屋字狐島七百三十五番に至るの路線。

幅員 八間

四、二等大路第三類

第一號線(大野線)

二等大路第一類第三號線起點より大野に於て國有鐵道北陸本線々路を跨ぎ赤祖父字一丁



分六百五十七番地先に至るの路線。

幅員 六間

但し起點より大野字堀田二百六十二番の一に至る區間は幅員十二間とす。

第二號線(早川線)

二等大路第二類第二號線起點より早川字中島千七百七十八番の一地先に至るの路線。

幅員 六間

第三號線(和田守山線)

一等大路第三類第四號線終點より早川横田を経て長慶寺字砂田二百八十八番に至るの路線。

幅員 六間

第四號線(伏木線)

伏木町湊町字狐島四十二番の一より同町本町を經國分に於て國有鐵道水見線々路を横切り同大字字八幡四百八十二番の一に至るの路線。

幅員 六間

但し起點附近は幅員十二間伏木町湊町字狐島四十一番の一より同町中道字享田二十番に至る區間は幅員八間とし同地點附近に面積約三百坪の廣場を設く。

第五號線(伏木港線)

伏木町古國府字下町七十四番の一地先より前號路線終點に至るの路線。

幅員 六間

第四、事業の實施に方り設計に些少の異動を生ずる場合には都市計畫富山地方委員會限り之を變更することを得。

理由書

高岡市は上古塞口郷又は關野と稱せしが、慶長十四年前田利長高岡城を築き、士民を集め商工を奨め城下町として經營せしも、元和元年城を廢し町奉行を置き、専ら商工業を勵まし以て舊來北陸に於ける産業都市として發達し來れる處なり、即市街地の一部は街衢整然たるものあるも其の多くは脈路系統を缺き幅員狭少にして現代の交通の須要に適應するもの少し、因て茲に都市構築の根幹たる街路網を公定し以て健全なる都市の發達を期せむとするは寔に喫緊のことに屬す、今本市の況勢を觀るに近時急激なる發展を續けつゝある日本海隨一の商港たる伏木港とは里餘を離るゝのみにして其の交通は實に密接不離の關係に在り、故に上關線、高岡伏木線を以て南北の幹線とし、之に配するに東西線、櫻馬場線、高岡驛長江線を以てし、之等を基本とし都市計畫區域内外の地勢其他に鑑み適當に路線を配置したり、斯くして得たる路線數二十、其の延長三万二千餘間、總工費約千四百六拾萬圓に達す、而して是等の路線は今直に工事に着手するは財源の許さざる處なるを以て暫く之を都市計畫として決定し、市街地建築物法の運用及土地區劃整理の施行に備へむとす。



### 第十五章 電氣事業

#### 第一節 水電上の地位

逓信省の調査に依れば昭和元年末現在本邦發電用全水力は、湧水量標準に於て約六百七十三万馬力、平水量標準に於て約一千三百二十万馬力其の内昭和四年末に於ては既に水力使用許可済のもの最大九百八十九万餘馬力にして、水力使用未許可のもの約四百五十二万馬力なり、右使用許可水力の内發電開始のものは四百四十四万六千馬力發電未開始のもの五百四十四万馬力と稱せらる。

而して本縣は夙に水力電氣の寶庫と稱せられ、其の包藏する水力は實に百三十万馬力にして、全國水力の約十分の一を占む、而して水利使用許可馬力に於ては本縣は第一位にして、長野縣之に亞ぐの發電水力を有す、之等發電力の多くは大阪名古屋東京方面等の大都市に送電するものなれば、我が國民全体の經濟生活に多大の關係を有するものなり。

昭和四年末現在逓信省調査十萬馬力以上

府 縣 別	發電開始	發電未開始	計	府 縣 別	發電開始	發電未開始	計
-------	------	-------	---	-------	------	-------	---

富 山	二七七、三六八	八六八、九九三	一、一四六、三六〇	宮 崎	一一一、七〇九	一五九、五一二	二七一、二二一
長 野	六〇一、二七六	五〇四、八四六	一、一〇六、一一三	熊 本	一五四、三八八	四〇、五九四	一九四、九八二
新 潟	四二八、〇六七	六六一、九七四	一、〇九〇、〇四一	栃 木	一五〇、六〇四	二二、〇六二	一七三、六六六
岐 阜	三四七、八七九	五六五、二八八	九一三、一六七	大 分	一二二、三三三	四三、八二七	一六六、一五〇
福 島	二九四、七七七	六〇二、七八八	八九七、五六五	京 都	一五七、〇二二	六、三九六	一六三、四一八
群 馬	二五三、六二〇	五〇四、一九四	七五七、八一四	鹿 兒 島	七三、八六三	四四、三八一	一一八、二四四
靜 岡	一一〇、一七〇	五一五、〇五〇	六二五、二二〇	秋 田	五二、七六七	五一、八九六	一〇四、六六三
山 梨	三一九、二九九	七三、四五五	三九二、七五四	其 他	八三、三三〇	六二六、二八〇	一、四四七、六一〇
北 海 道	一七〇、三八一	一五一、五二〇	三二一、九〇一	合 計	四、四四六、八四三	五、四四四、〇五五	九、八九〇、八九八

又本邦に於て發電力を有する河川は其の數百四十六に達し、内十萬馬力以上の發電水力を有する河川を觀るに左の二十六河川にして、内本縣關係の河川は黒部庄神通の三川とす。

信 濃 川	一、二七六	千馬力	相 模 川	二五一	千馬力
木 曾 川	一、〇六九		淀 川	二二七	
阿 賀 野 川	九八八		阿 武 隈 川	一八五	
利 根 川	七八三		九 頭 龍 川	一八四	
天 龍 川	六八二		北 上 川	一六七	
黒 部 川	五三四		熊 野 川	一六一	
神 通 川	四五七		姫 野 川	一五四	
庄 通 川	四〇二		吉 野 川	一四八	
富 士 川	三八三		筑 後 川	一四二	



石狩川	三一三	大湊川	一三七
最上川	二九〇	十勝川	一二八
大井川	二九〇	耳川	一二七
手取川	一四六	矢作川	一一一

本縣常願寺川の如きは、實際十萬馬力以上の水力を有するも、逓信省の昭和元年末現在調査に於て九萬四千馬力とあるに付十萬馬力以上の河川中に加はらず。

又庄川及神通川の水力は、岐阜縣内の地域に屬するものも含むものなるが故に其の全部は本縣の發電水力と觀るを得ざるものとす。

### 第二節 發電事業の趨勢

電氣事業の發達は「光」として電氣を利用せしに始まり「力」としての利用之れに亞ぎ、更に「熱」として利用の域に進み、茲に電氣應用の範圍は益々廣汎に開拓され、其の進歩發展の速かなること駭々として底止する所を知らず、顧みるに我國の電氣事業は明治廿年東京電燈株式會社が、資本金貳拾萬圓を以て石油發動機にて二十五キロワットの直流發電機を用ひ、電燈供給を開始せしを以て嚆矢となす、爾後遅々として振はず、全國の發電力は明治卅六年末に水力火力を合せ僅々四萬四千キロワットに過ぎざりしが、大正元年末には一躍四十六萬餘キロワットに進み、同十年末には百五十三萬キロワット、昭和三年末には三百八十二萬二千餘キロワットに達せり、又最近電氣供給及電氣鐵道事業總資本額は實に四拾億參千七百萬圓の巨額を算する盛況を呈するに至れり。

本縣電氣事業の起源は日本海電氣株式會社の前身たる富山電氣株式會社が、明治卅一年大久保用水を利用し百五十キロワットの發電所を建設せしを以て嚆矢とす、次に同會社は明治卅九年神通川に於て一千五百キロワットの庵谷發電所を建設せり、而して該會社の經營する二箇の發電所は主として電燈供給を目的とせり、續いて四十四年に至り新潟縣の山口達太郎は、片貝川に三千キロワットの發電所を設けカーバイト工場を開業し、専ら工業用の爲めに發電事業を營めり、抑も從來の電氣事業は電燈經營を主たる目的とし、其餘力を一般工業に使用する方針の下に經營し來りしが、片貝川發電所は専ら工業用に使用せしを以て、茲に於て本縣の電氣事業は新生面を開き一新紀元を劃せし觀を呈するに至れり、其の後本縣の電氣事業界は遅々として進まず、大正七年立山水力電氣株式會社起り、早月川に四千二百キロワットの發電所を設け、茲に始めて本縣の發電力は一萬キロワットに上り、爾來急速の發展を見るに至り、昭和五年には庄川水力電氣株式會社の經營に係る小牧發電所の七萬二千キロワット、大同電力株式會社の經營に係る祖山發電所の四萬五千キロワットの高堰堤發電工事の完成に依り、昭和五年末に於ては一躍三十七萬キロワットの發電力を見、全國の首位を占むるに至れり、今本縣の電氣事業創始以來の發電力を觀るに左の如し。

明治三十一年	一五〇キロワット
同 四十年	一、七〇〇
同 四十四年	四、七〇〇
大正 二年	五、七〇〇



大正三年	六、五〇〇
同 四年	六、九〇〇
同 五年	一一、一〇〇
同 六年	二一、四〇〇
同 七年	二二、四〇〇
同 八年	二二、四〇〇
同 九年	二八、九〇〇
同 十年	四〇、三〇〇
同 十一年	五五、四〇〇
同 十二年	七〇、六〇〇
同 十三年	九九、六〇〇
同 十四年	一三九、〇〇〇
昭和元年	一八八、二〇〇
同 二年	二一〇、三〇〇
同 三年	二四八、五〇〇
同 四年	二四八、五〇〇
同 五年	三七〇、四〇〇

以上の如く最近電氣事業は急速の發達を遂げ、その發電力は驚くべき増加率を示せるも、尙工事中に屬するものにして昭和六年に於て發電開始の豫定にあるものは、黒部川電力株式會社の五千五百「キロワット」日本海電氣株式會社の小口川發電所の一万四千「キロワット」なり。右の外黒部川水系猿飛に於て日本電力株式會社の六万三千「キロワット」及常願寺川水系に於ける小見川、稱名川兩發電所の本縣營の一万七千「キロワット」は起工準備中にして以上全部發電開始を見るに至らは本縣下の總電力は昭和十年には四十七万餘「キロワット」の多きを算するに至るべし。

本縣の發生電力は悉く縣内に於て消化すること能はざるを以て、多くは日本電力昭和電力兩株式會社の送電線に依り大阪、東京、名古屋方面に送電せり。電燈照明に於ても最近その著しく進歩發達を見たり、即ち本縣に於ける需用戸數電燈數燭光數等に付、大正十年と昭和四年の事實を比較すれば、左の通り何れも著しき發展を示せり。

大正十年		昭和四年	
電燈需用戸數	九五、一一八戸	一四三、八五六戸	
電燈箇數	二〇二、九七九個	四二六、七五七個	
燭光數	二、七一五、八八五燭	七、一二七、四九五燭	
一戸當燈數	二・一三燈	二・九六燈	
一燈當燭光數	一三・三八燭	一六・六八燭	

第三節 各河川の發電能力

本縣下に於ける各河川の發電水力は、内務省の調査に於て百二十万馬力なれども最近本縣土木課の調査したる所に依れば、平水量標準にて約百三十万馬力にして、これを河川水系別に觀れば左の如し。

黒部川水系	五十五万馬力
神通川水系	二十七万馬力
庄川水系	二十万八千馬力







日本電力株式會社	神通川	常願寺川	黒部川	小矢部川	神通川	早月川	立山水力電氣株式會社	神通川支川	久須川	神通川支川	飛越電氣株式會社	長棟川	神通川支川	立山電力株式會社	神通川支川	長棟川	大同電力株式會社	庄川	昭和電力株式會社	庄川	庄川水力電氣株式會社	庄川	神岡水電株式會社	神通川	野積川水力電氣株式會社	神通川支川	野積川	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
一	一	一	一	一	一	一	三	二	一	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四三、〇四八	一〇、〇四九	四八、〇〇八	一〇一、一〇五	九九四	三、四七四	四、四六八	一一、〇二五	三、三五六	四、二九一	七、六四七	四、二九一	四、二九一	三、三五六	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一	四、二九一
一	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九、五九五	一八五、九一二	一九五、五〇七	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三	二、六二三

卯花村信用購買利用組合	神通川支川	別莊川	大岩電氣株式會社	白岩川	上市川	土肥庄平	白岩川	早月川	加積電氣株式會社	早月川	日本鋼管株式會社	片貝川	黒部川電氣株式會社	黒部川	黒部鐵道株式會社	黒部川	小川温泉株式會社	笹川	小川温泉株式會社	笹川	北陸水電株式會社	境川	城端電氣株式會社	小矢部川	合計	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三二八	三二八	三二八	三〇一	三〇一	四二一	二二一	二二一	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一九、二三七	一九、二三七	一、五六六	一、五六六	一、五六六	一、五六六	一、三五五	一、三五五	一、三五五	一、三五五	一、三五五	一、三五五	四六一	四六一	三七〇、四八一	四七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇	五、四八〇

第六節 電力需給の概況



本縣下に於ける昭和五年末現在の總發電力は約三十七万キロワットにして、其の内一千キロワット以上の發電力を有する事業者は左の如し。

富山縣營	四四、三〇〇キロワット
日本電力株式會社	一〇一、〇〇〇
高岡電燈株式會社	四、五〇〇
黒部川電力株式會社	一九、〇〇〇
黒部川鐵道株式會社	一、五〇〇
日本海電氣株式會社	三五、〇〇〇
立山水力電氣株式會社	一一、〇〇〇
飛越電氣株式會社	七、六〇〇
大同電力株式會社	四六、〇〇〇
庄川水力電氣株式會社	七二、〇〇〇
神岡水力電氣株式會社	二三、〇〇〇

右の内富山縣營の一万四千キロワット及高岡電燈飛越電氣立山水力三社の九千九百キロワットは何れも日本電力株式會社に供給し、日本電力は庄川水力電氣株式會社の電力と自社の電力等を併せ縣下へ一万四千キロワットを供給し、他は大阪及名古屋方面へ送電し居れり、又縣營眞川發電所の最大三万キロワット及日本海電氣黒部川電力立山水力黒部鐵道等諸會社の約十萬キロワットは主として縣内に消化され、其の幾分は新潟石川の兩縣下へ供給し居れり、其の他縣内供給を主眼とする電力にして目下工事中に屬するものは、日本海電氣株式會社の小口川發電所の七千キロワット及黒部川に於て黒部川電力會社の約六千キロワットあり。

此際縣内消費に附言すべきことは、縣外送電を主眼とする電氣會社に對し、水利使用許可の命令條件として發電の二割以上は縣内消化の用に供すべき條件を附しあるを以て、若し將來縣下に於ける供給電力が、縣營電氣其の他縣内消化を目的とする諸會社等の發電所の電力を以てするも、尙需用に不足を生ずるが如き場合には、縣外送電を目的とするもの、内より、縣内消化に振向けしむることを得るものに付、畢竟縣内供給可能の電力は約廿五萬キロワットを下らざる狀況なり。

縣外送電の事業は、日本電力の經營に屬する大阪送電線及東京送電線あり、又昭和電力の經營に屬する大阪送電線あり、此の三者は何れも十五萬四百ヴォルトにして、この三線に依り少くも三十萬キロワットの電力を遠く大阪東京名古屋方面に送電することを得、而して日本電力は神通川筋黒部川筋の自社の電力並に庄川水力電氣の電力を縣外に充て、又昭和電力は庄川筋に於ける自社の電力と、神通川筋に於ける三井鑛山系の電力等を縣外送電に充つる豫定なり。

### 第七節 電氣の用途

本縣下に於ける電氣の多くは如何なる用途に需用されつゝあるかを觀るに、昭和五年下半年中最も多きは工業方面にして、工場に於て消化する總電力は六万五千八百キロワットに達す、内最も多きは曹達工業の二万六千二百キロワット、肥料會社の二万二千九百キロワット、鐵鋼精煉業六千七百キロワット、織物の四千七百キロワット、製紙の三千五百キロワット、製材の一千七百キロワット之れに亞ぐの狀態にして、殆んど工業方面に消化され、農業用家庭用としては極めて僅少にして



恰かも消化の數に觸れざるが如き感あり、而して今後に於ける縣内工場の電氣利用は文化の進展と共に近き將來に於て數倍の需要を見るに至るべし。

電燈は今や縣下二市二百六十三町村全部に普及し、現住戸數十四万八千三百十七戸に對し、電燈供給戸數は十四万七千三百五十六戸に達する状態にして、只山間僻遠の地に寥々として電燈なき部落を見るの状況なり。

電燈供給會社は十二社ありて、此の外、町村の組合經營六町村經營二あり。

本縣電燈需用の状況を全國各府縣と比較するに昭和三年末にて、一戸當り電燈數の最も多きは東京府の五燈二分にして、最も少なきは鹿兒島縣の一燈九分なり、又一戸當り燭光數は依然として東京府は其の第一位を占め、百二十五燭最末位は沖繩縣の二十三燭五分なり、本縣は燈數に於て第十一位を占め、二燈九分、燭光數に於て第十四位を占め、四十八燭五分なり、而して本縣より燈數の多きは東京、京都、大阪、北海道、神奈川、愛知、福岡、兵庫、長野、石川等にして、燭光數の多きは、東京、京都、大阪、北海道、神奈川、福岡、長野、兵庫、新潟、山梨等なり、これは本縣の電燈普及が相當の成績を挙げつゝある實況を物語るものなれども、昨年來の農村普及は幾分減燈減燭の傾向あるは止むを得ざる所なり。

### 第八節 電力料金

本縣に於ける大口電力の料金は極めて低廉にして、一キロワット時當りの料金は、其の用途、需要地、電力量、負荷率、其の他種々の事情に依り高低ありて固より一定せざれども、大体定時壹錢乃至壹

錢五厘、不定時五厘乃至七厘位を以て標準料金と觀らる、若し夫れ電氣を消化する工場が發電所に近接せる場合の如きは、更に一層低廉に供給せらるゝ場合もあらむ。

如何にして富山縣下の電力料金は低廉なるやを觀るに、縣の地勢は平野少く山地に富み、河川多く、東南に立山連峰聳へ立ち、落ち重なる水流は急湍多く、雪深く降雨多きが故に水量豊富なり、之れに加ふるに電力發生原價の主要部分を占むる發電工費が、比較的少なきは主なる原因を爲すものにして、他に比し低廉なる電力を多量に供給し得らる所以なり、又發電河川は自然地理的に適當に配置せられ、發電地と需用地との距離の至つて近接せるは低廉なる電力を供給し得べき一の理由に數ふるを得べし。

本縣下の電力は日本電力及昭和電力の二社の送電線に依り、大阪、名古屋及東京方面へ大電力を供給し居れり、本縣に於ける電力料金は獨り縣内に於ける電力の需給關係にのみ支配せられずして大阪、東京方面に於ける電力需給の影響を受くること頗る大なるものもあるも、東京、大阪共に約二百哩餘の遠距離に在りて、其間に於ける送電費用は多額を要するを以て、如斯電力の發生地たる本縣は、需用地たる大都市に比し地の利を占むる關係上、至極低廉に供給せざるべからざる實狀にあり。

### 第九節 主要工場地帯

北日本の良港伏木及東岩瀬を有する本縣は低廉且豊富なる電力の供給能力と相俟つて、電力應



用の工業適地として彌々その價値を高め、近時大工場の増設するものありて益々發展の趨勢にあり。

伏木港は高岡市に近接し、東岩瀬港は富山市に接し、何れも工場經營上必要條件を具備し、且船舶は風向に關せず、晝夜の別なく自由に出入し得る良港なり、殊に伏木港は棧橋、上屋、繫船壁等の設備を具有し、現今は三千噸級四隻は接岸荷役し得られ、陸上には省線の引込線ありて海陸共に荷役の利便多く、昭和四年中の出入貨物は百廿五萬三千噸餘に達し、入港船舶は二千六百餘隻にして、逐年増加の趨勢を示し、殊に近年北鮮、浦鹽、大連航路開け、西伯利亞、滿州の物資の輸入噸に増加し、今後益々發展の狀勢にあり、此の秋に當り、内務省は五百萬圓の經費を以て、大正十三年度より向ふ十二年繼續事業として、目下、港の擴築工事中にて、之れが竣工の曉は、優に百五十萬噸の接岸荷役能力を有し、六千噸級二隻、四千噸級五隻、二千噸級二隻、接岸荷役し得るの盛況を呈するに至るべし、又同港の兩岸には製鋼、カーバイト、硫酸、アンモニア、燐酸肥料、曹達、晒粉、製紙、製材其他數多の工場駢立し、將來益々工場を増加せんとする趨勢なり。

又東岩瀬港は目下、築港工事中にて、昭和二年初秋には已に三千噸級の汽船出入し得る状態となり、同港は神通川改修の結果、港としての存在を保ち得たるものにて、同川より土砂流入の憂ひなき關係上、一旦浚渫せば、永く一定の水深を保ち得べく、尙同港より富山市に達する運河計劃を樹て、昭和三年三月臨時縣會に於て、百九拾五萬圓の運河工事費豫算を議決せり、之れが完成の曉は、沿岸には工場地帯設置せられ、將來に於て、殷賑を極むること想像に難からざるものあり、又一方富山岐

阜間に通ずる飛越鐵道は、現に富山、八尾、猪谷間の開通を見、目下、猪谷、岐阜間の工事を急ぎつゝあり、更に糸魚川、松本間の鐵道も亦近く起工せらるゝとせば、此の二大鐵道は伏木港及東岩瀬港と相俟つて、本縣下の工業界をして倍々一大飛躍の機運に入らしむること、近き將來にあり。

富山市、東岩瀬港間、運河設計の概要を擧ぐれば、東岩瀬港南端より富山高等學校西側を経て、奥田村を過ぎ、廢川地下流に於ける船溜に到達する、延長約二千五百間の地に、閘門式運河を開鑿し、其の掘鑿土砂は之れを廢川地埋立に利用するものとす、運河の幅員卅五間乃至四十五間、底幅廿間乃至卅間、水面幅廿三間半乃至卅三間半、水深七尺、閘門は運河線の間中に於て一ヶ所を設く、船溜は長二百五十間、幅員六十間、船溜と富山驛とは鐵道引込線を設置する計畫にあり。

第十節 電氣事業經營者

本縣に於て電氣事業を經營する主なる事業者を擧ぐれば左の如し。

(昭和五年下半年報告に依る)

富山縣營 日本海電氣 高岡電燈 立山水力 上中島水力	資本金	拂込濟資本金	諸積立金	借入金	最近配當率	代表者名
	三三、九九六、〇〇〇 三三、五〇〇、〇〇〇 九、八三〇、〇〇〇 三、五〇〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇	一、五五七、〇〇〇 一九、六八一、〇〇〇 五、九二四、〇〇〇 三、一五〇、〇〇〇 八七、五〇〇	二、五五五、九三七 一、四三四、三六一 九、六三三 三、〇一七	三二、七四五、〇〇〇 二、四〇八、五六四 三、八四〇、〇〇〇 六、六三六	一割 一分 一分 一分 五分八厘	富山縣知事 山田昌作 菅野傳右衛門 増田次郎 土肥庄太郎



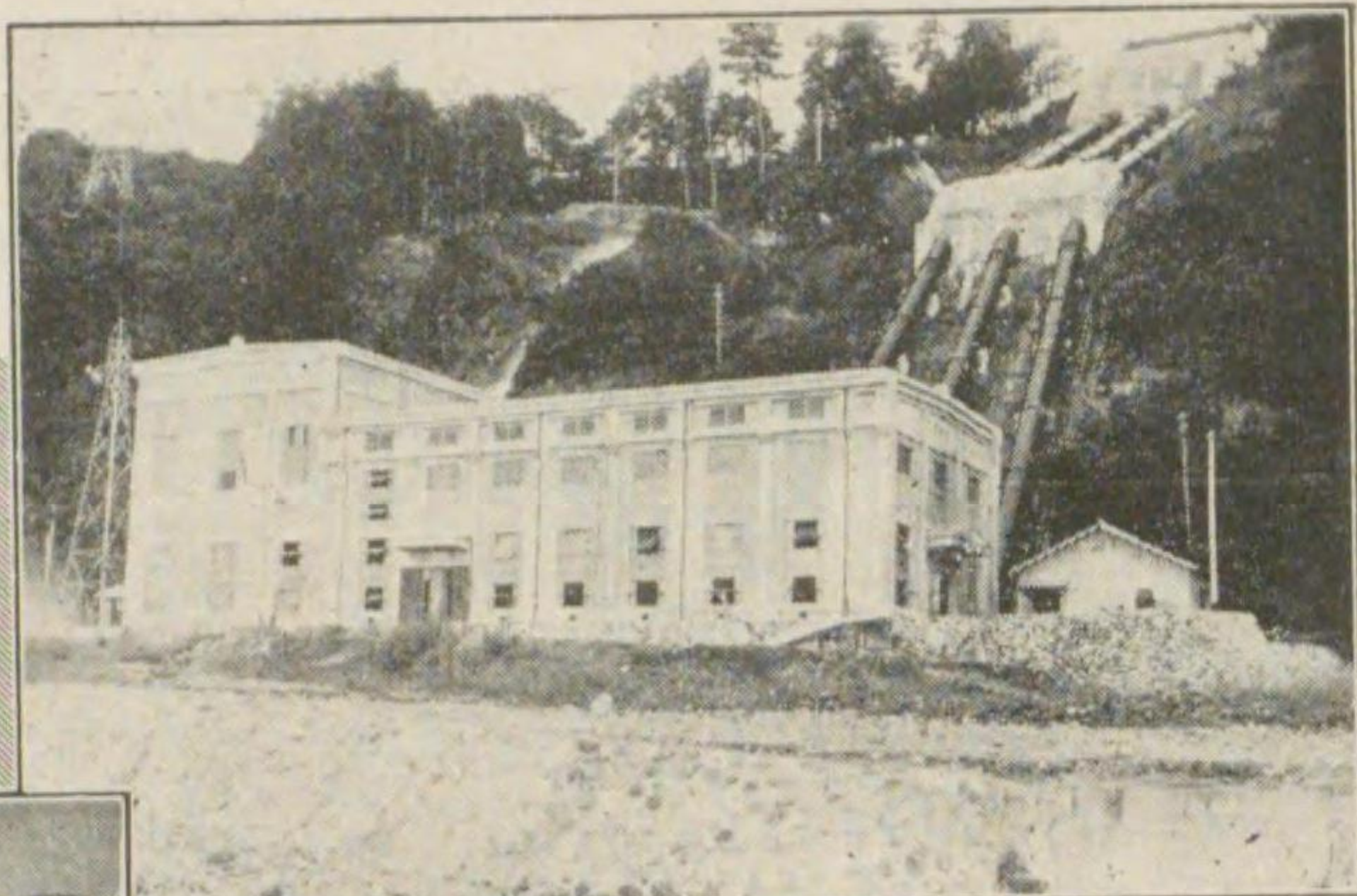
野積川水力	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	六,六二〇	三〇,〇〇〇	二	分	平野三治
飛越電氣	一,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	一五,五八九	一,八二五,五〇〇	五	分	吉田作助
小松電氣	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	一四三,六六九	一,三五〇,〇〇〇	五	分	山田昌作
黒部川電力	九,〇〇〇,〇〇〇	六,七五〇,〇〇〇	一六七,二四三	七,〇二八,〇〇〇	四	分	山田昌作
大岩電氣	一,〇〇〇,〇〇〇	四七五,〇〇〇	二,七〇〇	一〇九,四二一	七	分	穴田仁七郎
日本電力	一三〇,九五〇,〇〇〇	一六,六〇四,三七五	四,一五,一三三	三六,一六六,九九三	八	分	池尾芳藏
庄川水力	一五,〇〇〇,〇〇〇	一一,二五〇,〇〇〇	一	二,二〇〇,〇〇〇	五	分	新尾啓
出町電燈	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	六,五五五	一〇八,〇〇〇	一	割	佐藤助九郎
昭和電力	四〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一四七,〇六九	二四,九二,八〇〇	五	分	増田次郎

備考 本表諸積立金中には法定積立金減價償却、社員恩給積立金等一切の積立を舉げ借入金は社債借入金を含む

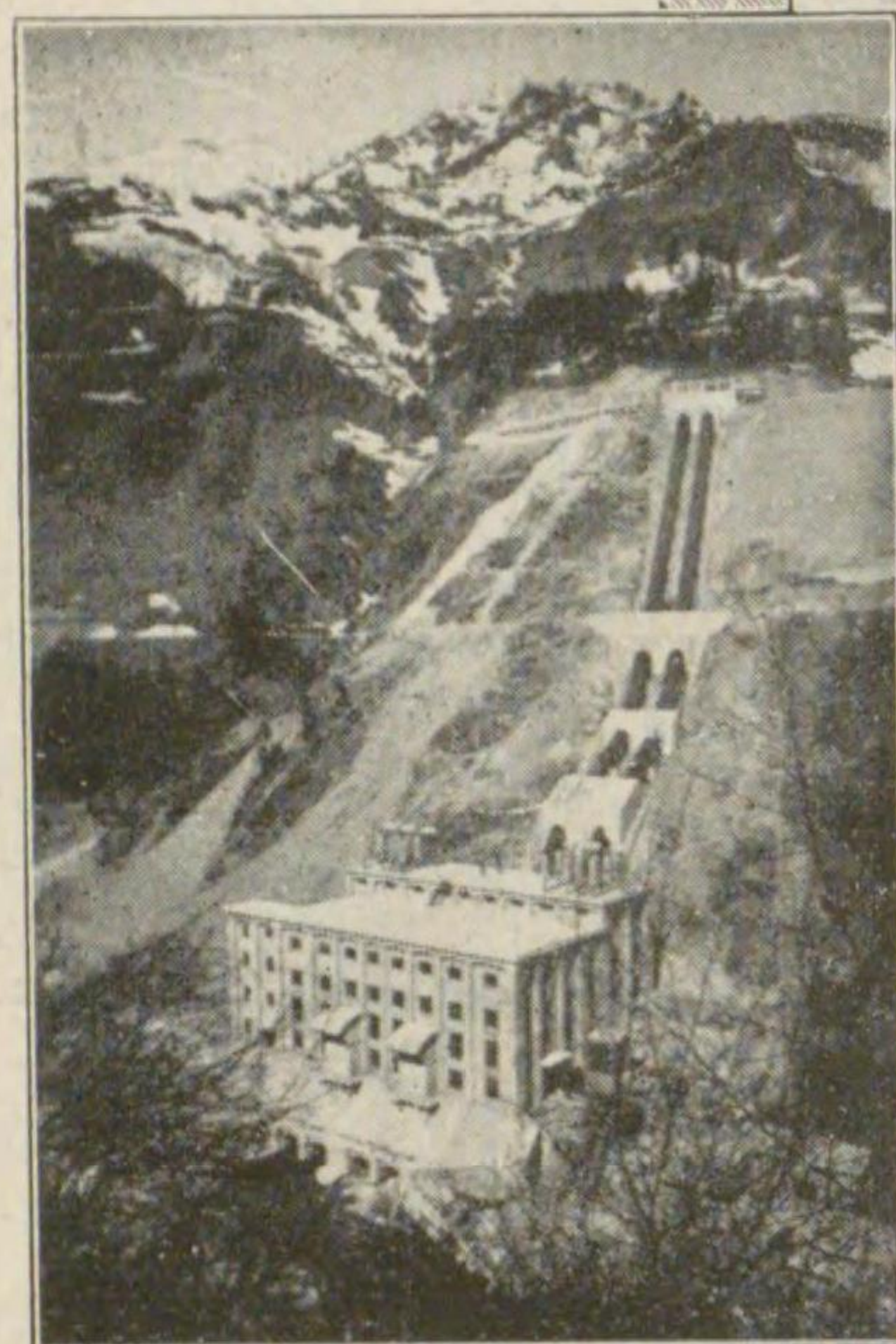
第十一節 縣營電氣事業の趣旨及沿革

南方飛驒山脈の高峰に水源を發し、直下奔流北方日本海に朝宗する縣内の各河川は年々洪水氾濫し生命財産に多大の災害を及ぼし、美田は荒廢し民生堵に安んぜず、大正三年の如きは二百の人命を失ひし外一時に四百萬圓の災害復舊工事費を支出せり、従つて縣税は制限率の三倍を超過し負擔歩合は全國中過重の部に屬し、財政の窮乏其の極に達したり。

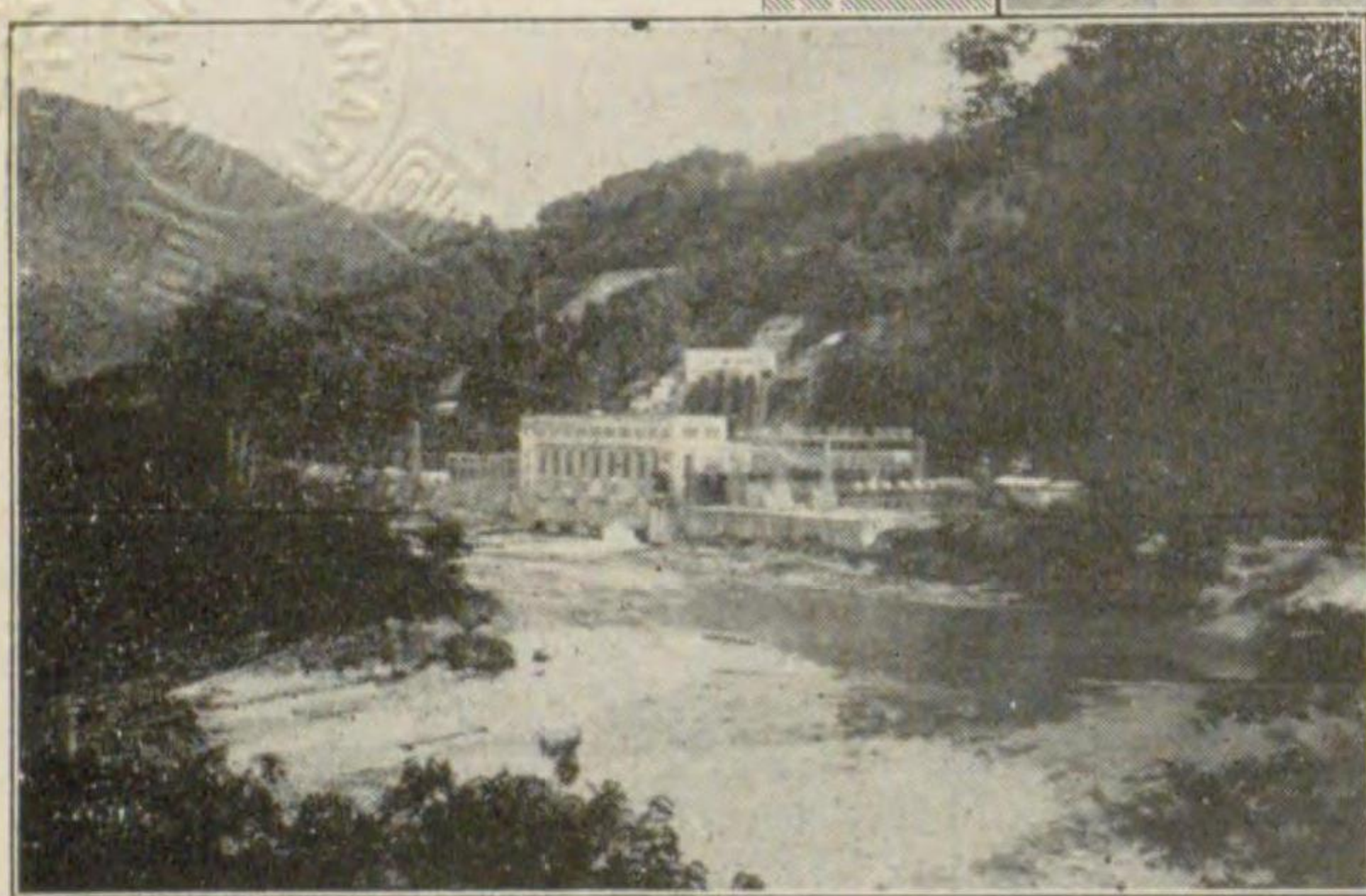
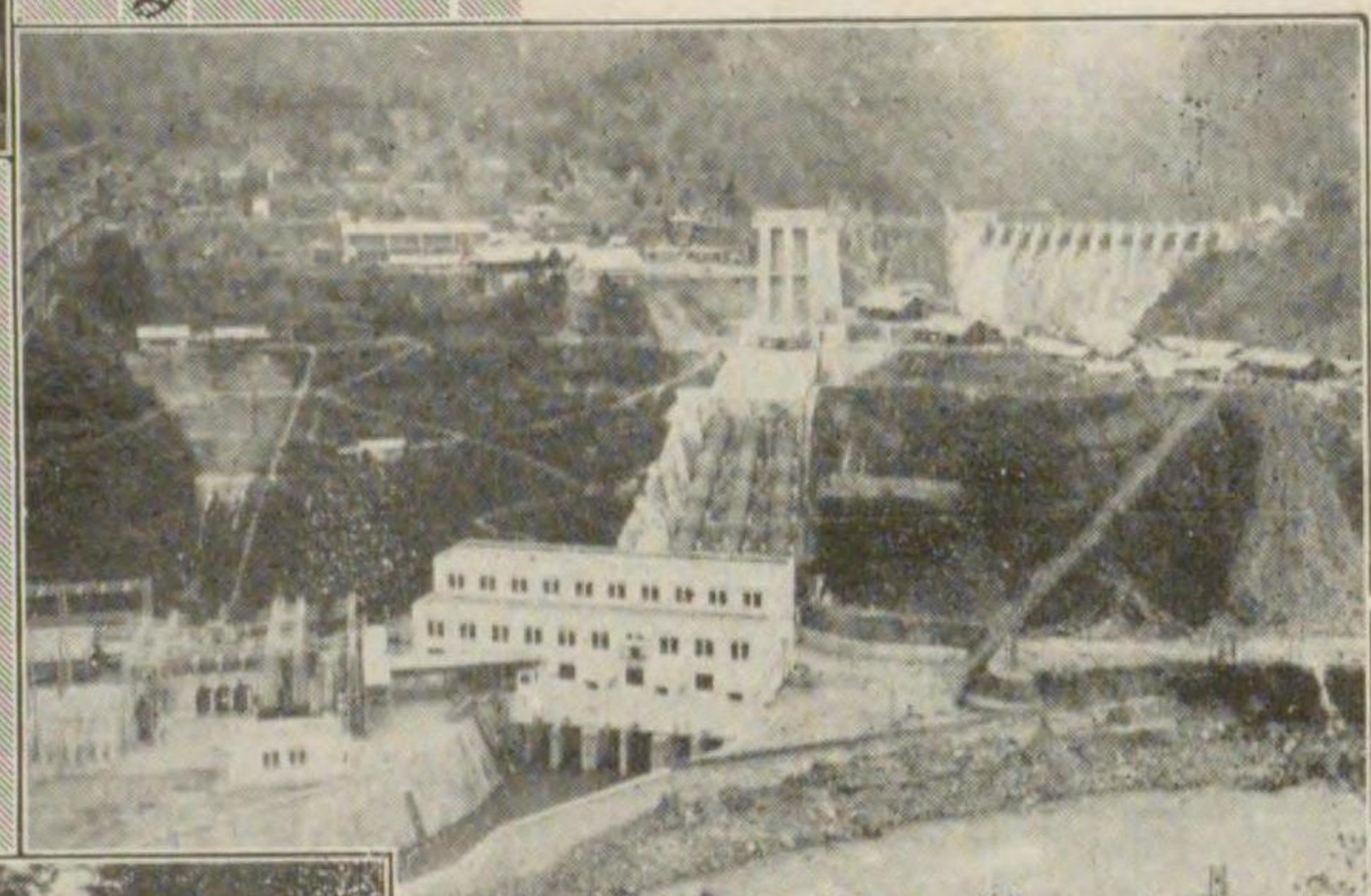
斯かる災害を脱却すべく根本的に一般河川の改修を行はんに、少くも五千萬圓の巨資を要し窮乏せる縣の財政を以て、之れを決行整理することは少額なる課税増徴の能くする所にあらざること明かなり、茲に於てか本縣として最も確實に且大なる収入の財源を發見するの必要大に迫り水力電氣事業の縣營は實に此の必要より生じ即ち治水と財政との二大目的を達成せんが爲めに



日本電力株式會社  
蟹寺發電所



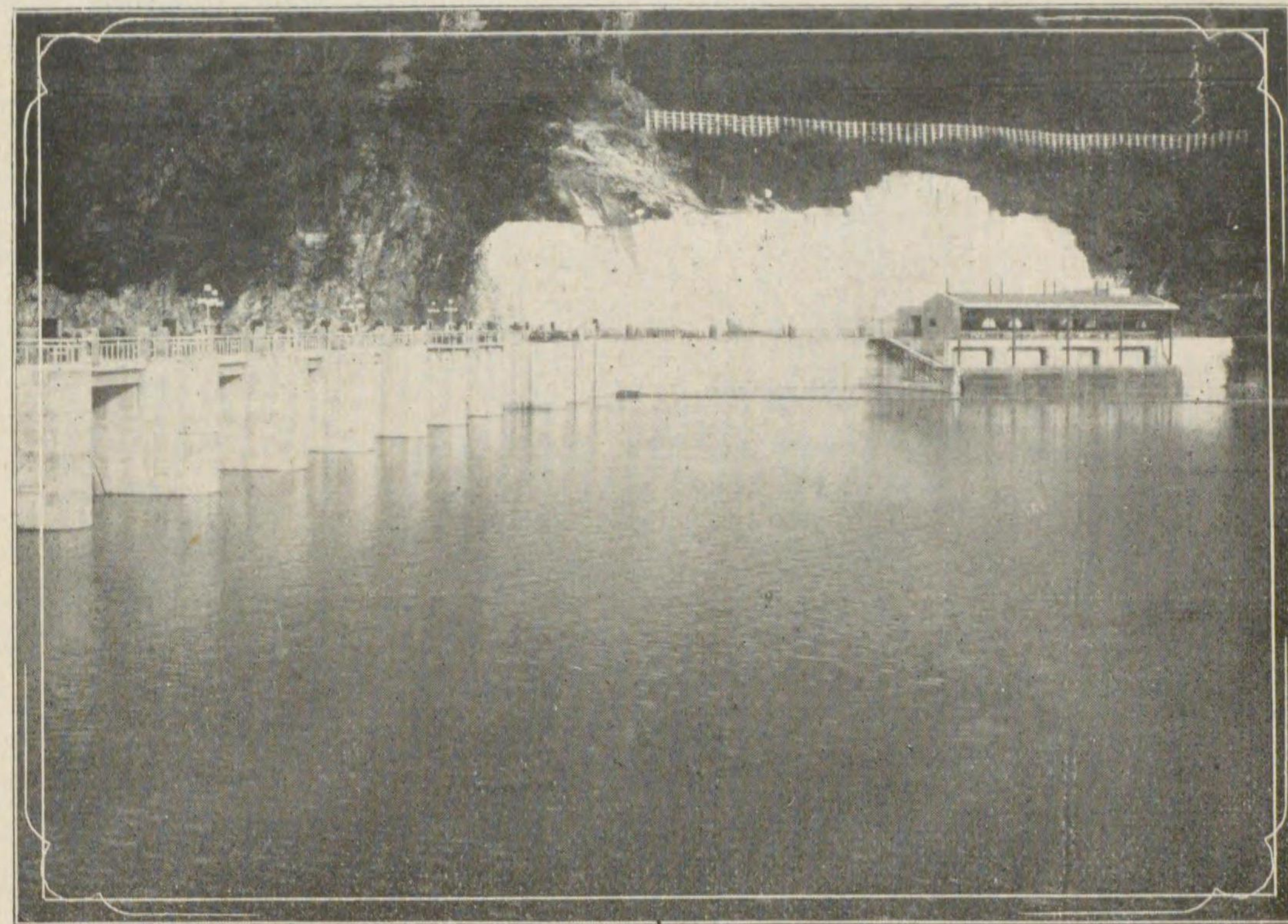
昭和電力株式會社  
祖山發電所



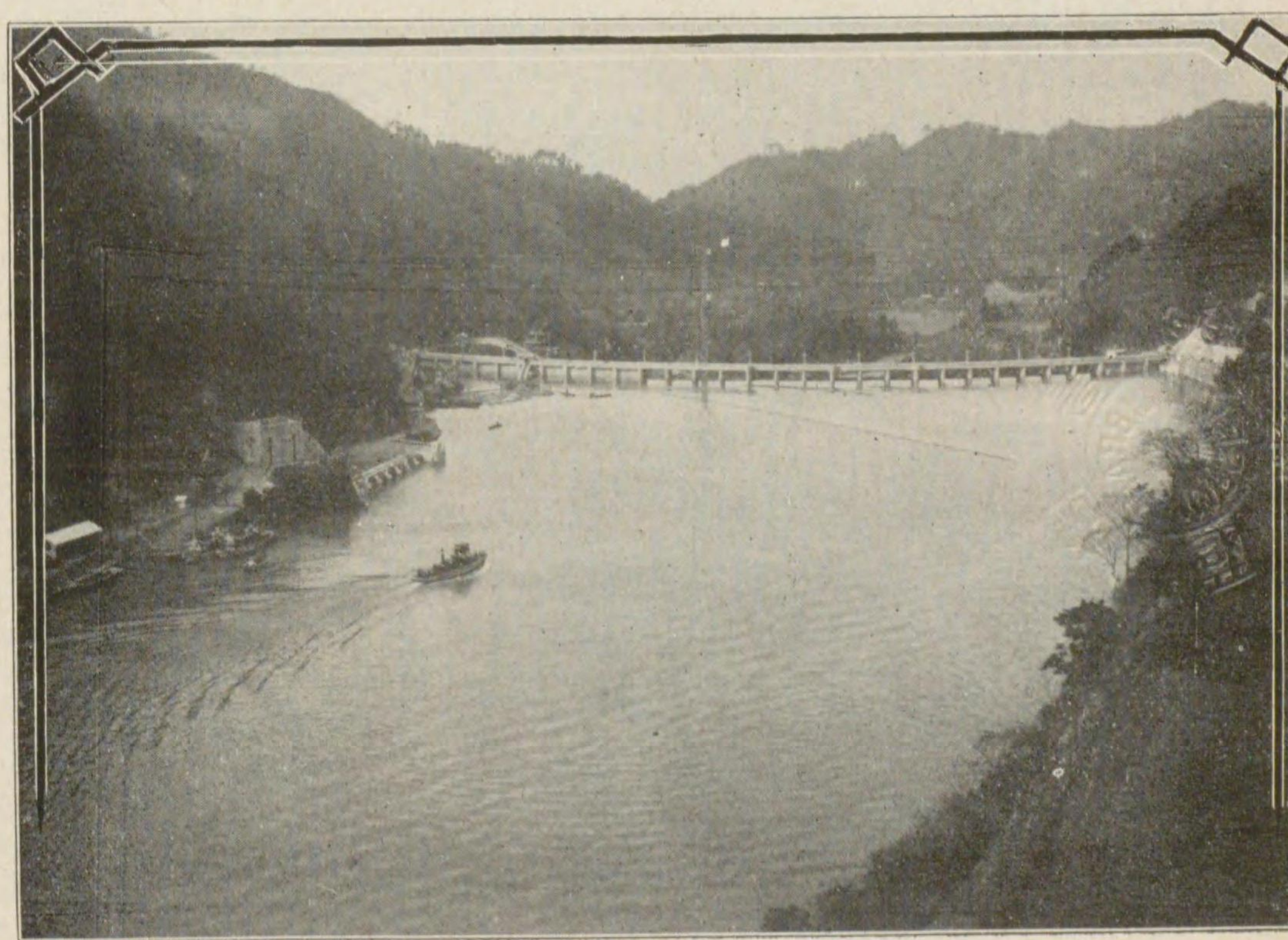
庄川水力電氣株式會社  
小牧發電所

縣營上瀧發電所





堤堰山祖川庄



堤堰牧小川庄

計畫せしものなり。

**最初の計畫** 前記の趣旨に依り、當時の本縣知事東園基光は大正九年二月臨時縣會を開き、水力電氣縣營事業費の外、事業必要の事項を附議し、滿場一致之れを可決し、同年六月繼續豫算及縣債等に關する内務、大藏兩大臣の許可を受け、同月水利使用の許可を得、同十二年六月電氣事業經營の認可を得たりしものにして、本事業計畫の概要を擧ぐれば左の如し。

- 一、發電所 常願寺川水系に於て八ヶ所
- 二、發電力 三万七千「キロワット」
- 三、事業年期 七ヶ年繼續事業
- 四、附帶事業 鐵道、山林及名勝紹介  
鐵道は富山―藤橋間約十七哩山林は常願寺川水系水源涵養林一万四千町歩經營、名勝紹介は立山及黒部峽谷を天下に紹介する相當施設を爲す
- 五、事業費總額 貳千六拾萬圓
- 六、起債總額 貳千貳百九拾九萬六千圓
- 七、縣債償還 据置五ヶ年後二十ヶ年
- 八、縣債償還完了後一般會計に利する金額 貳百六拾八萬圓

**事業の施行** 第一期事業として先づ縣營發電所の水源地帯に屬する有峰民有林一万四千町歩を買入れ、全く樹木の伐採を禁じ、専ら水源涵養の用に供し、次に富山千垣間に十二哩の鐵道を敷設し、國有鐵道と事業地帯との交通の利便を圖り、發電所は上瀧松ノ木中地山三箇所出力一万四千三百「キロワット」を建設し、大正十三年四月より發電を開始せり、この第一期事業の資金として借入



れたる縣債は八百六拾五萬圓なり、其の他の發電所に就ては經濟界の激變と電力需給の狀況に鑑み、既定計畫の如く事業を施行するの不得策なるを認むるに至り、大正十一年伊東知事は縣會に諮問し、その協賛を得て今後に於ける事業施行の方針を左の通り定めたり。

ア、工事未着手の分に對する工事は經濟界の狀況を考慮し適當の時期を選び縣會の意見を聽き之を施行するものとす。

二、實施設計未済の分は大正十二年一月より測量に着手し、大正十四年九月迄に終了するものとす。

三、水電事業繼續年期及支出方法は實施設計完了後之を更正するものとす。

右の方針に基き常願寺川水系に於ける既定計畫發電所の實施設計に着手し豫定の如く大正十四年九月までに完成を遂げたり。

**事業計畫の改定** 大正十四年岡知事はこの實施設計に基き慎重考慮を遂げ、その結果として改定計畫案を作製し同年末の通常縣會に諮問し事業計畫を決定し、翌十五年六月臨時縣會に於て繼續豫算及縣債に關する變更案を附議し、何れも全員一致の協賛を得、同年八月内務大臣の許可を受け同年九月黒部川水系に於ける水利使用の許可を得、茲に水力電氣縣營事業の基礎を確實ならしめたり、此の改定計畫は事業遂行の時期を三期に分ち既に實行したるものを第一期事業とし、既定豫算の殘金を以て支辨すべきものを第二期事業とし、これに屬するものは眞川、黒薙及柳又の三發電所と鐵道電化の工事とし、第三期事業に屬するものは愛本、祖母谷の兩發電所及送電線

並發電所工事とし、その豫算は追て適當の時期に於て成立せしむるものとす、改定計畫の大要左の如し。

- 一、發電所 常願寺川水系四ヶ所、黒部川水系四ヶ所
- 二、發電力 九万五千三百「キロ」
- 三、附帶事業 鐵道及山林
- 四、事業費總額 參千四百六拾萬圓
- 五、起債總額 參千八百四拾五萬圓
- 六、事業年期 自大正九年度至昭和八年度十四ヶ年繼續
- 七、縣債償還 自大正十四年度至昭和三十二年三十三ヶ年
- 八、縣債元利償還財源 電氣及鐵道收入益金
- 九、事業縣債完済後益金 參百五拾六萬千參百七拾五圓
- 十、送電計畫 送電線五十七哩變電所二ヶ所

此の改定計畫に基き第二期事業として先づ鐵道電化工事を施行し、昭和二年六月電車運轉を開始せり、又同年眞川發電所工事に着手し、昭和四年末竣功、同五年二月より送電開始せり、この事業資金のため八百參拾貳萬七千圓の縣債を發行したり。

**改定計畫の變更** 大正十四年の改定計畫に依れば第二期事業として眞川發電所の外、黒部川水系に於て黒薙柳又兩發電所を起工する豫定なりしも、此の兩發電所に對してはその電力供給の見込立たず且つ崩雪流水其の他につき尙調査を重ぬる必要等ありて起工の運びに至らず、然るに之に代ふるに常願寺川水系に於ける小見發電所は大正十四年の岡知事の改定計畫中に加へざり



しも當時尙調査の上何分の決定を爲すべきものとして起工の有無を留保しありしが其後調査の結果同發電所を起工するの得策なるを認むるに至れり、即ち小見發電所は眞川發電所・松ノ木發電所の中間にあり常願寺川水系に於ける縣營發電所の水路連絡上緊要缺くべからざるものにしてこの小見發電所の成立に依り眞川發電所の機能を充分に發揮し得べく且つ從來松ノ木・上瀧兩發電所のため常願寺川本流より取水したる松ノ木補給水路の取入は渴水期の外之を要せざるに至り其の取水費を節約し得るのみならず本流取水の危険を免れ爲めに松ノ木・上瀧兩發電所の運用を確實ならしむることを得而して眞川發電所工事に引續き小見發電所工事を施行するときは工事の準備其他眞川工用利用のものを得るが故に工事費の節約等多大の利益あることを確めたり、其の他未着手發電所に於ける調査の結果として其の改定計畫の内容に變更を加ふるを要するものあり、茲に於て再び事業計畫を變更する必要を生ぜり。

昭和三年の通常縣會に於て白根知事は第二期事業に屬する黒薙柳又兩發電所を第三期事業に繰延べ新に小見發電所を第二期事業に加ふることとし縣會に左の通り諮問し全員一致の協賛を得て之を可決したり。

一、大正十四年の通常縣會に於て決定したる改定計畫に依る第二期工事の内黒薙柳又兩發電所工事は之を第三期工事に繰延べ新に常願寺川水系に於ける小見發電所工事を加ふるこ

と。

二、小見發電所起工の時期に就ては更に縣會の決議を経て之を施行すること。

三、本計畫に依る水力電氣縣營事業費繼續年期及支出方法並縣債借入及償還方法等の更正は追而適當の時期に之を行ふこと。

右計畫變更に基き山中知事は昭和四年の通常縣會に於て繼續費豫算及縣債に關する變更案並第三期事業に關する左記諮問案を附議し、何れも全員一致の協賛を得繼續費豫算及縣債に關する變更に就ては昭和五年三月内務大藏兩大臣の許可を受け又小見發電所の水利使用に就ては昭和四年十二月其の許可を得たり。

一、第三期工事として黒部川水系に於ける愛本・黒薙柳又祖母谷の四發電所並同地點の送電線及常願寺川水系に於ける稱名川第一・第二兩所工事を施行するものとす。

二、本計畫に要する水力電氣縣營事業費繼續年期及支出方法並縣債借入及償還方法は適當の時期に於て縣會の議決を得るものとす。

**計畫變更の實施** 昭和四年の計畫變更に基き第二期事業として眞川發電所工事に引續き、昭和五年より小見發電所工事及常願寺川水系發電所に屬する送電線工事に着手する豫定なりしも電力需給關係並既定財政計畫の遂行上送電線工事は之を見合せ、之に代ふるに第三期事業に屬する稱名川第二發電所を第二期工事に繰上げ小見發電所工事に引續ぎ着手するの得策なるを認め昭和五年の通常縣會に之が變更案を附議し満場一致の協賛を得たり、而して小見發電所は昭和七年末稱名川第二發電所は昭和八年末竣功の豫定にて目下之が起工準備中とす。

**電力の供給** 第一期事業として竣功せる上瀧・松ノ木・中地山三發電所の電力の中三百キロワ



「ト」は縣營電氣事業として使用し一万四千キロワットは營業創始の大正十三年度より五ヶ年の期限にて日本電力株式會社に供給し、更に昭和四年度より十ヶ年間同一條件を以て供給することに契約締結せり。

又第二期事業の中真川發電所最大三万キロワットは昭和五年二月より日本海電氣株式會社に供給せり、供給契約期間は二十ヶ年とす、目下起工準備中の小見稱名川第二兩發電所の發電力一万六千五百キロワットは日本電力株式會社に送電開始の時より二十ヶ年間供給することに契約締結せり。

第十二節 縣營水電事業計畫の大要及營業成績

**計畫の大要** 水力電氣縣營事業を分ちて第一期第二期第三期とし、上瀧・松ノ木・中地山所建設有峰山林買入れ及鐵道敷設を第一期事業とし、真川・小見稱名川第二、三發電所建設及鐵道電化工事を第二期事業とし、愛本・黒薙・柳又・祖母谷・稱名川第一の五發電所建設及黒部川水系發電所に屬する送電線工事を第三期事業とせり、而して第一期第二期兩事業は既定豫算の範圍に於て施行し、第三期事業豫算は追て適當の時期に於て其の手續を爲すものとす。

現在の事業計畫の大要を擧ぐれば左の如し。

第一期事業	第二期事業	第三期事業	計
-------	-------	-------	---

發電所	上瀧・松ノ木・中地山	真川・小見・稱名川第二	愛本・黒薙・柳又・祖母谷・稱名川第一
附帶事業	鐵道及山林	鐵道電化	線及變電所
工事期間	自大正九年度七ヶ年至大正十五年七ヶ年	自大正十五年七ヶ年至昭和七年七ヶ年	自昭和七年七ヶ年至昭和十五年九ヶ年
縣債償還年限	据置五ヶ年償還二十ヶ年	据置三ヶ年償還二十ヶ年	据置五ヶ年償還二十ヶ年
縣債完済年度	昭和二十年	昭和二十年	昭和三十六年
發電力キロ	一四、三〇〇	四六、五〇〇	五四、二〇〇
事業費	七、七六二、七三六	一一、八三七、二六四	二〇、一四〇、〇〇〇
起債額	八、六五〇、〇〇〇	一三、八一七、〇〇〇	二二、〇四〇、〇〇〇
事業完成後一ヶ年	九七三、六三六	一、八九五、九七〇	二、九七〇、五二七
營業費	二二〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇	二二八、〇〇〇
縣債完済後一ヶ年	七五三、六三六	一、七四〇、九七〇	二、七四二、五二七
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費			
起債額			
事業完成後一ヶ年			
營業費			
縣債完済後一ヶ年			
營業費		</	



營業收入		營業費		合計	
年度	金額	年度	金額	年度	金額
大正十四年度	八七二、〇二八	鐵道營業費	八五、五六七	合計	一、〇三四、一五五
昭和元年度	八二九、三四〇	縣債利子及雜費	七二、二七九		九九〇、八六一
昭和二年度	八六三、八四九		八五、八八一		一、〇八二、〇二一
同三年度	八五八、〇九六		七三、四四七		一、〇九四、八六三
同四年度	九四〇、九四一		七三、七五〇		一、一五九、九八〇
合計	五、〇九一、一二七		四五三、九一二		六、二五一、四八〇
大正十三年度	七四、九八二	鐵道營業費	七八、二七三	合計	八〇一、八六一
同十四年度	一四六、九四七		七五、九〇三		八六九、二七八
大正十五年度	一一二、三七六		八〇、五二八		八二六、二八四
昭和元年度	一一、一一二		九五、七七二		八〇三、三五四
昭和二年度	八九、一三三		一一二、四〇八		七六五、〇二六
同三年度	一〇八、〇二五		九九、五一五		七八九、一九三
同四年度	六五一、五七五		五四二、三九九		四、八五四、九九六
合計	六五一、五七五		五四二、三九九		六、六六一、〇二二

第十六章 特別保護建造物及國寶

第一節 特別保護建造物

古社寺保存法に依り、縣下に於ける特別保護建造物の資格あるものとして、指定せられたる分左の如し。

中新川郡立山村

雄山神社前立社壇

大寶元年の創建にかゝり立山寺と稱す、建久年間源頼朝再興す、慶長十八年大修繕を施す。

指定年月 明治三十九年四月

一、本堂 五間社流造、屋根柿葺

高岡市下關

瑞龍寺

曹洞宗の巨刹にして前田利長の創立にかゝる、同利常再興の大工事を起す、後延享三年十月伽藍焼失したるを以て文化十年より再建を企つ。

指定年月 明治四十二年四月

一、佛殿 桁行五間、梁間五間、重層屋根入母屋造、鉛板葺

指定年月 昭和三年四月

一、法堂 桁行十一間、梁間九間、單層屋根入母屋造、棧瓦葺

一、總門(一名藥醫門) 單層屋根入母屋造、棧瓦葺

西礪波郡埴生村

護國八幡宮

縣社にして慶長五年より正保三年に亘り前田藩主の建造にかゝる。

第十六章 特別保護建造物及國寶



指定年月

大正十三年四月

一、社殿

本殿

三間社流造、屋根柿葺

鈞殿

桁行二間、梁間二間、屋根柿葺

幣殿

桁行三間、梁間三間、屋根柿葺

拜殿

五間社流造、屋根柿葺

第二節 國寶

古社寺保存法に依り、縣下に於ける國寶の資格あるものとして指定せられたる分左の如し。

指定年月

昭和六年一月

射水郡伏木町

縣社氣多神社

本殿

三間社流造、屋根柿葺

婦負郡黒瀬谷村

本法寺

指定年月

明治三十三年四月

一、絹本着色法華經曼陀羅圖(繪畫)

二十一幅

婦負郡千里村

常樂寺

指定年月

大正十五年四月

- 一、木造十一面觀音立像(彫刻) 一 軀
- 一、木造聖觀音立像(同) 一 軀
- 指定年月 明治三十八年四月 高岡市下關 瑞龍寺
- 一、紙本墨書後陽成院宸翰(筆蹟) 一幅
- 指定年月 明治三十八年四月 東礪波郡井波町 瑞泉寺
- 指定年月 大正十三年八月 東礪波郡南般若村 常福寺
- 一、木造阿彌陀如來立像(彫刻) 一 軀
- 指定年月 大正十五年四月 西礪波郡西野尻村 安居寺
- 一、木造聖觀音立像(彫刻) 一 軀
- 指定年月 昭和六年一月十九日 中新川郡立山村芦峯 縣社雄山神社
- 一、木造慈興上人坐像(佐伯有賴像)彫刻 一 軀



## 第十七章 舊蹟、名勝及天然記念物

### 第一節 行在所 跡

**富山行在所 跡** 明治十一年秋 明治天皇北陸御巡幸の際、九月三十日富山に御駐輦あらせられ、東四十物町中田清兵衛の邸を以て行在所に充てられたり、翌十月一日御發輦あらせられ途中愛宕町大間知正助方及五福の觀音寺と稱する曹洞宗の尼寺に御小憩の後、庵前にて板輿に乗御の上新道を踏え中茶屋村に進ませ給へり、爾來此の尼寺を皇息軒と改めたり、五福は元婦負郡東吳羽村の地に屬したりしが、今は富山市に編入されたり、而して中田邸は同十八年五月三十一日の大火に御座所類焼せしが、直ちに再築され、御下賜品全部、行在所木札、御箸及當時の諸記録を家寶として町重保存せり。

**中茶屋御小休所 跡** 明治十一年十月一日 明治天皇五福皇息軒御小休所より新道を踏え、御着輦御小休あらせられしは、西吳羽村中茶屋、島崎七右衛門邸なり、御小休中、自園培養謹製の煎茶を奉りしにより、吳羽茶の名あらはる、御座所は今に當時の儘に存し、外に御小休札其の他記念品を保存す。

**高岡公園御野立所 跡** 明治四十二年十月 先帝東宮として行啓の際、高岡公園の本丸跡の一角に立たせ給ひ、二上の山容、伏木の港勢を贊はせ給へり、同所に碑を建設し、以て當時を偲ぶ記念

とせり。

**吳羽山御野立所 跡** 明治四十二年十月一日 先帝東宮として行啓の際、御徒歩にて吳羽山上御野立所に登臨、四方の風光を贊はせ給ふ、當時婦負郡民相謀り、南山麓五福村新道より長岡村針原に至る間、山上に記念道路を開鑿せり、山頂眺望絶佳の地を下し、御野立所を設けしが、後に之を取拂ひ、皇儲駐駕處と刻みし花崗石の記念碑を建設し、記念の松を植えたり、婦負郡行啓記念會は、此の遺蹟を永久に保存記念せんが爲め、此時に於て組織され、毎年記念日には、當時を回想し、御聖徳を仰ぎ皇室に對する郡民の至誠を披瀝する由緒地となれり、大正十三年五月六日秩父宮殿下立山御登攀の途次、吳羽山に御成りの上親しく展望あらせらる、傳説によれば、此の地壽永二年源義仲の將、今井四郎兼平の陣營となり、又天正十三年八月豊臣秀吉、佐々成政を攻むる時、前田利家の陣所となりし地なりと云ふ。

**魚津行在所 跡** 明治十一年 明治天皇北陸御巡幸の際、九月二十九日下新川郡泊町より入善三日市町等を経て魚津町に入らせられ、寺崎與一郎邸に御駐輦あらせられたり、當時の玉座は今尙諸人の出入を禁じ、最も鄭重に之が保存に努めり、明治四十二年 先帝皇太子として北陸行啓の際十月一日特に御使御差遣の事ありたり。

**泊行在所 跡** 明治十一年 明治天皇北陸御巡幸の際、九月廿八日下新川郡泊町伊東祐明邸に御駐輦あらせられたり、玉座に供へ奉りし一室は、爾後庶民の出入を禁じて、永く尊崇を拂ふことに定めしが、今は泊町の所有に歸して同町の保管する處となれり。



埴生御野立所趾 西礪波郡石動町を隔つる約半里、礪波山の一部にして、埴生村蓮沼の小丘に在り、大正十三年十一月三日北陸の野に陸軍特別大演習を行はせられし際、當時東宮に在せし今上陛下の親しく御統監あらせられし所にして、白馬山系及立山連峰、醫王山系の峻岳等、北陸の自然を一眸の間に收め得る優勝の地なり。

石動行在所趾 西礪波郡石動町眞宗大谷派道林寺の一室にして、明治十一年十月一日、明治天皇北陸御巡幸の時この寺に玉歩を駐めさせ給へり後、有志者相謀りて其の遺趾保存に努め、毎年御駐輦の日を以て記念祭を行ひ、御下賜の御眞影を奉拜し其の光榮を語り續けり、明治四十二年十月一日、先帝東宮として行啓の際御使御差遣ありたり。

## 第二節 城 遺 趾

富山城趾 富山市の北西神通廢川地の南岸にあり、城の外濠は既に埋立てられ昔の佛なきも唯舊本丸周圍の濠溝壘壁のみ今尙存せり、其の趾には富山縣廳あり、本丸正面の枳形及石壘竝に本丸及西丸を繞る内濠は、遠く封建時代に根柢を有する富山市の發達と沿革とを無言に物語れる貴重なる史蹟として、僅に其の面影を偲ばせるに過ぎず、此城趾は今を距ること三百八十餘年前、即ち天文元年越中の土豪水越越前守勝重の經始せし所にして、神保氏三世之に據りしが、天正四年上杉謙信の爲め攻陥せられたり、同七年織田信長其の臣佐々内藏助成政を越中に封じ、此城に據らしめたり、成政神通川を要害として利用し、濠を深くし壘を高くし城櫓を改修して之に據れり、然るに豊

臣秀吉成政の異志あるを聞き、天正十三年八月自ら兵十萬を率ひ前田利家を先鋒として來り攻む成政抗すること能はず、遂に祝髮鎧衣し吳羽山の本營に至り、其の軍門に降りしかば秀吉、成政に新川一郡を與へ、礪波射水婦負の三郡を削り前田氏に與へたり、利家の子利長は射水郡守山城に入れり、元祿四年前田氏に新川郡を加封せしを以て越中全國前田氏の所有となり、慶長二年利長守山城より富山城に移れり、同四年に至り一旦金澤城に歸りしも、同十年再び富山城に來り城廓を修造して老を養ひしに、同十四年大火のため城の内外悉く烏有に歸したり、因りて利長魚津城より更に高岡城に轉々せり、かくて富山城趾は荒廢に歸したるも、寛永十六年六月廿日前田利常二男利次を富山に分封するに及び、万治四年更に城廓を築き、爾來前田氏歴代の居城となりたり、同年の調査によれば町數八十二、家數二千九百七十八、人數一万六千なりと云ふ、明治六年新川縣廳を此に置き、同九年新川縣を廢して石川縣支廳を置かれしにより、こゝを以て縣廳敷地とせり、同三十二年縣廳を山王町に移し、日枝神社を此地に遷座して公園地となし、翌年開催すべき關西府縣聯合共進會を此に開催せんとして、會場將に落成せんとする折柄、同年八月大火の爲めに全部燒失し、更に復た各其舊地に新築せしが、昭和五年三月出火燒失せり、此の地は富山城趾舊本丸趾なり。

白鳥城趾 吳羽山の南方に在る最高峰にして、麓に白鳥宮あるを以て白鳥峰といひ、又城山とも云ふ、元婦負郡の所屬なりしが今は富山市金屋に屬す、天正十三年八月豊臣秀吉、兵十萬を率ゐて來り、佐々成政を征伐せし時本陣を此處に置き富山城を睥睨せり、成政其の勢敵し難きを知りて遂に降伏せり、其後前田利長家臣の岡島備中一吉片山伊賀延高を白鳥城の守將とせるが、慶長二年に



至り岡島を東麓安田城に、片山を五福の大峪城に轉居せしめたり。

**大峪城址** 前田利家、佐々成政を防がんが爲に築きし平城の址にして、今尙殘存し富山市五福に屬す。元白鳥城の守將片山伊賀、慶長二年に移りし所なり。明治四十一年歩兵第六十九聯隊の所屬地となり、今は其の後身歩兵第三十五聯隊の所有に屬す。

**弓庄城址** 中新川郡上市町より西南一里柿澤村弓庄館にあり、土肥政繁の據城なりしが、後政繁之を佐々成政に致して自ら越後に退きたりと云ふ。平城なりしが今は水田に變せり。

**魚津城址** 下新川郡魚津町の中央、今の尋常高等小學校の所在地は往時の魚津城遺蹟なり、建武二年椎名孫八初めて此城を築きて南朝に與し、名越時兼に當れり、永正の頃鈴木大和守國重居城せしが、長尾爲景に圍まれ其の將萩田監物に討たるゝに至れり、天文廿三年板倉刑部政廣此城に據りしが、是亦弘治元年以上杉謙信に圍まれて陥落し、政廣は遂に擒となれり、天正六年以上杉景勝此城を修理し、河田豊前吉江織部を置きて守らせたり、同十年織田信長其の將柴田勝家、佐々成政、前田利家等に命じ、大軍を以て之を攻めたれば、城兵僅に三千八百死守大に戰ひしが、勝家の奇計に罹り城遂に陥落し、城地は悉く成政の有に歸せり、天正十五年成政肥後に移るに及び前田氏に歸し、前田利長青山佐渡をして之に居らしめたり、慶長十四年富山城の大火に罹るや、利长假りに此城に居りしも同年九月高岡に移り、佐渡再び之を守りしが、後廢城となり、藩倉を茲に置かるゝに至れり。

**松倉城址** 魚津の南東約二里下新川郡松倉村鹿熊の山地に在り、一に鹿熊城とも云ひ、元弘年中椎名氏の居城なりしが、應安二年桃井直常、同直和之に據れり、爾後幾多の變遷を経て、天正六年椎

名小四郎道之此城に據りしが、上杉景勝之を攻め道之は水戸田に遁れたり、慶長の初め前田利家此城を廢す、松倉村は彼の天下の三作と稱せられし刀鍛冶、郷義弘を出したるを以て有名なり、義弘は右馬允と稱し、後醍醐天皇元應年中相州鎌倉に至りて正宗の弟子となり、鍛劍の術を究めたり、其の鍛ふる所は正宗に譲らぬものありと稱せらる、彼は其の鍛へし刀劍に名を銘せざるを常とせり、正中二年二十七才にして歿せり。

**天神山** 魚津町の東一里半、下新川郡西布施村小川寺に在り、片貝布施の兩流を東西に控へ、北方に低下せる一帯の臺地上にある小丘にして、松樹之を繞り頗る展望に富めり、山中には躑躅多く春夏の交、遊客甚だ多し、今は山頂近く一庵を建て之に弘法大師を安置せり、此山は城址にして、天正十年柴田勝家、佐々成政を助け河田長親を魚津城に攻めし時、上杉景勝之を援けんとして越後より來陣せし所なり、附近一帯の臺地は、石器時代の遺物包含層にして、今猶苗圃の地より石斧、土器、石鏃等の破片を發見す。

**宮崎城址** 泊町の東十餘町下新川郡宮崎村の山上に在り、泊城とも云ふ、治承四年讃岐前司重秀以仁王の王子を奉じて北國に入るや、木曾義仲八幡山に御所形の城を造りて奉迎せり、世に北陸の宮又は還俗宮と稱せり、宮の歸洛し給ひし後、宮崎太郎此城に住居せり、宮崎氏は越中の名門にして、元弘年中北陸道勤王軍の勇將なり、入善、南保は皆其の一族なり。

**境關址** 下新川郡境村の現在小學校附近にして、越中、越後の境界なる境川の西岸に在り、同川は古へ神濟川と稱せり、慶長十九年大阪冬陣の時國境要害の地となして、前田利常幕府に請ひ關所を



設置せり、是れよりさき慶長十一年前田利長富山城に老を養ふや、從臣中に境口番長谷川宗左衛門なるものあり、其の當時より既に此地に關守を置かれしものなるべし、藩治の始に當り、本村に製鹽の業起り關所之を監督せし事あり、寛政五年頃三千七百俵の製鹽あり、明治初年に至りて關所廢せらるゝと共に製鹽の業亦廢絶するに至れり。

**安田城趾** 婦頁郡朝日村字安田にある平城なり、慶長二年前田利長、岡島備中守一吉をして此の城を守らしめたり、一吉金澤へ歸還の後、代官平野三郎左衛門居住せり、城趾は今田圃上に一段の高地をなして存す。

**城生城趾** 城生城は一に天狗平城又は智恵谷城とも云ふ、婦頁郡八尾町の東一里を距つる杉原村城生にあり、南は群岳峨々、西は連山重疊、東は懸崖壁立して神通川に臨み、城中總て一万歩、要害堅固なりしと稱せらる、正親町天皇の天文年中齊藤利常の築きしところにして、永祿二年齊藤長門守及び其の子信和之に據り、信長の麾下に屬せり、元龜二年白屋筑前守秋貞飛驒より來りて此城を攻めし時、信和援を上杉謙信に請ふ、謙信即ち來り援け、秋貞を退く、天正十一年神保安藝守の有となり、同十三年前田利長其の將青山佐渡をして之を守らしむ、佐渡魚津に遷るに及び篠島織部之か將となりしが、後幾何もなく廢せらる。

**高岡城趾** 高岡市公園内に在り、慶長十四年前田利長、加越能三州中の形勝を卜し、其の臣高山南坊に命じ築造せしめたるものにして、元和元年廢城以來廢城に歸し、承應の頃藩倉を建て貢米を收め來りしが、明治維新の後之を毀ち、同八年七月公園となる。

**放生津城趾** 射水郡新湊尋常高等小學校の在る所にして一名奈吳城と云へり、北條時代には守護名越氏世々之に據り、建武中興の際名越時有誅に逢へり、其の後斯波氏に移り更に畠山氏の領となり、其の家臣神保氏之に住み屢々上杉と戦へり、其の後前田氏の領となり、文祿元年利長其の臣山崎長鏡を之に居らしめたり。

**日宮城趾** 一に火宮とも書し、射水郡橋下條村に在り、豁谷濠池を備へ要害を占む、天正年間神保氏之に居りしが、上杉謙信に陥れられしと云ふ。

**守山城趾** 射水郡守山村字東海老坂にあり、森山城又は二上城とも云ひ二上山の一峰にあり、二上山は前に小矢部川を控え、後方布勢湖を湛へ、東西は深谷を繞らし展望最も好し、其の始め詳かならざるも、正平二十一年斯波義將越中守護として之に居り、建徳二年桃井直常石動山の衆徒を率ゐて之を破りしことあり、後直常の將寺崎備中之に據る、天正四年神保氏張富山城を上杉氏に略取されしより本城に移れり、神保氏後に佐々成政に屬せしが、同十三年成政戰敗して越中西三郡前田氏に歸せし時、利長之に移りて越中を治むることとなり、國泰寺の禪堂を以て書院とせり、慶長二年利長富山に移りてより前田長種之に居りしが、後廢城となり今は畑と化せり。

**阿尾城趾** 氷見町の北二十町氷見郡阿尾村南海岸の丘上に在り、斷崖遠く英遠浦に突出し、矗立十餘丈、丘上本丸に榊葉乎布神社及琴平宮あり、翠松碧波と相映し風光絶佳の地なり、昔時菊地武勝九州より來り二上城に在りしが、天正四年此の城を築き移り住めり、後慶長元年に至り廢城せり。

**増山城趾** 東礪波郡梅檀野村字増山に在り、和田川を繞らせる山城にして、本丸二丸古井礎石



等現存し鐘堂馬洗溝と云ふ所もあり、畠山基國の越中を領してより、家臣神保氏此城に據りて地方を治め、戰國時代一向一揆と結びて上杉氏に對抗せしが後、謙信に滅さる。天正六年佐々成政、神保を援け之を取還せしが前田氏の時、中川光重を置く。富山の光嚴寺はこの地より移りしものなり。

**今石動城趾** 西礪波郡石動町と子撫村との入會山中に在り、天正十三年前田佐々の戰に木舟城に對して築かれたる城なり、利家の弟秀繼、加賀國津幡城より來り、其の子利秀をして之を守らしめしか、文錄二年病歿の後、家臣篠島織部を置き、後廢城となれり、此地展望最も好く、礪波射水の平野を眼下に集むる事を得。

**蓮沼城趾** 西礪波郡埴生村蓮沼にあり、塹濠の跡は今尙存す、天正十二年前田佐々の兩氏對抗の時、佐々の根小屋城なりき、同十三年二月前田方、村井又兵衛急に之を襲ひて焼き亡ぼし、三百餘人を殺して佐々勢を挫きし戰場なり。

**木舟城趾** 西礪波郡大瀧村木舟に在り、石黒氏代々の居城なり、石黒氏は福光の石黒氏と共に礪波の豪族なりき、天正九年城主左近、近江長濱にて自殺せしより、佐々領となり、同十三年成政敗れて前田秀繼居りしが、同年十一月大地震に遭ひ、城は陥没し、秀繼夫妻壓死せり、後廢城となり、住民は今石動高岡に移れり。

**淺井城趾** 西礪波郡赤丸村赤丸に在り、城主詳かならず、宗良親王の從臣中山氏代々の居城なりしが、十六世國松に至り、上杉謙信の爲に亡ぼされしとの傳説あり、城趾の半腹に勅使櫻あり、縣内稀有の古木なり、近郷五十餘村を五位庄と云ひ、又後位とも書きしより、其の莊園の領主の居りし所

ならん、五位庄は室町時代京都等持寺領たり、附近に加茂馬場、清水鞍馬、貴船等の地名ありし所より、察して、京都に縁故ある人の住地なることを知り得べし、郷社淺井神社は赤丸及石堤村にあり、何れも式内の神社と稱す、赤丸社の境内には周圍三丈に及ぶ大樺あり。

**千歳御殿趾** 千歳御殿は富山藩十世の主前田利保の隱居所にして、此地は富山城東の出丸なりしが、利保致仕後、嘉永元年居を此に卜して、工事に着手し翌二年五月竣工したり、結構壯麗、圍らすに塹を以てし、塹の東側一帯二重に櫻樹を植え、又本草綱目の順序により、藥草園を設け、塹の北端に稻荷社を建立し、螺蝶山を築き、山上に登れば富山全部を瞰下するを得しが、今は崩潰し、其處に稻荷社のみありて、當時の名残りを物語れり、即ち現在の富山市櫻木町は御殿趾なり、安政二年二月大火の際、殿宇類焼の厄に遭ひ、後再建されしが、廢藩置縣と共に之を毀ち、貸座敷免許地となり、明治三十二年の大火後之を廢し、今は富山ホテル等多數の料理店軒を並べ、今は妖艶の地に化せり。

**神通川舟橋遺趾** 富山市諏訪川原通りより七軒町巡查派出所を経て船頭町に向け北行する新道路は、慶長元年前田利家の始めて神通川に舟橋を架けたる所にして、其構造は六十四艘の舟を繋ぎ、其の上に縦に五枚の板を並べ、二條の鐵鎖を以て之を連結したるものにして、越中三奇橋の一として、世に名高かりしが、明治十五年舟橋を撤して、新に木橋を架し、更に同二十七年長さ百五十間中四間五尺の神通橋として改架せられしも、神通川本川の廢川地となるや、大正十一年之を撤廢し、現今の道路に改設せられしものなり。

**佐伯則重の宅趾** 則重は嘉歷年中の人、五郎入道正宗の門人となり、有名なる刀工と稱せられ



たり、富山市歩兵第三十五聯隊の近傍水田の畔に湧泉あり、俗に鍛冶屋井と稱す、是佐伯則重五郎三郎の刀を鍛へし宅趾なり。

**千原崎遺蹟** 千原崎は富山市の北方約一里半、神通川の右岸河口に近く、上新川郡東岩瀬の附近に在り、此地は往昔元龜年間大村城主響田豊後守、上杉謙信と戦つて敗れ、戦死の將士八名を此に埋め八ツ塚の俗稱、今に残れり、此地約五米の小高き畑地をなし、一部に竹林あり、又近年まで人家併に墓地を存したりしが、大正十年三月偶々神通川改修工事の爲め、該土地を掘下ぐるに際し、上層二尺内外は黒色腐植土、其の下層は赤青色の砂質粘土層なりしが、其の地上より約一米の所に於て初めて人骨を發見せり、尋て此の附近に於て各種彌生式土器の包含層をも發見するに至れり、發掘土器中殊に高杯には腰部に直径二、三分の小圓孔通常三個宛あり、壺の口邊の形式及底部の形式に於ても種々ありて、外面には時々刷毛目模様、無紋のもの、紅殻の如き色彩を以て表面に塗抹せられたるもの等多數ありたり。

**有峯村** 上新川郡大山村に屬する藥師岳の西麓に在りて、立山温泉より眞川を溯り、約一日の行程にして達す、前川上流の盆地にして、松尾峠より彌陀ヶ原追分に出で、一の谷を巡りて室堂に着き、直ちに雄山淨土山を経て室堂より鏡石姥懷を経て追分に至り、往路を下りて其日の中に温泉に歸着するを常とす、從來戸數十二、人口七十餘にして住民は總て十町歩許の水田を耕し、主として稗を植え之を常食として生活せしが、近年其の共有の大森林を本縣に買收せられて資金を得たれば各戸離散して、今は富山茂住大久保船津等に移り定住するものなし、只夏季に方り住み慣れし舊家屋

に辿り來りて農耕を營むものゝみなり、天正年中、中地山の城主川上忠務の臣某、上杉謙信に攻落され、其の子孫此地に來り住み子孫繁榮して一時百餘戸に上りしと云ふ、風俗淳朴にして迷信多く、醫藥の如きは早朝水を汲み來り藥師岳に向ひ之を禮拜して後、其の水を興へ居たり、現今藥師岳方面に遊ばんとする者は、根據地として此の地に據るを便とす、特に此地より藥師岳に至る途中眞川の上流に於て、名古屋の篤志家伊東孝一の建設に係る藥師の小屋あるを以て、此方面の旅行には極めて便利なり、此地に入るには飛驒の茂住より大多和峠を経るを至便とす、又大山村龜谷より前川に沿ひ此地に達する事も得。

**吳羽古代遺趾** 婦負郡長岡村北代の白鬚神社は猿田彦命を祀る、境内に貝殻多し、殊に社後に於て其の壘層を見る、又縄文土器及石斧等の見出さるゝことありて、考古學上の所謂石器時代の遺趾地にして、貝塚といふべきものなり、又大畑は北代村にあり、一湖沼を中心とせる附近、殊に北部の畑には豊富なる遺物包含層を見る、石斧、石鏃、曲玉類の外、縄文土器、彌生式土器、祝部土器等あり、今や開墾せられて表面に多く散布し居るも、此地は石器時代及古墳時代にかけての遺蹟地なり、又明治四十年の秋、富山市田邊貫一が百塚村にて墓地開墾中、彌生式土器數箇を發見し、現に龍仙庵に保管せり、同村古江神明宮東方一帯の地には石器時代古墳時代の遺物を散布す、又西吳羽村には所々に小形の古墳散在す、現に双子塚の如き其の原形は失はれたり、と雖、未だ偶々祝部土器の破片を見出すことあり。

**古代窯趾** 中新川郡上段村上末に陶器窯趾あり、奈良朝陶器即ち須井を製作せる窯地なりと



云ひ、又婦負郡池多村三ノ熊の山地にも祝部土器の埋没せる所あり、周囲の状況、土器製作の様式及土器の性質より推考するに、奈良朝を中心とせる時代の古代窯趾と見るべきものならん。

**猪谷關趾** 富山市の南七里半飛驒境、婦負郡細入村大字猪谷村に在り、關所屋敷遺趾は今尙畑地となりて往時の礎石等依然として保存され、昔時の關守の子孫小森某居住す、この關の東方神通川を隔て、東猪谷の關趾あり。

**宗良親王御遺蹟** 射水郡牧野村上牧野にあり、興國三年宗良親王越後寺泊を發し、越中名子浦に移り給ひ、三年許り此地に御滞在あらせらる、名子は元氣比神宮の莊園にして皇室の御領なりしより御潜匿になりしものならん、牧野は當時名子浦の一部なりしと云ふ、文化年中、村人碑を建て表面に「後醍醐天皇第五皇子中務卿征東大將軍宗良親王潜匿之地」と記し裏面には四首の御歌を刻み御跡を偲び奉れり、然るに其地庄川河身改修工事の際河床に當りし爲め碑を神明社境内に移せり

**太閤山** 北陸線小杉驛の南方約半里、射水郡黒河村及橋下條村に續く小丘なり、天正十三年豊太閤、佐々成政を征伐せしとき陣營を構へしより名付けられたるものなり、橋下條村の此山凹地に毎年夏季遠近より集りて相撲をなすは、秀吉が陣中に徒然に諸士に力を角せしめしに濫觴すと稱せる。

**大境洞窟住居趾** 氷見町の北方約二里半、宇波村大字大境の白山社境域内、丘陵性の山脚にある洞窟なり、海潮の浸蝕に依り、凝灰岩の地層に生ぜし、入口の幅五十八尺、高さ約三十尺、奥行百十八尺穹隆狀を呈したる洞窟にして、奥壁の底部より清水湧出し、其の底部は數層の崩壊せし岩層を積

成し、内より土器、石器、貝殻、人骨、獸骨等各層の間に介在す、先史時代の頃より此の洞窟に住居せしもの、あることを知り得べく、又其の狀態を詳かにすることを出来得べし、大正十一年三月八日史蹟として指定され、公益上必要止むを得ざる場合の外、現状の變更及遺物の採取を許可せられざることとなれり。

**加納横穴群** 氷見驛の北西約一里の加納村加納山の山腹に三十八箇の横穴群あり、横穴は古代の墳墓にして古墳の一種なり、この横穴内よりは人骨、直刀、金環、曲玉、切子玉、管玉、齊瓮、土器等多數出でたり、又數個の横穴内には黄金色を呈する光藻の發生を見るは珍とせらる、氷見郡内にて此の他に横穴群の存在するは十二町伊奈佐山の横穴群にして共に保存の必要あり。

**弓清水** 東礪波郡般若野村常國に在る泉にして大旱と雖涸るゝことなし、壽永二年源義仲此地にて軍士の渴を醫せんが爲め大弓を以て地を穿ちたるに、清水忽ち湧出せしものと傳へらる、周圍は石を以て甃み、碑を建て其の由來を記せり。

**梅檀野** 梅檀野は又般若野と稱へ、東礪波郡中田町の東南一帶の平野を指す、壽永二年木曾義仲の將今井兼平、平盛俊を迎撃ち大に之を破り、永正三年には越後の守護上杉房能の臣長尾能景來りて神保氏を攻め却て敗死せり、天文十四年には權大納言徳大寺實通次で能景の子爲景も此地に殺されしといひ、今其の墓と稱するもの頼成新にあり、其の後爲景の子上杉謙信屢々來侵し神保氏等を屠り父祖の仇を報せりと傳ふ。

**礪波山** 北陸街道加賀越中の國境に聳ゆ、峰に不動明王を勸請しあるより、一に俱利伽羅峠とも



名づく、此山壽永二年五月二十一日木曾義仲火牛を以て平軍を夜襲し、之を南方の深谷に陥れたる有名なる古戰場なり、平氏本陣の主要地點は源氏ヶ峰及び猿馬場といひ、陥落の地は地獄谷又は馳込谷と稱す、其の後承久の役には官軍の仁科盛遠、宮崎定範が北條方、名越朝時を防ぎ、天正年間には前田佐々兩氏の對陣して相争ひたるも、此山なり、明治十一年、明治天皇御巡幸の際安樂寺より天田越を經竹橋に到る新道を改修せしより、礪波山は古道となれり、明治四十二年十月一日、先帝東宮として行啓の際、此地に御使御差遣のことあり、特に舊蹟を視察せしめ給ふ。

**礪波關址** 西礪波郡埴生村石坂新の南、七町許に關畠又關野谷内の名あり、之れ古代の關址なりと言傳ふ、この關は和銅六年に設けられ越の三關の一に數へられし有名なる舊蹟なり。

**城ヶ平山横穴群** 北陸線福岡驛の西北約一里に城ヶ平山あり、西礪波郡西五位村馬場と赤丸村舞谷とに屬し、山腹に五十有餘の横穴あり、其位置正しく數段に別れ、馬場のもものは南方に面し、舞谷のもものは東方に向ひり、往古の墓壇にて明治四十一年三月之を發見し、發掘品には人骨、刀、劍、玉、土器等なり。

**大岩日石寺石佛** 中新川郡大岩村大字大岩字京ヶ峯日石寺境内に在り、石佛は自然露出の凝灰岩の岩壁を削りて、高さ約十尺の不動明王座像を中尊とし、左に阿彌陀如來、右に羯羅童子、右に行基菩薩、制吒迦童子の五體を配し、牛肉彫に鑿刻せられ、其の手法の優秀なる他に多く類例を見ざる所にして、古來眼病を癒ゆる靈驗著しとて諸國士民の信仰厚く、前面に慶安四年の造營にかゝる三間三面の單層入母屋造の覆堂を建設し、寰境亦幽邃にして、昭和五年七月八日史蹟として、文部大臣より指定せられ、公益上必要已むを得ざる場合の外現狀の變更は勿論岩面を汚損し、又は濫に佛像の拓本を作る等の行爲を禁ぜられたり。

### 第三節 墓 碑

**常閑翁の碑** 富山市梅澤町日蓮宗の妙國寺境内に在り、天和三年備前國岡山の醫師萬代常閑富山に來り、藩主前田正甫に其の家傳の秘法反魂丹を調劑献上せり、正甫其の方劑の宜しきに感じ侍臣をして之が調製を傳習せしめたり、元祿三年正甫江戸に在り、一日幕府に登城中、某國主柳營中に於て急病を發し死に瀕せり、滿座の人狼狽してなす所を知らず、其の時正甫印籠の中より反魂丹を出し服用せしめたるに病立ところに平癒せり、列座の諸侯皆其の靈驗の著しきに驚き、當時封建時代にて各藩國境を閉し固く守りたるに拘らず、反魂丹を汎く諸國に販賣せしめんことを懇請せり、正甫之を諾し歸國の後藥種商松井屋源右衛門に其の藥法を授けて調製販賣せしめ、次で八重崎屋源六をして諸國に行商せしむ、是れ富山賣藥の濫觴にして、富山賣藥の名是れより大に廣まる常閑歸國の後病歿せしが、賣藥家相謀り其分骨を乞ひ得て妙國寺内に碑を築き之を築れり、明治廿三年に至り賣藥行商元祖八重崎屋源六の碑も同境内に建てられたり、尙同寺には常閑翁の木像及八重崎屋源六の木像を安置し、毎年五月五日常閑翁の祭典を執行し、賣藥家の參拜者夥しく大に賑ふ。

**孝子久右衛門の碑** 富山市俣指町古國府勝興寺通坊前に在り、久右衛門は俣指町の住人にし



て天資温良誠實幼時父を喪ひ五番町影現寺の住職了智に就きて教を受く長ずるに及び八尾町へ行商をなし寒暑を厭はず星を戴きて家を出て月を踏みて歸り取引上毫も信用を損することなく遠邇其正直を稱せざるはなし居常母に事へ孝養至らざるなく母若し疾患あるに遭へば側を離れず醫藥の事に苦心し身を以て神佛に祈願せり元祿十二年五月九日藩主前田正甫至孝を賞し久右衛門を町役所に召喚して米十石を與へ町役を免ぜられたり人皆其篤行に感じ子弟の模範とせり。

#### 南部三代の墓

富山藩の碩儒南部草壽養子南山其の長子景春の三代の墳墓にして富山市光嚴寺境内本堂の東方に在り南部草壽字は子壽古硯子と號し又陸沈軒と號す山城の人學徳高く殊に典故經濟に精通せり天和元年藩主前田正甫に聘せられ斯道の爲めに貢献する所多く富山藩教育の基礎を築き元祿元年十一月二日歿せり其の養子景衡は南山と號し木下順庵に學び本門十哲の一人なり博覽洽聞最も史學に長じ正徳三年三月七日歿せり長子景春幼にして穎悟詩及書畫を能くし享保二年四月二十四日歿せり景春に子なく南部氏遂に廢絶せり。

#### 黒川良安の碑

贈正五位黒川良安の誕生地たる中新川郡山加積村黒川の山地字舟谷に在り良安は和漢洋の學に精しく殊に醫學に通じ蘭方の大家を以て稱せられたり金澤藩主前田齊泰擢んじて侍醫となし又壯猶館の教官となし初めて種痘術を施す等功績大に稱すべきものありたり又金澤病院及び醫學館を設け斯道の爲めに努力する所尠からず明治廿三年七月七十四才の高齡を以て逝去せり建碑は中新川郡教育會の發企にして永く其遺徳を旌表し以て地方文化に資せしめんとするものなり。

#### 加藤謙二郎の碑

贈從五位加藤謙二郎は下新川郡泊町の人にして夙に勤王の志篤く安政年間京都に出て梅田雲濱頼三樹三郎等と深交あり苦心慘澹勤王の大義を唱へ其の大和十津川郷に在りし時窃に加賀の藩論を一定し薩長と併立して正政復古の大業を成さんと企てしが當時の急進派は此の企を以て加賀藩の佐幕に與する詐謀なりと誣ひ謙二郎は憤懣の餘遂に自殺せり先年下新川郡教育會並に泊町民相謀り伊東邸内行在所址の傍に記念碑を建設せり。

#### 宮崎定範の碑

贈正五位宮崎定範は宮崎城主にして承久の亂義旗を揚げ蒲原の嶮を扼して北條の軍に當り勇戦奮闘大に敵の銳鋒を挫けり然れども衆寡遂に敵せず礪波山に於て戦死するに至れり大正十年下新川郡教育會並に宮崎村の人々相謀り同村鎮守鹿島神社の境内に碑を樹て長へに雄魂を此地に鎮むるに至れり。

#### 青木六本松

下新川郡入善町の南西二十餘町同郡青木村の國道筋に在り高さ七八十尺根際大小六幹に分かれたる一老松なり是れ義僧信藏正秀の首塚にして文錄元年本願寺十一代の法主顯如の遷化して教如其後を嗣げり同三年教如豊臣秀吉の旨を承けて住職を季弟准如に譲り退隱するに及び末寺の僧徒之を憚ばざるもの多く相率るて教如に歸せり秀吉大に怒り遂に教如を幽閉し併せて其徒を懲らしめたり此時小摺戸村淨慶寺の僧信藏生地町専念寺の僧正秀相謀りて全國の同志を糾合し教如を救ひ住職を復さんと企てしが事露はれて信藏正秀共に斬に處せられ國府勝興寺に梟せられたり信徒某夜陰に乗じて其の首を取り歸り此地に埋めて稚松一株を植えしもの即ち此六本松なり今は傍に碑を建て其の顛末を録せり碑は明治四十年文學博士南條文雄の



撰にかゝる。

### 長岡廟所

吳羽山の北端婦負郡長岡山にあり、舊富山藩主前田氏歴世の墓地にして、眺望絶佳老松古杉鬱々として、幽邃閑雅の地なり、廟の門前には苔むす花崗石の燈籠約六百餘並列し、毎歳八月八日に祭典を擧げらる、同夜は六百餘の献燈悉く火を點し、頗る美觀を呈し、舊藩士の参拜者頗る多し、廟側に眞國寺あり、明治三年其の接續地に富山市民の墓地を設く、又明治四十一年に至り、其の西方の地をトし陸軍墓地を置き、更に其の西方に富山市民の共同墓地をも置くに至れり。

### 羽根山古墳

富山市の西二里半を隔つる婦負郡古里村に羽根山あり、即ち長澤各願寺後方の山にして、この山上には地方稀に見る二個の前方後圓型古墳あり、王塚及勅使塚と云ひ居れり、殊に王塚は完備せる前方後圓式大古墳にして、塚の主軸の長さ三十四間、前方部幅十間、高さ十尺、後圓部墓底部にて直徑二十間、上端部直徑五間あり、後圓部の高さ三間半、外滄を繞らせる形跡あり、勅使塚の大きさも王塚と殆ど同一のものにして、かゝる規模雄大なる古墳は縣下稀に見る所なり。

### 孝子六兵衛碑

高岡市内片原横町無影坂に在り、六兵衛家貧しく幼時父と兄とを喪ひ、長じて晝夜の別なく人に雇はれ母を養ひしが、母は非常に酒を嗜み醉へば狂氣の如く街上に罵るを常とす、六兵衛之を尾行し徐に之を諫めて家に伴ひ毫も倦まざる事、上に聞えて町奉行より丁銀五貫文を與へ、藩また扶持を賜ふて之を賞せり、六兵衛寛政元年三十五才にて母に先ちて死せり、文化六年富田徳風之を後世に傳へんとて碑を建て、明治三十六年松田三知等頌孝會を興し、年々祭禮を行ひ後また碑を再修せり。

### 前田利長の墓

高岡市下關に在る本邦稀有の大墓碑なり、利長は加賀藩第二世の主にして、慶長十九年五月廿日高岡城にて薨去し此地に葬られしが、三代利常、正保年中之を築造せり、規模宏大加賀戸室山の石を切り出し、八間四方の壇を造りて、長一丈二尺一寸、幅三尺二寸の墓碑を其上に建てたるものなり、塋域一万坪、井然たる石柵を以て墓石を圍み、池を環らし、石橋を架け、橋外には數基の大石燈籠をならべ、瑞龍寺を以て墓を守らしむ。

### 藤井右門の碑

射水郡小杉町に在り、右門は勤王を以て顯はる、名は直明、幼名を吉太郎と稱す、享保五年小杉町に生る、父又左衛門は赤穂藩の遺臣にして故あり、富山に來り後ち小杉町に住す、右門長ずるに及び武内式部山縣大貳等と共に國事に奔走す、明和三月事破れて翌四年八月廿一日鈴ヶ森に梟せられしが、明治廿四年十二月特に正四位を贈られたり、同四十二年先帝東宮として北陸行啓の際特に碑前に御使を御差遣あらせらる。

### 三十三塚

射水郡黒河村大字塚越より大字黒河新に亘り五、六間乃至十間を隔て、三十三の古墳駢ひ立ち、其の一に方三間、高さ六尺計りの土を盛り石碑を建つ、是れ豊臣秀吉、佐々成政を討ちしとき、前田氏の臣、原元次の獲たる首を埋めし塚なりと傳ふ、又この邊、橋下條村には十三塚と稱するものあり。

### 恒性皇子御墓

射水郡二塚村二塚に在り、恒性皇子は後醍醐天皇の皇子にして、京都嵯峨の大覺寺門跡にあらせられしが、元弘二年北條高時の爲に越中に遷され給ひしより世に越中の宮と稱し奉れり、諸國勤王の軍起るに及び、越中守護名越時有之を弑し、尊骸を此地に葬り奉りしは實に元



弘三年二月十九日のことなり、爾來土人靈地として大に崇敬せしが、年月を経るに従ひ全く荒廢に歸するに至れり、明治四十五年一月二十九日宮内省其の御墓地たることを指定し大に修理を加へられ大正四年七月奉告祭行はれたり。

**一里塚** 大門町より東約一里、射水郡大島村本開發に於ける國道線南側の田面に方約五坪の小高き土地ありて、一本の老杉之に茂る、之は往時の一里塚の一なりと云ふ。

**齊藤彌九郎の碑** 氷見郡佛生寺村の人劍道の大家を以て知らる、王政維新の際大義を重んじ志士の間に尊敬せらる、明治四十年五月廿七日特に從四位を贈らる、今は同村鎮守社内に記念碑を建て遐邇の崇敬深く參拜者多し。

**櫻谷古墳群** 氷見郡雨晴驛の北方十二町、太田村櫻谷地内に長さ三十四間、後圓部の高さ三間の前方後圓式大古墳と直徑二十間餘の圓塚あり、此二個の大古墳の附近に小形の古墳も存在せるが、現今に至るまで時々石槨石棺、刀劍、土器人骨等を發掘せしことあり、大正七年九月には諏訪神社の古杉の根元より、内行花紋鏡一面、碧玉の管玉十二個を發掘せり、大正十年八月には大古墳北側の桑畑より、金環三個、小玉十七個、金屬破片、素燒土器等を發掘せり、現今の地形と以上の事實より考ふるにこの附近は一種の古墳群と見ることを得べきも、この大古墳の如きは位置形狀等より考ふるに、特に高貴なる方の古墳なるが如く肯かる。

**朝日貝塚** 大正七年國泰寺別院誓度寺を建立の際發見されたるものにして、氷見郡氷見町朝日字馬場の丘陵脚部にあり、先住民族の貝塚にして、土器石器等を出す、積層三尺許にして地表及び

附近には土師質土器片の散在せるを見る、特に此地より先住民使用の完備せる爐を發見されたる事は斯界の珍とせらるゝ所なり、大正十一年三月八日史蹟に指定せらる。

**大伴家持銅碑** 家持は大納言大伴旅人の子にして、天平年中從五位に叙せられ、越中守となり累進して延暦三年持節征東將軍に至り、從三位に叙せられたり、和歌に長じ萬葉集二十卷は其の見聞に従つて記し置けるものなり、天平十八年閏七月越中國守に任ぜられ、天平勝寶三年七月少納言に遷任せらるゝまで滿五ヶ年越中國府にありき、明治卅三年十一月家持の千百年祭を執行するに當り氷見郡布勢圓山山上の社前に家持の銅碑の建立せり、碑文は文學博士重野安釋の撰にして、題字は小松宮彰仁親王殿下の御染筆なり。

**御陵山** 西礪波郡西野尻村安居寺境内に御陵山と云ふ所あり、南朝長慶天皇の御陵と稱し、天授四年天皇御即位の後當寺に玉趾を駐めさせ給ひし處なりと稱す、寺記には明德二年三月十八日崩御あらせられ此所に葬り奉りたりと記しあり。

**巴塚墓塚** 西礪波郡植生村關野谷内に在り、同型の塚道を挾みて相並ひ上に巨松あり、巴は義仲敗亡の後越中福光に來り九十一才まで生存せりと傳ふ、葵も義仲の妾にして礪波山に戰死せしものと傳へらる、この邊は礪波關に近き所なり。

**宮永良藏之碑** 西礪波郡西野尻村下川崎にあり、良藏幼にして孤となり、弱冠京都に出て、醫を修め、業成り術を施し、死を起し生を回し、其の聲譽汎く都下に喧傳せらる、幕末の際偏に國家の病を治せしめんと勤王の匙を執り國事に奔走し、幕吏に捕はれ囹圄の身となり、迫害交々至りしが巍然

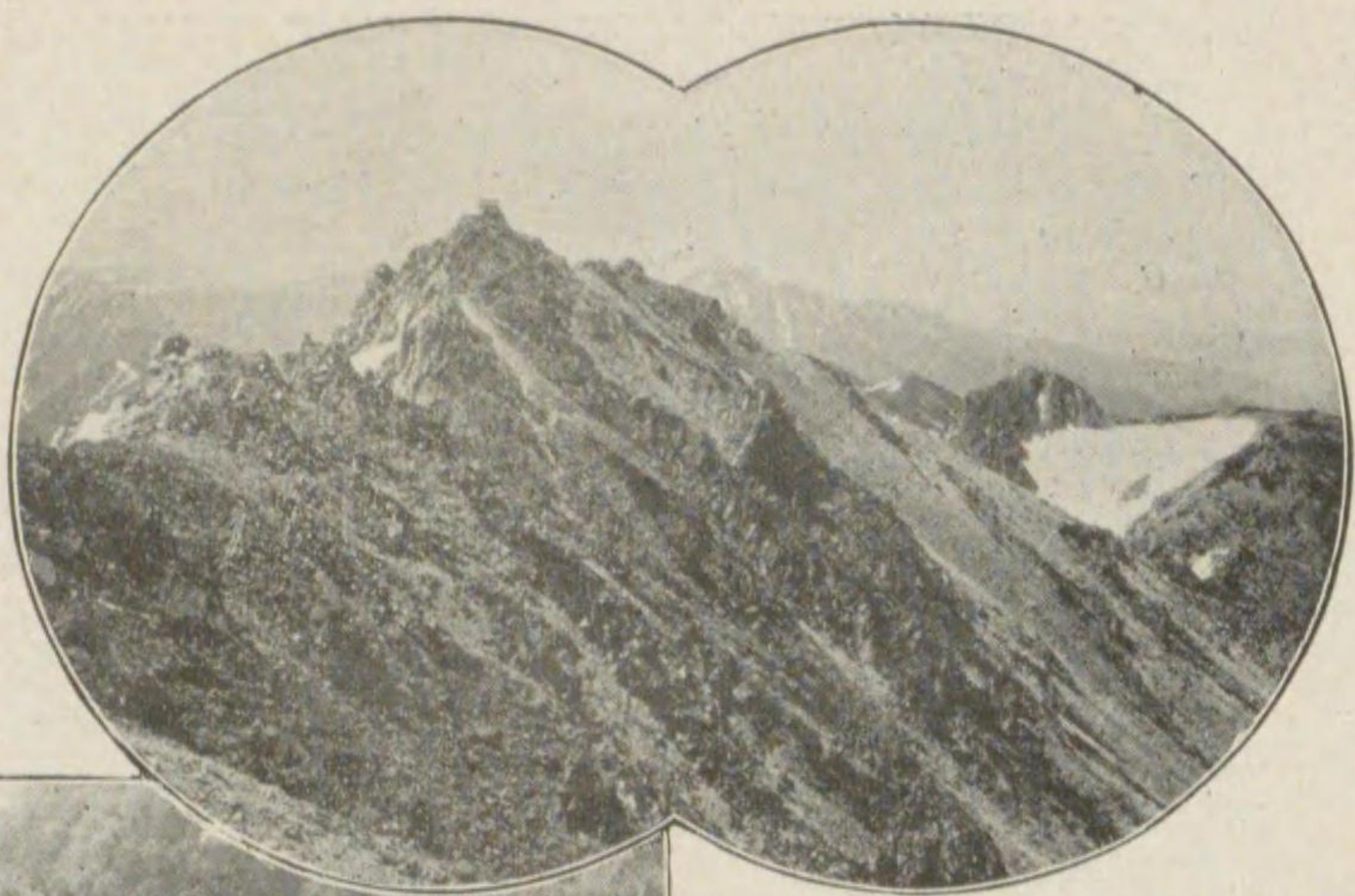


として大節を持し口を噤じ同志の名を洩さざるにより、鞭箠連下肉爛れ骨砕け氣息奄々たるに及びて纔に釋され家に歸り終に斃る、享年三十五、明治に至り勅して靖國神社に祀られ又從五位を贈らる、大正七年十月西野尻村教育會、碑を其の舊居に建て其の精神を傳へ後昆を戒む。

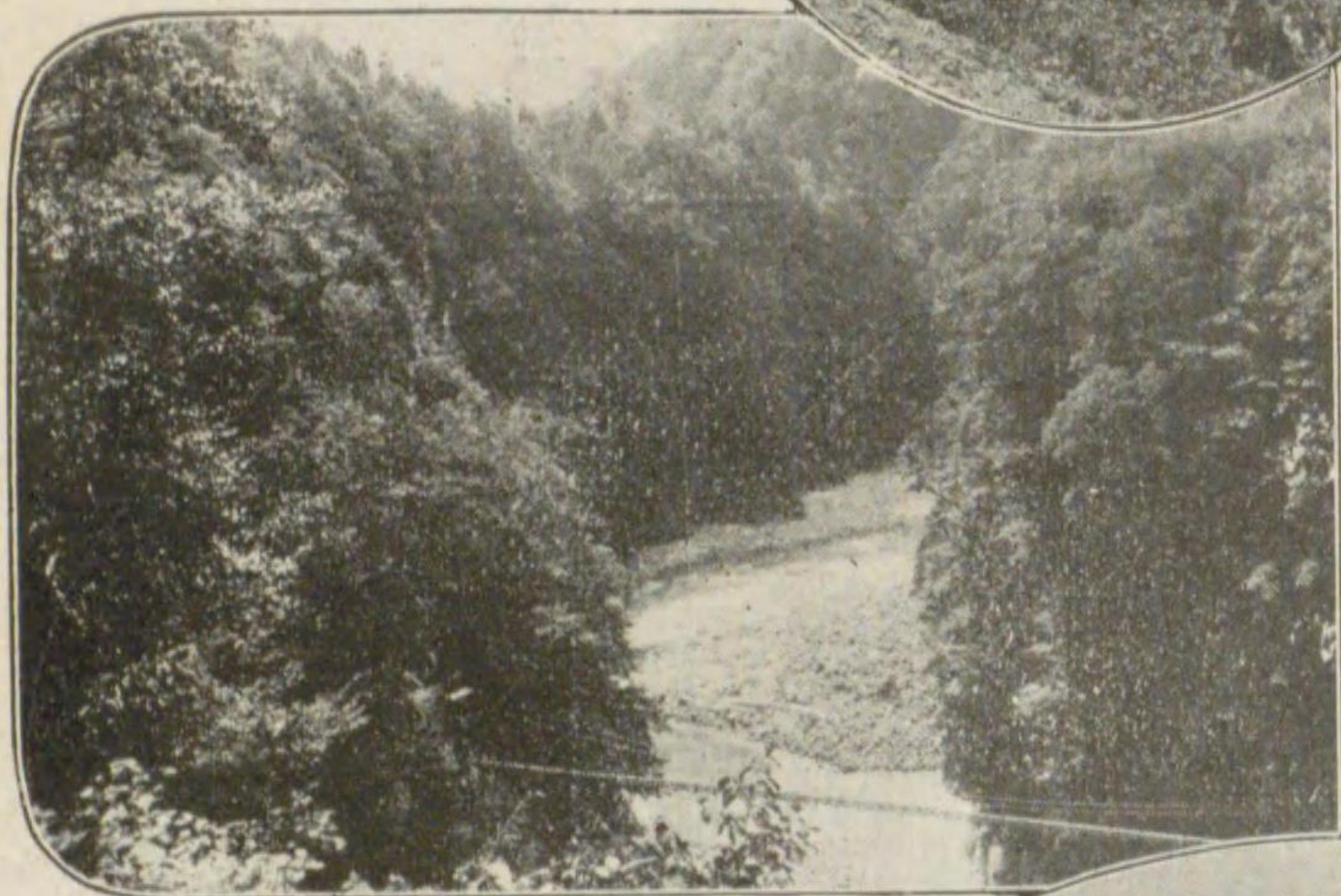
**稚兒塚** 中新川郡寺田村浦田に在り、塚は平地に築かれたる圓型古墳にして、封土の高さ四間、直徑下底に於て二十六間あり、封土の全表面は葺石を以て裝飾的に覆はれ他に類例稀なるものとす、古墳の頂上に一大老杉あり、樹下に蛭子神を祀れる小祠あり。

### 第四節 名勝

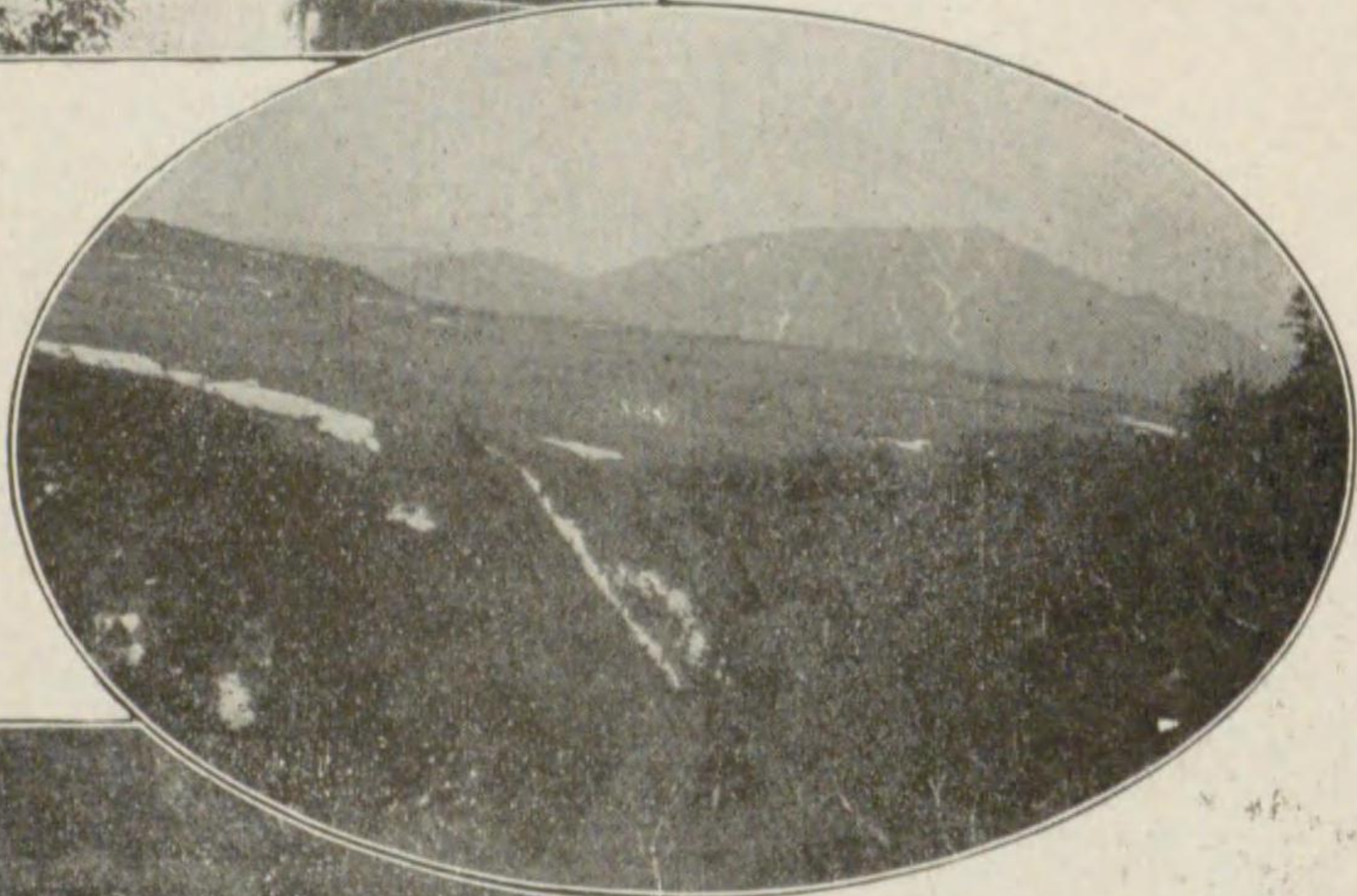
**立山** 本邦二十五勝の一として推されたる立山は、越中國の東南隅にある一大山彙にして中新川郡に屬す、古來富士白山と共に日本の三靈山と稱せらる、名山なり、雄山、別山、淨土山等俗に七十二峯と稱し、今は國立公園の有力なる候補地たり、富山市の郊外に立ちて之を望む時、南に藥師岳の雄峰を控へ、北に劍嶽の峻銳を待らし、夏尙寒き殘雪に装はれ、居然として越中の平野を下瞰せる、颯爽たる雄姿は、實に日本アルプス中の偉觀なり、其の主峰雄山の頂上には縣社雄山神社を祀る、海拔實に二、九九二米、全山片麻花崗岩より成り、其西側一帶は室堂附近より鏡石、彌陀ヶ原等火山噴出にかゝる熔岩臺地の高原なり、南方佐良峠を隔て、五色ヶ原の高原も亦熔岩臺地にして、其の間に豊富なる高山植物の五色陸離として咲亂る、様は、眞に雲上の禁苑とも稱すべし、雄山頂上に於ける展望の壯觀に至りては、世既に定評あり、蓋し本邦諸高嶺中其比を見ず、前面近く黒部の深谷を隔



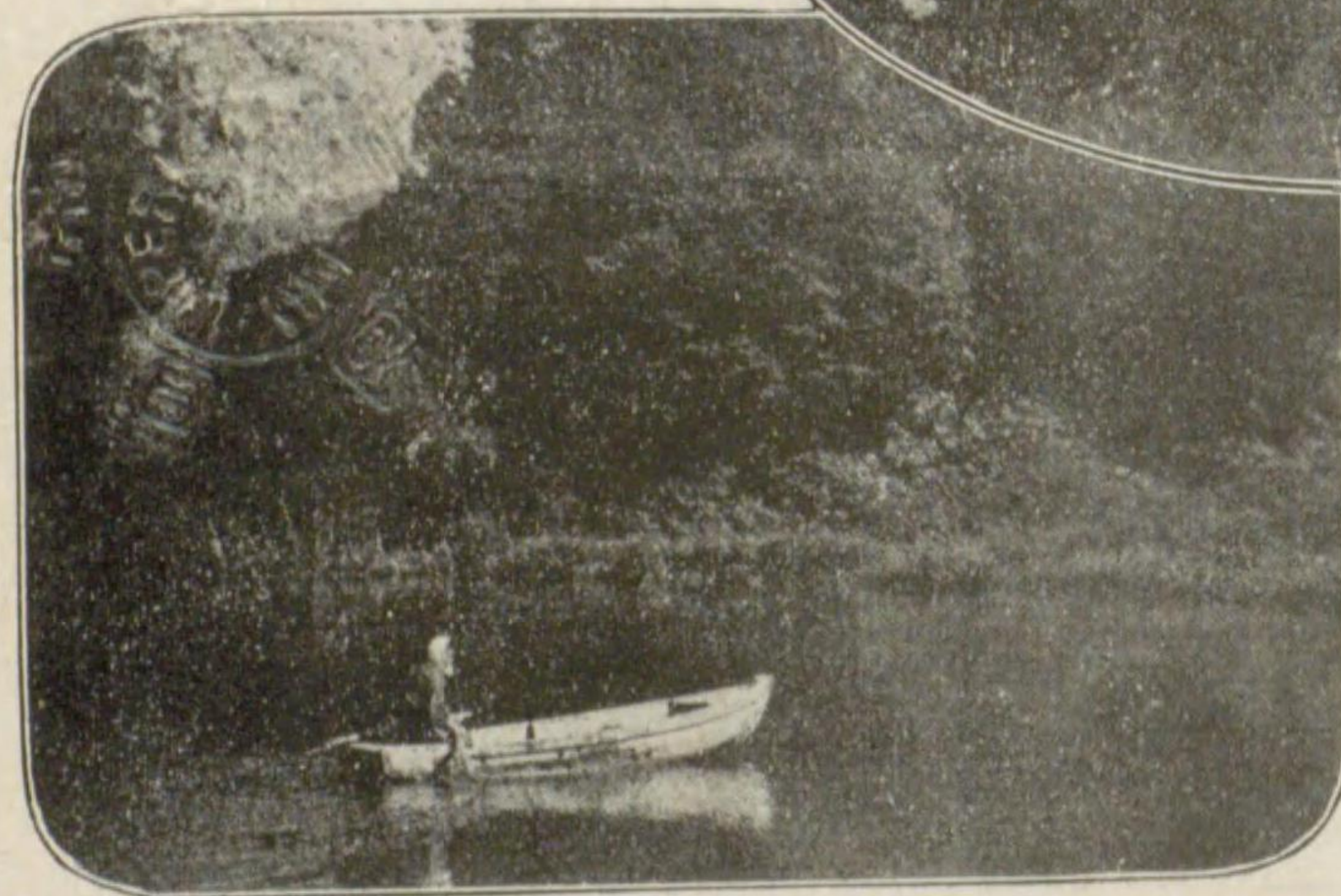
立山(頂上ニアルハ雄山神社)



黒部峽谷釣橋



立山彌陀ヶ原



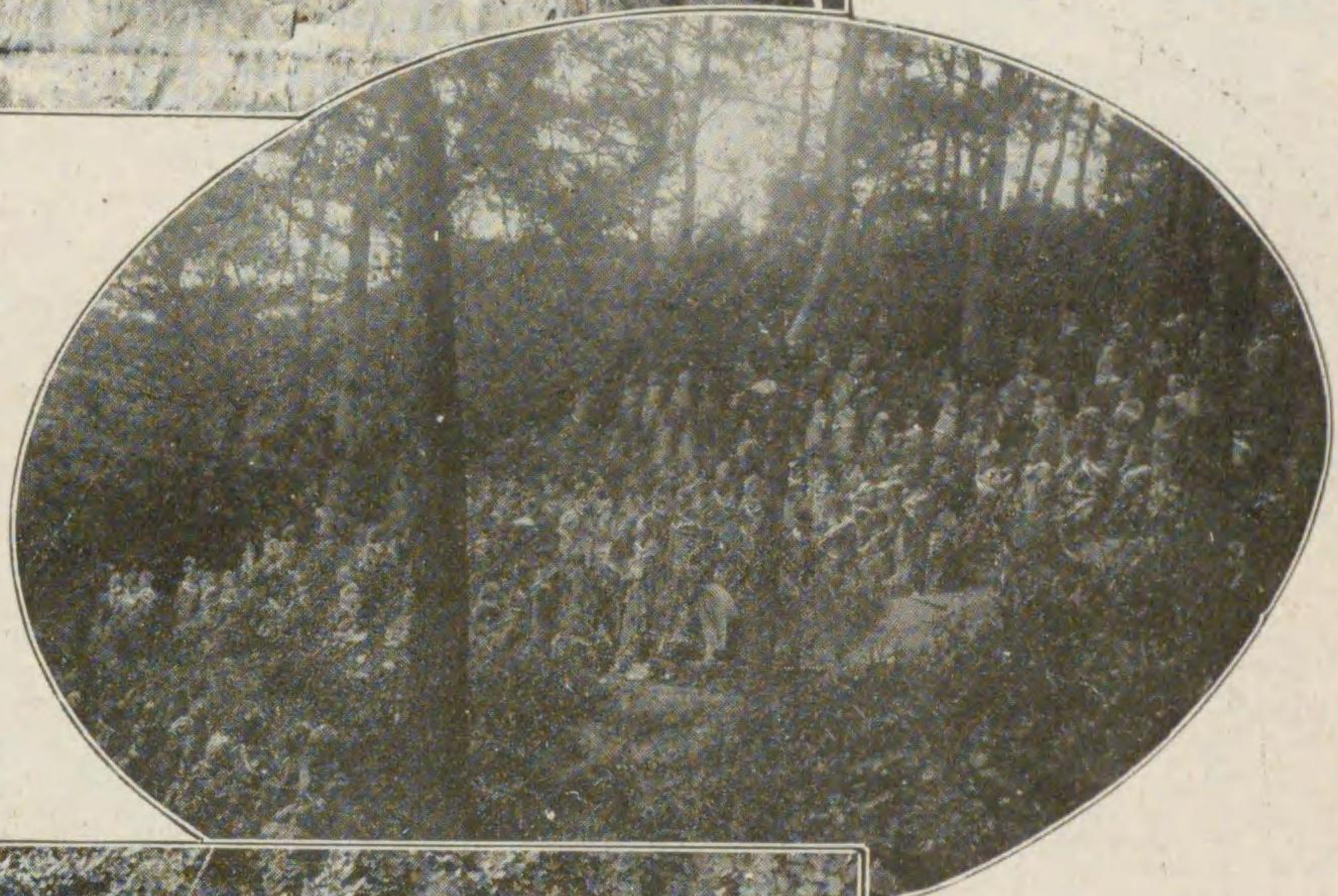
立山温泉附近鱒池



大岩山日石寺不動明王



富山櫻谷五百羅漢



水見上日寺の公孫樹



て、白馬山脈の連嶺あり、尙東北の空遠く眺むる時、雲煙漂渺の間に、日光の諸山より北信の妙高戸隠、淺間等を望み、更に南方遠く黒部溪谷の窮まる處、峻鋭眼を突くが如き南信の槍ヶ岳並に穂高岳あり、更に南東の空高く雲海を抽んずる八ヶ岳、白根山等連りて、其間に富士の偉容を望む、又南西には飛驒の笠ヶ岳より近く、樂師岳の雄姿あり、其の背後に遠く白山を望む、北方一帯は中越の平野を越えて、近く富山灣の大觀を擅にすることを得、又山中至る處に高山植物のお花畠あり、雷鳥其の間に彷徨するを見る。

大正八年七月、東久邇宮稔彦王殿下御登山あり、同十年七月、朝香宮鳩彦王殿下、信州大町より針ノ木峠を経て五色ヶ原より立山劍岳に御登攀あり、同十三年五月、秩父宮雍仁親王殿下の雪中御登山あり、同年十一月、畏くも攝政宮殿下北陸に於ける陸軍特別大演習御統監の折、礪波山埴生蓮沼の御野立所より、立山連峰の大觀を御感賞あらせられ、翌十四年一月の新年歌御會に於て、たて山の空に聳ゆるを、しさに

ならへとそ思ふみよのすかたも

の御歌を拜し奉りたる事は、千古に亘り愈々立山の光彩を添ふるを覺ゆ。

### 立山連峯登山日程竝経路

第一案 富山市又は滑川驛を起點として

イ、立山劍岳方面行

第十七章 舊蹟、名勝及天然記念物



一、富山市起點

【一日】 省線富山驛下車富山驛南富山驛間は市内電車又は乗合自動車に依る縣營鐵道南富山驛乗車千垣驛下車此間十二哩、芦峯寺を経て藤橋着泊又は更に進みて稱名新道或は立山本道材木坂を経て弘法小屋着泊行程千垣より藤橋約二里弘法小屋稱名瀧經由約五里材木坂經由約五里半。

二、滑川驛起點

【一日】 滑川驛下車立山鐵道に乗換へ、岩峯寺驛立山驛にて縣營鐵道に移り千垣驛下車芦峯寺を経て藤橋着泊又は稱名新道或は立山本道材木坂を経て弘法小屋着泊。

【二日】 藤橋又は弘法小屋發追分獅子ヶ鼻を経て室堂着泊行程藤橋稱名瀧經由約六里材木坂經由約六里半弘法小屋より約三里。

【三日】 室堂發別山乗越より尾根を北走し劍岳頂上往復別山乗越着泊行程約三里半。

【四日】 別山乗越發尾根傳ひに大汝より立山頂上雄山神社參拜淨土山より佐良峠を経て立山温泉着泊約五里半。

【五日】 立山温泉發藤橋を経て千垣驛乗車省線富山驛又は滑川驛に連絡す行程千垣迄約五里半。

ロ、立山五色ヶ原行

【一日】【二日】 (イ)により室堂着泊二日は途中地獄谷を巡る。

【三日】 室堂發立山頂上に登り淨土山龍王佐良峠を経て五色ヶ原五色小屋着泊行程約四里又は五色ヶ原を巡り立山温泉着泊行程約五里半。

【四日】 五色ヶ原又は立山温泉發藤橋を経て千垣驛着乗車省線富山驛又は滑川驛に連絡行程五色ヶ原より千垣迄約八里。

ハ、立山三山巡り(脚力強健者二日行程)

【一日】 富山市又は滑川驛發縣營鐵道に依り千垣驛下車縣營鐵道は南富山初發列車にて立山本道材木坂彌陀ヶ原姥石鏡石を経て室堂着泊行程約八里。

【二日】 室堂發淨土山一ノ越を経て立山頂上雄山神社參拜地獄谷に下り獅子ヶ鼻より彌陀ヶ原を経て稱名新道を下り稱名瀧を探險藤橋を経て千垣驛着乗車富山市又は滑川驛着行程千垣迄約十里半。

ニ、立山行 婦人、小學校生徒其の他一般登山者

【一日】 南富山驛又は滑川驛發縣營鐵道に依り千垣驛下車芦峯寺を経て藤橋着泊行程約二里。

【二日】 藤橋發立山本道材木坂彌陀ヶ原獅子ヶ鼻を経て室堂着泊行程約六里半。

【三日】 室堂發立山頂上に登り下山途中地獄谷を巡り姥石松尾峠を経て立山温泉着泊行程約六里。

【四日】 立山温泉發藤橋を経て千垣驛着乗車富山市又は滑川驛に連絡行程千垣迄約五里半



ホ、稱名瀧探勝一日行程

南富山驛發千垣驛下車、縣營電車約五十分、芦峯寺藤橋を経て稱名瀧に至る行程往復約八里  
所要時間九時間。

ヘ、立山藥師岳行

【一日】【二日】【三日】(イ、ロ)の經路に依る。

【四日】 五色ヶ原發、越中澤を経てスゴ乗越着泊行程約三里。

【五日】 スゴ乗越發、藥師岳頂上を極め、太郎平を経て有峰着泊行程約五里半。

【六日】 有峰發、鉢伏山を越え又は和田川を下り、千垣驛乗車、省線富山驛又は滑川驛に連絡、行程千垣迄約六里、又は大多和峠、土茂住を経て猪谷驛、飛越線乗車富山驛連絡行程猪谷迄約八里。

### 第二案 立山から黒部へ(室堂起點として)

イ、立山黒部峽谷行

【一日】 室堂發、淨土山、一の越を経て立山頂上雄山神社參拜尾根を大汝より別山に廻り別山乗越着泊行程約二里半。

【二日】 別山乗越發、尾根傳ひに劍岳頂上に登り長次郎驛より劍澤に下り、池ノ平着泊行程約四里。

【三日】 池ノ平發、小黑部に下るか又は尾根傳ひに猿飛を経て鐘釣温泉着泊行程小黑部迄約

五里半十一時間、尾根傳ひ約六里十三時間。

【四日】 鐘釣温泉發、宇奈月迄工事専用軌道に便乗、宇奈月より黒部鐵道に乗車、省線三日市驛に連絡約二時間。

### 第三案 立山から大町へ

【一日】 室堂發、立山頂上に登り、淨土山龍王を経て五色ヶ原着泊行程約四里、或は五色ヶ原を経て平ノ小屋着泊行程約六里。

【二日】 五色ヶ原又は平ノ小屋發、針ノ木峠を経て大澤小屋着泊行程五色ヶ原より約五里半、平ノ小屋より約三里。

【三日】 大澤小屋發、大町着泊行程約五里。

以上の行程日時は總て穩和な好晴の日を標準として概數を示せるものにして實際の日程を定めるには天候の都合に依り幾分の餘裕を見積らざるべからず。

### 黒部峽谷

本邦二十五勝の一として推薦せられたる奇勝の地なり、東に白馬の連嶺を負ひ、西に立山の連峰を抱き、南は飛、信越の國境の三俣岳より起りて、北は愛本の地に至るまで山又山の間に發育せる黒部川によりて形成せられたる藥研の如き一大縦谷なり、南北約二十里、東西六里許、立山白馬兩山脈の間年中消ゆることなき萬年雪の下に産聲を擧げて流れ合ふ八千八谷の諸溪流は宛ら是瀑布の連続と見るべく、其の豪宕なる水態に於て將に本邦河川美中の白眉と稱せらる、それが次第に集りて片麻花崗岩の山脚を穿ち、岩に唸り石に激し、流れ流れて愛本に出で、始めて平原の



空氣に觸る、其の間古來黒部奥山を以て呼はれたる人跡未踏の地多く、至る處懸崖高く聳え、斷崖深く迫り、頂上には白雲搖曳し、豁底霧深き處奔流激越して、全山爲に鳴動するを覺ゆ、就中黒薙後曳鐘釣附近並に猿飛あたり、夙に絶勝を以て稱せらる、更に上流奥鐘の岩壁並に仕合谷、東谷十字峽あたりより、下廊下並に神仙峽のあたりの奇抜なる山容と、豪宕なる水態とは、黒部獨特の景致にして、海内他に其の類例を見ざるべく、眞に本邦唯一の神秘境とす、全山黒部國有林に屬し、潤葉、針葉の樹木交錯して、古來斧鉞の及ばざる處、女林多し、其の樹勢雲影自ら超凡的にして、下行く白水と相映發する光景は、到底他に其の比類を見るを得ず、黒部國有林の林道と、日本電力の歩道とは、今や殆ど全峽谷を縦貫するの概あり、其の間温泉至る處に湧き、初夏新緑の候より、満山錦を綴る晩秋に至るまで、遊覽客の跡を絶たず、洵に本峽谷は國家的名勝地として、永久に保護すべき幽境なり、先年史蹟名勝天然記念物調査會考査員國府種徳の親しく實地踏査せられたるあり、又昭和三年十月久邇官邦彦王同妃倪子兩殿下の御入峽ありて、鐘釣附近の絶勝紅葉を賞でさせられ、此の地を錦繡關と名づけさせ給ひしより、本峽谷の名愈々高きを加ふるに至れり、本流は愛本に至り、稍西北に傾き、飯野村椿の村境をなして海に注ぐ、其の間多くの支流を分派せるに由りて、古來四十八瀬の稱あり、下新川郡の中央部並に黒東方面に於て、郡内平地の大部分は本流の灌漑に依る、水極めて清冽なるを以て、本川に産する鮭は古來夙に美味を以て稱せらる。

**笹津橋** 富山鐵道の終點、上新川郡大澤野村、笹津、飛驒街道中神通川に架したる吊橋なり、兩岸は奇巖峭立し、橋下は奔湍白雪を飛ばし、風景絶佳の地なり、是より上流數里の間溯上するに従ひ水愈

々清く、山愈々青く、風景一步毎に秀麗を加ふ、晩秋の候、滿山の樹々悉く紅葉し、其間に點々常盤木の翠綠を交へ、恰かも一大彩氈を展べたるが如く、其の美觀言ふべからざるものあり、此橋は元、渡船なりしも、明治二十六年創めて橋梁となりしものにして、現橋は大正元年の架設にかゝるものなり、風景絶佳の勝地にして、附近には春日鑛泉、紅葉園、遊園地、八木山の瀧等ありて、遊覽客頗る多し。

**五色ヶ原** 佐良峠より南に尾根を辿ること七八町にして達す、此地湯川谷方面の舊立山噴火口よりの噴出にかゝる熔岩臺地にして、高距約八千尺の一大高原なり、一帯の偃松と殘雪の間を占めて咲き匂ふ高山植物の五色陸離たる光景は、宛然花毛氈を敷き詰めたるが如くにして、眞に雲上の禁苑たるを失はず、此地展望の雄大と高山植物の艶麗なるを以て夙に日本北アルプス中の樂園と稱せられ、大阪毎日新聞社の建設にかゝる二階建の所謂五色小屋の建設ありて、夏季の來遊者甚だ多し、立山温泉より約二里、立山室堂より淨土山を越え、約二里半にして達す。

**更々越** 大鷲山の附近、小鷲山より立山山脈を越え、黒部川の縦谷を横斷し、針木峠を登り、岐阜縣北安曇郡仁科へ出づる坂路あり、更々越と云ふ、一に皿峠越とも稱し、無雙の絶嶮なり、天正十二年十二月、佐々成政深雪を侵して更々越を踏え、濱松に至りて援を徳川家康に求む、爾後更々越の名頓に著る。

**地獄谷** 古來諸種の文藝題材にあらはれて立山に登らば死したる人に再會するを得と稱せられしは、實に地獄谷の形相に、基くものなり、地獄谷は中新川郡立山村室堂の北方約十町の深谷にあり、周圍凡そ十五町に及ぶ、滿目荒涼たる間に、大小無數の硫汽孔、噴汽孔等ありて、噴煙濛々たるもの



あり、或は泥流を沸かすもの、熱泉を迸らすもの等ありて、硫氣自ら鼻を衝き、風物悽愴を極め、鬼哭啾々たるものあり、附近の山地は生物悉く枯れ一青を目にすることを得ず。

**美久里ヶ池** 室堂より地獄谷に至る小逕の西側に在り、周囲約七八町内壁急に深く偃松等一面に之を覆ひ、其間に残雪頻れ懸り、直ちに池心に突出せり、水は紺青色を呈し、古來種々の傳説を有す、蓋し舊爆裂火口の遺跡湖なるべし。

**稱名瀧** 稱名川の上流、藤橋より約二里の地に在り、往昔立山温泉方面より押寄せたる熔岩流の早乙女岳の麓に至り、急崖をなせる間に懸る、直下實に千三百五十尺、上半ば三段をなし、下半は一枚岩壁の間を直下して直ちに瀧壺に注ぐ、壯觀言語に絶す、傍に榛の木瀧あり、又一賞の價値あり、此地に到るには藤橋より稱名川の右岸を溯り、七姫平、人津谷、雜穀谷を過ぎ、對岸に見ゆる惡城の壁と稱する大岩壁を眺めつゝ行くこと約二里にして達す、今は此附近より急崖を攀ぢて鍋冠り杉附近に達する間道を開きたるを以て立山登山者に便利とす。

**常樂園** 中新川郡大岩山より西に一山を越えて東谷村谷口に至る間、約卅町の山路は景勝の地にて、之を總稱し常樂園と云ふ、高低起伏せる山坡の間を開き、道路を通せるものにして、地形の變化に富み、到る處其面目新なるものあり、初春殘雪の間に咲き匂ふ椿、辛夷、山櫻、其他の芳草あり、初夏の新緑、晚秋の霜葉等、四季風光の佳なることは夙に世人に知らる、就中其最高處、雲郷臺は四周の展望最も良く、西は白山、俱利伽羅二上の諸山より、東南一帶の立山連峰を仰ぎ、北は中新川郡の平野を越えて、富山灣を一眸中に收め、遙に翠波の間に能登半島を望む、蓋し郡内有數の勝地なり。

**岩室ノ瀧**

中新川郡東谷村字孔子場に在り、東谷川の上流にして、火山質岩石の急に兩側より相迫りて、一大岩窟をなせる間に、一大瀑布の懸れるものにて、其下流僅かに侵蝕によりて一縷の溪流を披く、直下すること五丈、鞆轆兩崖を撼かして、壯絶警ふるに、言葉なし、一度此地に遊ぶときは、夏尙寒氣を感ず、今は本村青年により、大瀧壺までの道途を修理し、橋梁を架設せり、殊に近年此附近一帶の山地に數百本の吉野櫻を移植せるを以て、數年の後花時の眺望亦想ふべし。

**越湖の濱**

下新川郡生地町の東北に在りて、村椿領に屬す、海濱一帶は廣漠たる砂濱にして、青松其の間に點綴し、風光明媚の地なるを以て、大運動場遊覽地として夙に知らる、又生地臺場は越湖濱の中字眞鼻に在り、嘉永三年加賀藩主が幕府の命によりて臺場を此地に築き、元治元年更に之を修築せり、幅七間、長さ八十間餘なりしが、今は大半頽れたるも、亦以て當時を回想するに足るものあり、當時兵士の調練場として、此越湖濱使用せられたり。

**鯛網**

下新川郡魚津海濱一帶は古來信濃の濱の稱あり、煙波杳靄の裡、遙に對岸の翠巒を望み、爛光水色頗る景致に富める勝地なり、此地鯛の名産地として、夙に名あり、五六月を其盛時とす、漁期中は一日午前午後の二回に網を曳き、一回よく數千の鯛を漁ることあり、其曳網の岸に近づくと、群鯛は潑刺として日光に映じ、金色燦然、其美觀警ふるに物なし、されば毎年漁期に至れば、鯛網を見んとて各地より來遊するもの甚だ多し。

**蜃氣樓**

下新川郡漁津浦の蜃氣樓は、夙に世に顯れ、魚津町と言へば直に蜃氣樓を聯想せしむ、こは中新川郡滑川、下新川郡石田生地等にありても、等しく望見し得るも、古來魚津浦の蜃氣樓は最も



有名なり、春夏の節、天候穩にして風風き氣温急に上昇する頃、遠く岩瀬方面より伏木水見方面にかけ、或は對岸一帶の海面より遙かに能登方面にかけ、更に生地の中合附近に至るまで殆んど海上全面に亘り水面間近くこれが出現を見るを常とす、是れ主として對岸なる濱黒崎東岩瀬方面なる松並木若くは其の他の地物の對映するものにして、或は橋梁の如く、或は電柱の併列せるが如く、忽ちにして明滅し、或は長大に、或は短縮し、變幻出沒の妙を極む、而かも一にこれ其の天候に因るを以て殆んど之を豫知すること能はず、本邦中稀に現出するものあるを聞くと雖、わが魚津浦の如き屢々之を見ることを得るは實に天下の奇觀にして、他に多く其の比を見ず。

**愛本橋** 黒部峽谷の關門、下新川郡愛本の地に於て黒部川に架したる奇橋なり、兩岸相迫れる所長さ三十五間餘の地峽を繋ぐ、寛文二年加賀松雲公前田綱紀の創設せる處にして、所謂勿橋の型式なりしが、近年改築に際して全然規模を改め、鐵橋を架設するに至れり、兩岨の奇巖は激越する溪流と相映じて、其の奇勝は夙に世人に稱せられ、千古の翠を誇る兩岸の積翠は保安林として永久に保護せらる。

**園家砂丘** 下新川郡飯野村新濱に在り、黒部川右岸河口の砂丘より成る二〇米許の丘陵にして、全丘白砂より成り、大小の松樹之を覆ふ附近には池沼あり、海上河口の眺望よく、東南一帶日本北アルプスの雄大なる展望を縦にするを得べき最も形勝の地なり、特に春季は松露の名所として夙に知らる、附近飯野村新濱説教所、蒲田榮性庭前に老櫻一株あり、根際周圍七尺二寸五分、地上一尺にして双幹に岐る、幹枝擴張して東西九間、南北八間に及び、其の周圍實に二十七間に亘る、芳香馥郁、全

枝花を以て覆はれ、眞に美觀を極む、蓋し此種の櫻にして斯くの如き長大なる發育をなせるもの他に比類なかるべし。

**北代の梅林** 富山市郊外櫻谷の西方山腹に一大梅林あり、即ち長岡村北代の梅林にして俗に一萬歩とも稱す、春日漸く暖かさを感ずるとき清香馥郁衣袂を撲ち、滿眸花ならざるはなく、雅客の吟賞するもの多し。

**角間梅林** 婦負郡八尾町を距る五町、城ヶ山公園の麓、卯花村角間一圓の梅林を云ふ、附近の平原殆んど梅林にして、三月下旬より四月上旬に亘り紅白の梅花開き、清香馥郁觀梅の客夥し、果實の産額亦尠ならず、角間梅と稱し八尾郷の需要を滿たし、尙ほ富山飛驒地方に搬出す。

**放生津潟** 一に越湖と云ひ、射水郡新湊町の東端に在り、新湊町牧野村片口村堀岡村に圍まれたる周廻一里二十町餘の潟なり、湖中に鼈島と稱する島あり、明和年中に築かれ、島上辨財天の祠あり、毎年七月三十日には盛んなる例祭あり、この潟には蜆、白魚、鱒、鮒、鮎等を産す。

**奈古浦** 射水郡新湊町堀岡村海岸一帶の稱なり、自砂青松一里許り連りて、漁家彼處此處に點在し、鹽垂衣も風情あり、西北能登半島の翠黛を烟波漂渺の間に望み、東南立山連峰の雄姿を碧空天涯の外に仰ぐなど、景勝の地として大伴家持以來屢々詩歌に歌はる。

**布勢圓山** 水見町の西南一里餘、水見郡布勢村の中央にある一孤丘なり、東西約四十間、南北六十間、岳上に大彦命を祀れる式内布勢神社及大伴家持を祀れる御陰神社あり、眺望絶佳の地なり、往昔此の地布勢湖中の一島嶼なりしが、大伴家持屢々遊覽せし處なり。



**二上山** 高岡市の北一里に在り、射水、氷見兩郡の境に兀立する名山なり、東の高峰を二上御前又奥院といひ、元二上神の鎮座し給ひし所なり、西の一峰を獅子ヶ面又袴腰といひ、守山城の趾なり、この山標高二百七十三米に過ぎざるも、四方眼界を遮るものなく、越中西半の形勢手に取るが如くに見え、山光水色亦觀賞を恣にするを得、來遊の人絶えず、國主大伴家持二上山賦をつくり、守護斯波義將寒月雪景の美觀に感じ自ら雪溪と號せしも此山なり。

**有磯海** 氷見町より南方太田村大字澁谷新に至る海を有磯海と稱す、海岸一帯白砂洗ふが如く青松と相映するあたり風光極めて明媚なり、有磯貝、うつせ貝、あざり貝は特産なり。

**男岩女岩** 氷見郡太田村澁谷新の海中にある二大岩嶼なり、男岩は高さ六丈、圍り七十間許り、突兀として水面を抜く、岩上には古松蔚蒼として生じ、女岩は高さ五丈、圍り五十間許りにして頂上の綠樹影を碧波に浸し頗る雅趣あり。

**灘浦** 氷見郡阿尾村より東、能登國境に至る近海五里許りの間を灘浦と云ふ、斷崖絶壁到る處に相接き、有磯海の勝能州の景と共に隻眸の裡に入り、蛇ヶ島、佛島等其の間に在りて、風光極めて明媚なり、又灘浦には鮒の漁獲多きを以て全國に名高し。

**唐島** 元雪島と稱し、氷見郡氷見町の西北十餘町の海中に在り、周圍五、六町、奇岩怪石起伏し、波濤を抜くこと十丈許りなり、島内に辨財天の祠ありて、風光明媚、雅客遊賞の地なり、傳説に依れば元徳二年氷見光禪寺の開祖、素哲和尚の弟子大智唐土に遊學し、歸朝後此島に參籠せしより後、唐島と呼ぶに至れりと云ふ。

**田子の白藤** 白藤は氷見郡宮田村下田子、藤波神社の境内に在り、奈良朝の時都人士の越中に下るもの二上山を富士に擬し、此の地一帯を田子の浦に比せしより此の名あり、古來藤花の名所に於て、謠曲、藤に歌はれし以來其の名最も世に著はる、一説には謠曲の藤は安永九年氷見町朝日に移れる光照寺の田子に在りし時、白藤を見て作りしものともいへり。

**義經雨晴** 氷見郡太田村澁谷の海岸にあり、三箇の巨巖上に一大平面岩を戴きて宛然一小室をなす、高さ三丈、周圍二十間、老松二、三其上に茂り一段の風致を添ふ、傳説によれば文治三年源義經、奥州落の途次安宅關を越え此地を過ぎし時、偶々驟雨に遇ひこの岩下に憩ひ、雨の霽るゝを待ちしにより、此名を得たりと云ふ、此地一帯の海岸を澁谷崎といひ、國司大伴家持屢々遊覽せし處にして俗に岩崎ともいふ、第三紀層の山脚近く海に迫りて、所々に貝類化石を出すところあり、風光極めて秀麗の地にして磯吹く風は颯々として青松を鳴らし、岩打つ男浪女波岩角を嚙み、白砂を洗ひ、恰も圖幅の如き觀あり、従つて遊覽勝地として其の名高く、別荘を構ふるもの旅館の設備等増加し、夏季の遊覽客雜踏するに至り、大正九年名勝地として本縣知事より假指定をうくるに至れり。

**蛇ヶ島** 氷見郡女良村の海上廿餘町の所にあり、周圍凡そ二町餘、老樹矮幹茂生し風景明媚なり、今や氷見港より定期汽船の往來するありて遊覽者に便せり。

**庄川辨財天** 東礪波郡雄神村庄金剛寺と中野村との間に當り、庄川の中流に鬱蒼たる樹林に圍まれたる一社壇あり、天正十三年十一月の大地震に東山崩れて庄川を填め、二十日後決潰せしか中流にこの大岩ありて水流を緩和し、下流の人々その岩上に一社を建て辨財天を祀れり、此地眺望



絶佳なり。

**天柱石** 東礪波郡五箇山中、庄川の兩岸には奇石怪巖多し、城端より四里平村上松尾の高原中に一巨岩ありて斜に屹立すること凡三百尺、其の形大魚の天に沖せんとして半身を顯すに似たり、天柱石と稱す、亦一奇觀たり。

**繩ヶ池** 城端町の南、藁谷村の山上約一里の處に在り、周廻十八町、東岸に鏡岩と稱する巨巖あり、山腹にまた七つ岩と稱する怪岩あり、池水清くして一點の埃なく深さ測り知る能はずと云へり、大早にも涸れず、霖雨にも濁らず、飲料に供するもの四百餘戸に及び、又灌漑の利極めて多し。

**庄川水電堰堤** 大正八年庄川水力電気株式會社創設せられ、後幾多の難關を経て東礪波郡東山見村字小牧に高さ二百五十呎のコンクリート式堰堤を築かる、上流大牧に至るまで延長七哩のダムを實現せしめ、昭和五年十一月運轉を開始せり、之が爲七哩の溪谷は一大湖と化し、小艇を浮べて遊覽往復に便せり、東洋第一の堰堤たると共に一の名稱地となれり、尙上流祖山にも昭和水电の堰堤ありてダム式水电を開始せり。

**龍宮淵** 西礪波郡宮島村字森屋に至れば、小撫川の河底方十五間許の岩あり、平滑にして大磐の如く、水清冽にして深さ知る可らずと稱せらる、淵上斷崖楓樹多く、蜀錦を織り水に映じ風光佳絶なり、早魃の時、里民此處に雨を祈る時は忽ち雨降るとて村民崇氣を侵さざらん事を警む、此一帯の風光殊に比すべきものなく、遊覽者の最も賞揚すべき地區なり。

**吳羽公園** 富山市の西方郊外に在りて、海拔二百六十四尺、富山高岡間の大平野を東西に區劃

せる一岳陵なり、眺望頗る廣濶、東には日本アルプスの主峰、立山、劍嶽の天空に高く峙つを仰ぎ、北方富山灣漂渺として廣く、遠く能登半島を雲烟の間に望む、瞰下すれば神通の清流、白砂を展べたるが如く、模糊の間に溶流するほとり、富山市街の發達するを見る、蓋し稀觀の大觀なりといふべし、此の如く天然の一大公園にして、而かも史蹟に富み名勝多し、古く石器時代の遺蹟地を始め、不出世の英雄豊臣秀吉の陣跡、佐々成政の剃髮せる道心山あり、梅林桃園の點綴せるありて、花季の雜踏はもとより、四時の遊覽者其の跡を絶たず、冬季は近時スキー場として利用せらる、明治四十二年十月一日先帝東宮に在しませし時行啓あらせられ、又大正十三年五月六日秩父宮殿下立山御登攀の途次御成ありたり。

**新治公園** 下新川郡生地町に在り、先帝東宮に在し給ひし時、明治四十二年十月鶴駕を本郡に枉げさせられたるを記念として設置せられしものにして、園内新治池あり、往古城の湖と稱せられたる一大湖水の遺蹟なり、其池中に月見島ありて、毘沙門天を祀れる松廼宮五重塔あり、昔上杉謙信越中國を攻略の砌、屢々此島に來りて大白星を拜し、天文を考究せし地なりと。

**泊公園** 下新川郡泊町小川温泉場の附近に在り、明治卅五年自轉車競技場並に射的場として開拓せられしものにして、同四十二年四月公園となれり、運動場として利用せらる、外泊温泉來浴客の遊覽地として知らる、本園の傍には郷社泊八幡宮あり。

**花月公園** 下新川郡入善町に在り、元、米澤元健の邸地にして、竹林隴圃なりしが、明治四十三年入善神社移築の當時、其邸地の一部を通路に供用すると同時に開放して公園とせるものなり、園内



に寒玉の瀧及休憩用の長存亭あり、又本園所有者の經營に係る米澤圖書館あり、元代議士米澤紋三郎の銅像は同園の南隅に建てり。

**城ヶ山公園** 婦負郡八尾町に在り、慶應二年富山藩主本町及附近の農兵を集め兵士を訓練せる舊蹟にして俗に訓練場と稱す、明治三十九年乃木將軍北陸の地に微行の際、公園記念碑前に小憩し、町民の請により自ら鋤を執りて植えられし松一株あり、今は將軍の記念となり遠近より來觀するもの絶えず。

**朝日山公園** 氷見郡氷見町西方朝日山の山上に在り登れば富山灣を一眸に萃め、眺望快潤風光極めてよろし、明治三十七八年戰役記念として、明治四十一年神武天皇の銅像を建立せり銅像臺には乃木將軍の揮毫にかゝる「永芳」の二字を銘す。

**高岡公園** 高岡城址にして面積六万三千有餘坪あり、青松鬱蒼碧を湛へし深濠は其周圍を繞り、西北二上山及富山灣を望む處、景致殊に絶佳なり、射水神社は其の中央に鎮座し、前田利長碑及稻垣示の銅像は其間に建設せらる、規模雄大舊態を改めず、全國城址公園中の白眉なり。

**櫻馬場公園** 高岡停車場前通りより北に一直線をなして高岡公園に至る間、櫻樹の並木あり是即ち櫻馬場公園なり、慶長年間前田利長高岡在城の時、騎射場として、長二百七十六間、幅九間の馬埒を設け、兩側に多くの櫻樹を植え付く、其の苗は礪波郡大田村、宗右衛門より獻納せしものと傳へらる、延寶年間に至り枯樹多かりしかは藩に於て吉野山の櫻樹を補植せり、明治維新の際一時荒廢に歸せんとせしか、同廿三年四月市に於て之を買受け同卅五年より之を公園とする事となれり、同

四十二年 先帝東宮に在ませし時此地行啓の際更に之を東部に延長する事とせり、花時に際しては宛然花の墜道を見る如く四方より來觀するもの極めて多し。

**古城公園** 東礪波郡井波町に在り、文明七年八月加賀國主富樫介政親吉崎を攻むるや、本願寺の一向一揆逃れて井波瑞泉寺に頼る者多く、此時瑞泉寺の周圍に壘濠を築きて亂に備へし利波城の址にして、明治四十二年戰死者の忠魂碑を建設し以て公園となせり。

**赤丸公園** 西礪波郡赤丸村に在り、往古淺井神社の神苑地なりしも、中古廢絶して大字赤丸村共有地となり、明治卅八年七月同神社に寄附されて復び社有となれり、同卅九年十二月日露戰役記念として日本武尊の銅像を建立し、又日清戰役記念碑をも此地に移轉し、毎年本村出身戰病死者の招魂祭を執行す。

## 第五節 天然記念物

**ほたるいか群游地** 蜃氣樓と共に富山灣に於ける二大奇觀と稱せらる、此烏賊は富山灣中特に滑川並に魚津を以て最大漁獲地となし、俗名マツ烏賊と云ひ、胴の長さ二寸内外の小形のものにして特殊の發光器を有するを以て他の種類と容易に區別することを得、發光器は腹面の皮膚並に眼側にあるが最大光力のものは腹腕の先端に有する三點にして、其の光達區域は直徑一尺以上に及び、夜間漁獲に際し煌々たる様は恰かも海中のイルミネーションを見るの觀あり、蜃烏賊の發光を初めて學界に發表せられしは、帝國理科大学教授理學博士渡瀬庄三郎にして、實に明治卅八年五